

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	特別安全衛生指導等経費	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和47年度	担当課室	安全課	奈良 篤				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第3条第2項	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	(1) 特別安全指導の実施(技術の進歩に伴い危険性の高い業種(石油化学工業等)及び災害発生率が著しく高く重大災害が多い職種(建設業等)について本省、局署の専門職員による災害防止の指導を行う) (2) 特別衛生監督の実施(職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題になっていることから、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾病及び振動障害の予防のための特別監督指導を実施し、労働者の健康管理及び一般の労働条件等の確保を行う等)							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1) 特別安全指導の実施・・石油化学、建設業等に対する特別安全指導、湾岸荷役業に対する個別指導、発注機関に対する労働災害防止活動実施の指導等 (2) 特別衛生監督の実施・・特別衛生監督指導、林業関係事業に対する監督指導、労働衛生関係指導用手引等の作成 (3) 特定労働災害調査分析費・・災害原因等の災害調査の分析、重篤災害等の災害調査の実施、労働災害科学調査団の派遣							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	51	45	44	57	56	
	執行額		42	38	38			
	執行率(%)		82	85	86			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	労働災害の対前年比減	成果実績	人	116,733	117,958	119,576	119,576以下	
		達成度	%	97.7	99.0	98.6		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	石油化学工業、建設業等の危険性の高い業種の事業場に対して労働災害防止のための安全衛生指導を実施し、対前年比増を目指す。		活動実績 (当初見込み)	件	39,116 (36,148以上)	42,045 (39,116以上)	43,407 (42,045以上)	— (43,407以上)
単位当たりコスト	—		算出根拠	当該事業費は、特別安全衛生指導に要する職員旅費、謝金、図書購入費、備品費等から構成されており、また、安全衛生指導に要する経費は別の事業費からも支出があることから、指導1件当たりのコストを当該経費のみをもって算出することはできないため、単位当たりの算出コストを「—」とした。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	謝金	0.02	0.02	監督指導に係る消耗品の配備状況を踏まえ、必要数量等を見直したことによる減				
	職員旅費	33.9	33.9					
	委員等旅費	0.12	0.12					
	庁費	23.1	22.3					
計	57	56						

事業所管部局による点検					
	項 目		評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働災害を防止するための安全衛生指導等は行政政策に直結し、国家公務員の労働基準監督官しか実施できないものであるとともに、優先度が高く、ニーズも高い。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		－	本事業は、労働災害防止のため、安全衛生指導等を実施するための経費であり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		－		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		－		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		－		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	労働災害の実情に応じ、必要な件数を実施できる目標を立てている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みを上回っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	予算額は減少している一方で、事業の成果たる指導回数を増加させている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		－	－	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	活動指標は達成されているが、成果目標は達成されなかった。今年度から第12次労働災害防計画をスタートさせたところであり、計画に沿って、依然として死亡災害の半数以上を占める建設業・製造業に対して、「墜落・転落災害」、「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に焦点を当てて重点的に取り組むため、引き続き、事業を適正に実施する。				
外部有識者の所見					
点検結果対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減		監督指導に係る消耗品の配備状況を踏まえ、必要数量等を見直したことによる減			
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年	－	平成23年	－	平成24年 1028

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

特別安全衛生指導等経費

厚生労働省
(38百万円)

本省担当部局、局署への指導、
進捗管理



行政経費

A. 事務費
(38百万円)

- (1) 特別安全指導の実施・・・石油化学、建設業等に対する特別安全指導、湾岸荷役業に対する個別指導、発注機関に対する労働災害防止活動実施の指導等
(2) 特別衛生監督の実施・・・特別衛生監督指導、林業関係事業に対する監督指導、労働衛生関係指導用手引等の作成
(3) 特定労働災害調査分析費・・・災害原因等の災害調査の分析、重篤災害

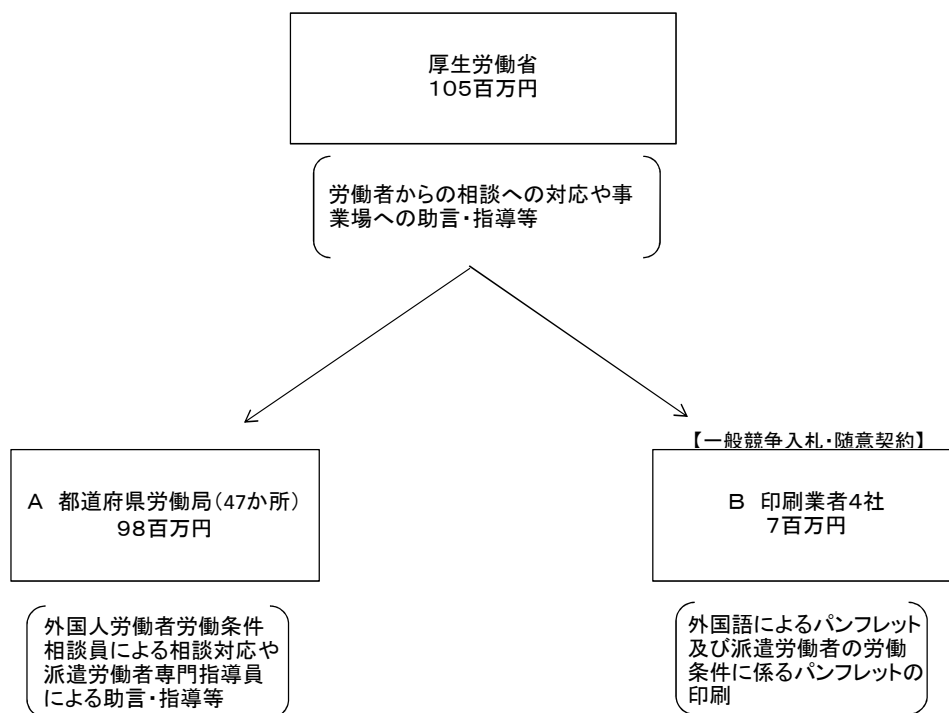
資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

事業所管部局による点検					
	項 目		評 価	評価に関する説明	
国 費 要 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	外国人労働者数は増加傾向にある。また、派遣労働者を含む非正規労働者数も増加傾向にあることから、広く国民のニーズがある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働基準関係法令等に定められた労働条件に関する相談等への対応は、都道府県労働局及び労働基準監督署が行う業務である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	外国人労働者や派遣労働者等の特定分野の労働者の労働条件確保は、業務の特性を踏まえた特別な対策を講ずる必要があるため、優先度が高い事業である。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	外国人相談事例集及び関係パンフレットの印刷については、一般競争入札を行い、競争性が確保された選定をしたが、一部の少額のものについては早急に調達する必要性から随意契約とした。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、業務の特性や労働者の特性を踏まえた特別な対策を講ずる必要がある外国人労働者や派遣労働者等の特定分野の労働者の労働災害等の防止を図るものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	労働基準関係法令等の専門的知識を有する者が相談、助言・指導を行うものであり、その単価あたりのコストの水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	外国人労働者からの相談対応や事業場への指導・助言を行う相談員・指導員の諸謝金・委員等旅費等であり、真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	—	
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みに見合っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	関係パンフレットは十分に活用され、その結果、相談件数の増加につながった。	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点 検 結 果	適正な事業運営に努めた結果、成果目標は達成され、活動実績は活動指標を上回る結果となった。 外国人労働者数は高水準で推移しており、外国人労働者は、日本語や日本の労働慣行に精通していないこと等から、労働条件確保上の問題が生じやすく、特に技能実習生については、法定労働条件確保上の問題が依然として認められる。 また、非正規労働者は、平成24年には過去最高の水準となっており、非正規労働者は、賃金の支払や解雇手続等の労働条件確保上の問題が生じやすく、法定労働条件の確保がますます重要となっている。 このため、引き続き、特定分野の労働者に対する法定労働条件の確保・改善に向けた本事業を実施していく必要があると考える。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	事業計画の進捗を踏まえ、外国人労働者のためのホームページ修正のための翻訳費用の計上を見直したことによる減。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年		平成23年		平成24年
					1029

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.都道府県労働局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	外国人労働者労働条件相談員・派遣労働者専門指導員の謝金	72			
職員旅費	職員の集団指導会場までの旅費	1			
庁費	会場借料、労働保険料等	25			
計		98	計		0
B.(株)アイネット			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
印刷費	印刷費	2			
計		2	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	10		
2	静岡労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	9		
3	愛知労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	8		
4	大阪労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	8		
5	北海道労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	5		
6	埼玉労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	4		
7	神奈川労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	4		
8	群馬労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	4		
9	兵庫労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	3		
10	三重労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	3		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)アイネット	外国語による労働基準関係法令の解説パンフレットの印刷	2	2	68.8%
2	(株)大和プリント	派遣労働者に係るパンフレットの印刷	2	随意契約	
3	(株)アイフィス	外国人労働者相談事例集の印刷	2	随意契約	
4	大和綜合印刷(株)	技能実習生に係るパンフレットの印刷	1	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート

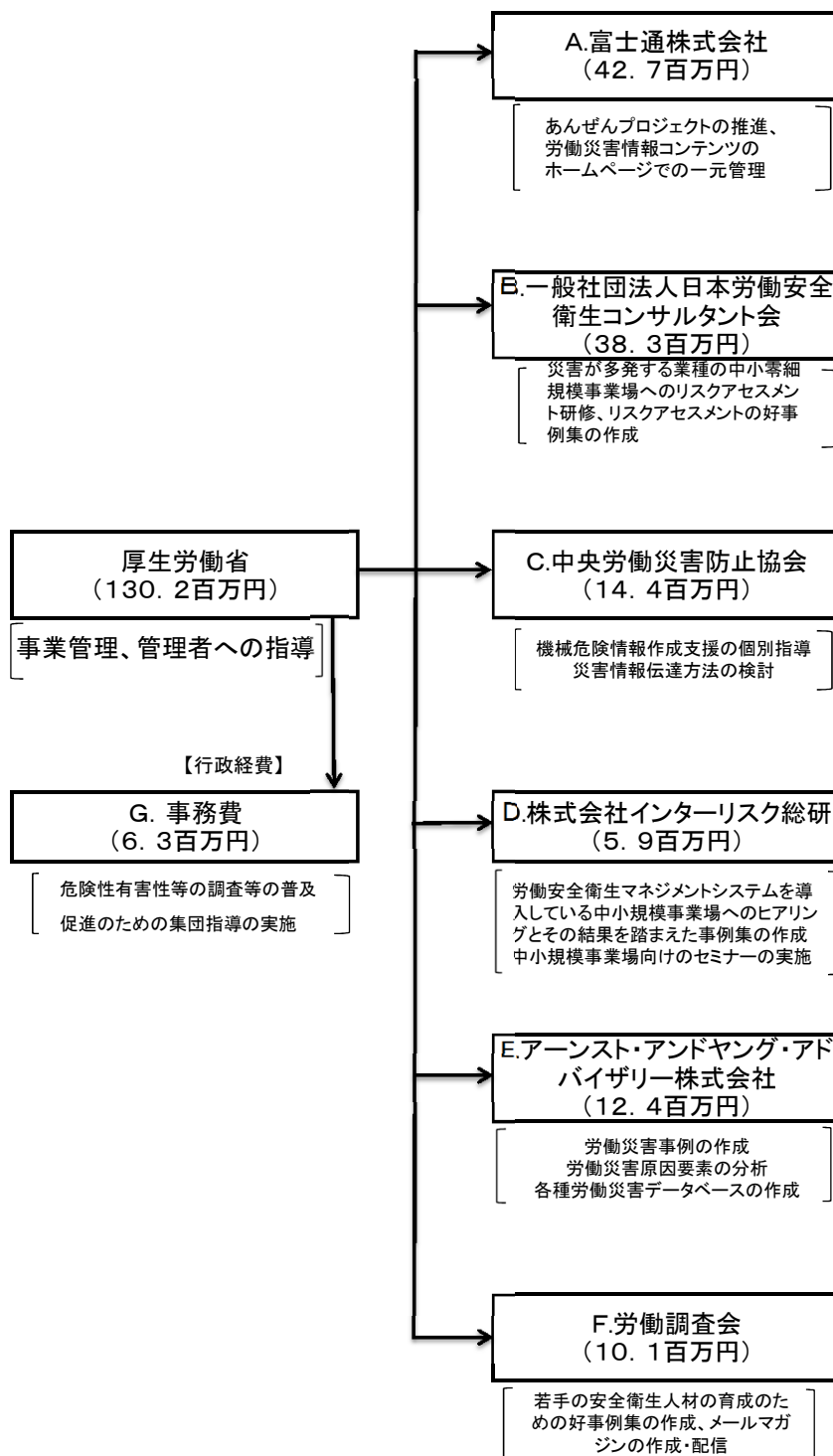
(厚生労働省)

事業名	安全から元気を起こす戦略の推進経費	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度 (平成24年度)	担当課室	安全課	奈良 篤				
会計区分	労働保険特別会計 労働勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第106条第1項	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	最近の厳しい経営環境においても、安全衛生管理活動が後退しないよう、以下の戦略により、企業の安全への取組みを活性化させる。 【戦略1】安全活動に意欲のある企業が評価される仕組みづくり、【戦略2】企業の安全活動の活性化 【戦略3】人材が活き活きと活躍できる職場づくり、【戦略4】安全に対する意欲を呼び起こす公共工事の推進							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	A.あんぜんプロジェクトの推進、労働災害情報コンテンツのホームページでの一元管理 B.災害多発業種中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修の実施 C.機械のリスクアセスメント等の実施 D.災害事例等の作成 E.次代の安全の中核を担う人材育成を目的とした好事例集の作成及びメールマガジンの作成							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算			175			
		繰越し等						
		計			175			
	執行額				130			
	執行率 (%)				74%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	①ホームページ(あんぜんプロジェクト、職場のあんぜんサイト)のアクセス件数を1,100万件以上確保する。(平成24年度限り)		成果実績	—	—	—	①1,267万件 ②96.7%(座学研修)、98.0%(実践研修)	
	②リスクアセスメント研修会参加者から、今後のリスクアセスメントの継続的な取組みに有用であった旨の評価を80%以上得る。(平成24年度限り)		達成度	%	—	—	①115%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	①「あんぜんプロジェクト」ホームページ上での安全活動コンクルの応募事例の掲載を300件以上確保する。(平成24年度限り)		活動実績 (当初見込み)	件・名	—	—	①307件 ②3,105名	
	②リスクアセスメント研修会を開催し、2,000名以上確保する。(平成24年度限り)				—	—	①300件 ②2,000名	
単位当たりコスト	10,133(円/名)		算出根拠	31,461,551円(平成24年実績額)÷3,105名(平成24年度アウトプット実績)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
				(参考)				
				平成25年度からの下記新施策において、労働安全衛生マネジメントシステム研修事業を廃止したことによる減(▲ 6.895百万円)				
				(新施策名:中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施経費(平成25年度～(新25-021))に名称変更)				
	計							

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	最近の厳しい経営環境により、安全衛生管理活動を民間が行う余裕がなくなっているため、ニーズは高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国が主導で発足した事業であり、全国の地方自治体、民間等では広まっていない事業であるため、国が率先して実施する。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	事業概要の戦略1から4を実施することが、労働災害の減少につながっていくことから、政策目的を達成するものである。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札を採用しており、競争性は確保されていると考える。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働災害の防止に貢献するものであり、労働者ひいては事業者の利益になることから、事業者から徴収した労災保険料からの支出が適当であり、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	専門家が実施するのに係る、業務費用(研修等)としては、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業の執行に必要な人件費、講師謝金、旅費、研修教材の作成等に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みを上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	作成した災害情報コンテンツや安全情報サイトは、事業場での安全教育や危険箇所の周知など十分に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	これまで実施してきた事業での課題を反映した事業内容を定めており、成果目標及び活動指標ともに達成しており、適切に事業が実施されたものと評価できる。また、一般競争入札を導入して、事業の効率的な実施に努めている。なお、本事業は、平成24年度限りの事業である。 (新施策名：中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施経費(平成25年度～(新25-021))に名称変更)					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。(長崎)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
—						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減 中小規模事業場に対する労働安全衛生マネジメントシステム普及推進のためのセミナーの廃止による減						
備考						
新施策名：「中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修など実施経費」(平成25年度～)(新25-021)						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	新24-026

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.富士通株式会社			E.アーンスト・アンド・ヤング・アドバイザーズ株式会社		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	データセンターサービス料、職場のあん ぜんサイトの運用、更新、保守、管理	40.7	事業費	人件費、データ入力	11.5
消費税		2.0	管理諸経費	印刷、送料等	0.3
			消費税		0.6
計		42.7	計		12.4
B.一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会			F.労働調査会		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	研修講師謝金、旅費等	34.1	事業費	事例集作成、メールマガジンの作成・配信	9.4
管理諸経費	光熱費、通信運搬費等	2.4	管理諸経費	事例集発送費等	0.2
消費税		1.8	消費税		0.5
計		38.3	計		10.1
C.中央労働災害防止協会					
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	個別指導、災害情報伝達方針の検討	8.7			
管理諸経費	人件費等	5.0			
消費税		0.7			
計		14.4	計		0.0
D.株式会社インターリスク総研					
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	人件費、謝金、旅費	5.1			
一般管理費	光熱費等	0.5			
消費税		0.3			
計		5.9	計		0.0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士通株式会社	「あんぜんプロジェクト」及び「職場のあんぜんサイト」の運営(保守、管理、更新)、「見える」安全活動コンクール」の実施	42.7	1	91.9%

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会	災害が多発する業種の中小零細規模事業場へのリスクアセスメント研修、リスクアセスメントの好事例集の作成	38.3	2	90.4%

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	機械危険情報作成支援の個別指導、災害情報伝達方法の検討	14.4	3	73.0%

D.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社インターリスク総研	労働安全衛生マネジメントシステムを導入している中小規模事業場へのヒアリングとその結果を踏まえた事例集の作成、中小規模事業場向けのセミナーの実施	5.9	4	44.8%

E.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アーレスト・アンド・ヤング・アドバイザリー株式会社	労働災害事例の作成、労働災害原因要素の分析、各種労働災害データベースの作成	12.4	2	44.7%

F.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	労働調査会	若手の安全衛生人材の育成のための好事例集の作成、メールマガジンの作成・配信	10.1	3	82.5%

平成25年行政事業レビューシート

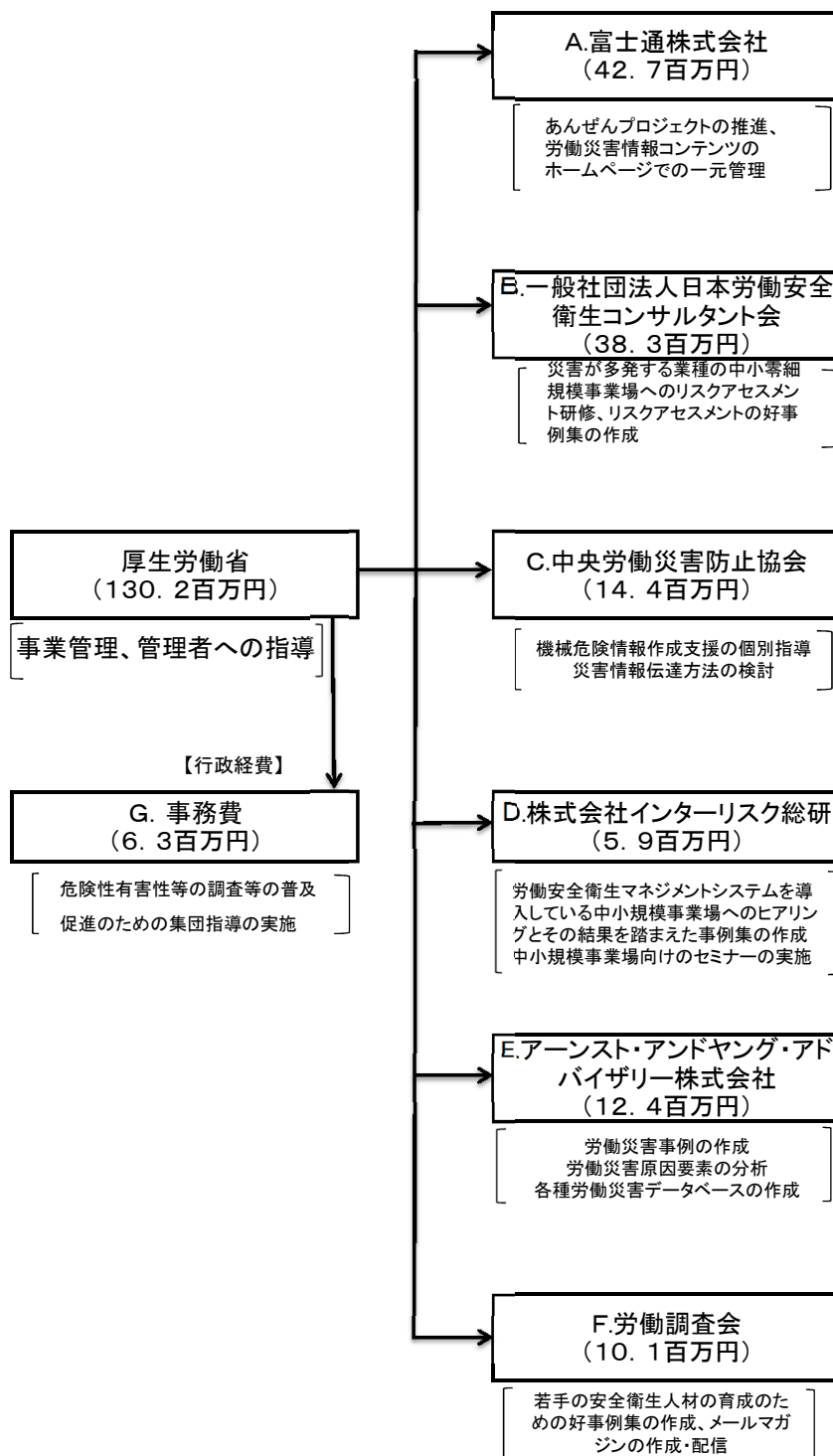
(厚生労働省)

事業名	安全から元気を起こす戦略の推進経費	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者								
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度 (平成24年度)	担当課室	安全課	奈良 篤								
会計区分	労働保険特別会計 労働勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第106条第1項	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画									
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	最近の厳しい経営環境においても、安全衛生管理活動が後退しないよう、以下の戦略により、企業の安全への取組みを活性化させる。 【戦略1】安全活動に意欲のある企業が評価される仕組みづくり、【戦略2】企業の安全活動の活性化 【戦略3】人材が活き活きと活躍できる職場づくり、【戦略4】安全に対する意欲を呼び起こす公共工事の推進											
事業概要 (5行程度以内。別添可)	A.あんぜんプロジェクトの推進、労働災害情報コンテンツのホームページでの一元管理 B.災害多発業種中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修の実施 C.機械のリスクアセスメント等の実施 D.災害事例等の作成 E.次代の安全の中核を担う人材育成を目的とした好事例集の作成及びメールマガジンの作成											
実施方法	■直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他											
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求					
		補正予算			175							
		繰越し等										
		計			175							
	執行額				130							
	執行率 (%)				74%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)				
	①ホームページ(あんぜんプロジェクト、職場のあんぜんサイト)のアクセス件数を1,100万件以上確保する。(平成24年度限り) ②リスクアセスメント研修会参加者から、今後のリスクアセスメントの継続的な取組みに有用であった旨の評価を80%以上得る。(平成24年度限り)			成果実績	—	—	—	①1,267万件 ②96.7%(座学研修)、98.0%(実践研修)				
				達成度	%	—	—	①115%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込				
	①「あんぜんプロジェクト」ホームページ上での安全活動コンクルの応募事例の掲載を300件以上確保する。(平成24年度限り) ②リスクアセスメント研修会を開催し、2,000名以上確保する。(平成24年度限り)			活動実績 (当初見込み)	件・名	—	—	①307件 ②3,105名				
						—	—	①300件 ②2,000名				
単位当たりコスト	10,133(円/名)			算出根拠	31,461,551円(平成24年実績額)÷3,105名(平成24年度アウトプット実績)							
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由								
				(参考) 平成25年度からの下記新施策において、労働安全衛生マネジメントシステム研修事業を廃止したことによる減(▲ 6.895百万円) (新施策名:中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施経費(平成25年度～(新25-021))に名称変更)								
	計											

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	最近の厳しい経営環境により、安全衛生管理活動を民間が行う余裕がなくなっているため、ニーズは高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国が主導で発足した事業であり、全国の地方自治体、民間等では広まっていない事業であるため、国が率先して実施する。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	事業概要の戦略1から4を実施することが、労働災害の減少につながっていくことから、政策目的を達成するものである。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札を採用しており、競争性は確保されていると考える。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働災害の防止に貢献するものであり、労働者ひいては事業者の利益になることから、事業者から徴収した労災保険料からの支出が適当であり、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	専門家が実施するのに係る、業務費用(研修等)としては、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		－	－		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業の執行に必要な人件費、講師謝金、旅費、研修教材の作成等に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		－	－		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		－	－		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みを上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	作成した災害情報コンテンツや安全情報サイトは、事業場での安全教育や危険箇所の周知など十分に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		－	－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	これまで実施してきた事業での課題を反映した事業内容を定めており、成果目標及び活動指標ともに達成しており、適切に事業が実施されたものと評価できる。また、一般競争入札を導入して、事業の効率的な実施に努めている。なお、本事業は、平成24年度限りの事業である。 (新施策名：中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施経費(平成25年度～(新25-021))に名称変更)					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。(長崎)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
－						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減 中小規模事業場に対する労働安全衛生マネジメントシステム普及推進のためのセミナーの廃止による減						
備考						
新施策名：「中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修など実施経費」(平成25年度～)(新25-021)						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	－	平成23年	－	平成24年	新24-026

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.富士通株式会社			E.アーンスト・アンド・ヤング・アドバイザーズ株式会社		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	データセンターサービス料、職場のあん ぜんサイトの運用、更新、保守、管理	40.7	事業費	人件費、データ入力	11.5
消費税		2.0	管理諸経費	印刷、送料等	0.3
			消費税		0.6
計		42.7	計		12.4
B.一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会			F.労働調査会		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	研修講師謝金、旅費等	34.1	事業費	事例集作成、メールマガジンの作成・配信	9.4
管理諸経費	光熱費、通信運搬費等	2.4	管理諸経費	事例集発送費等	0.2
消費税		1.8	消費税		0.5
計		38.3	計		10.1
C.中央労働災害防止協会					
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	個別指導、災害情報伝達方針の検討	8.7			
管理諸経費	人件費等	5.0			
消費税		0.7			
計		14.4	計		0.0
D.株式会社インターリスク総研					
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	人件費、謝金、旅費	5.1			
一般管理費	光熱費等	0.5			
消費税		0.3			
計		5.9	計		0.0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士通株式会社	「あんぜんプロジェクト」及び「職場のあんぜんサイト」の運営(保守、管理、更新)、「見える」安全活動コンクール」の実施	42.7	1	91.9%

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会	災害が多発する業種の中小零細規模事業場へのリスクアセスメント研修、リスクアセスメントの好事例集の作成	38.3	2	90.4%

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	機械危険情報作成支援の個別指導、災害情報伝達方法の検討	14.4	3	73.0%

D.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社インターリスク総研	労働安全衛生マネジメントシステムを導入している中小規模事業場へのヒアリングとその結果を踏まえた事例集の作成、中小規模事業場向けのセミナーの実施	5.9	4	44.8%

E.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アーレスト・アンド・ヤング・アドバイザリー株式会社	労働災害事例の作成、労働災害原因要素の分析、各種労働災害データベースの作成	12.4	2	44.7%

F.

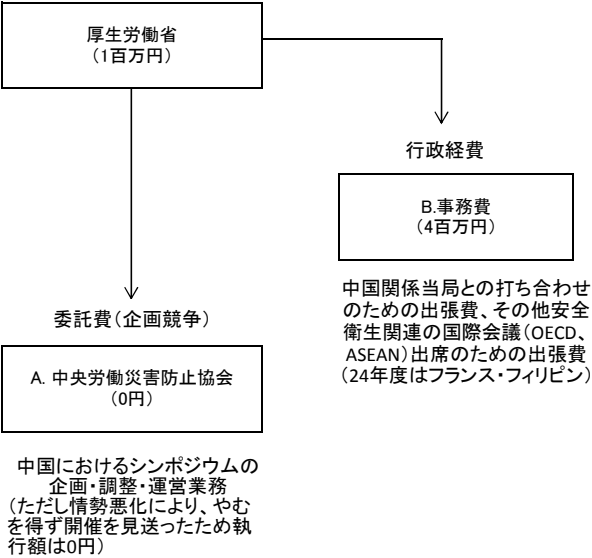
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	労働調査会	若手の安全衛生人材の育成のための好事例集の作成、メールマガジンの作成・配信	10.1	3	82.5%

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	日中安全衛生プラットフォーム事業	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度	担当課室	計画課	井内 雅明				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	中国の安全衛生水準は低く規制・監督体制も不十分なため、我が国では使用が禁止されている含有物の原材料が中国から輸入される等の事案が発生したり、また中国に進出する日系企業は競争条件上、国内並の安全衛生対策を行うことには消極的になりがちである。本事業により中国地元企業も含めて安全衛生の底上げを図ることにより、中国からの輸入品の安全性向上による国内労働者保護や、中国で勤務する日本人労働者の労働災害などの防止に資する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働安全衛生に係る国際会議に職員を派遣し、当該分野の国際動向について、情報を収集する。また、中国においては、年に一度、日中間で局長級をトップとする政策対話を実現する。政策対話においては、双方の安全衛生政策に関する情報交換・意見交換、日中間で生じている事案についての協議などを行う。また、この対話を通じ、日中双方で問題事案が発生した場合に相互連絡を取り合う体制を構築する。また、政策対話の実現に併せて、専門家も交えて安全衛生をテーマとするシンポジウムを開催する。その中で、中国の政策立案に役立つ知識・ノウハウについても紹介する。							
実施方法	☒ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算			10	9	9	
		補正予算						
		繰越し等						
	計				10	9	9	
	執行額				4			
執行率 (%)				40%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	【平成24年度まで】 中国で開催する労働安全衛生シンポジウムの参加者を100名以上とする。		成果実績	名			0	
			達成度	%			0	
	【平成25年度】 事後アンケートにおいて、シンポジウム参加者の80%以上から、「有意義であった」との回答を得る。		成果実績	%				80
		達成度	%					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	【平成24年度まで】 中国において、労働安全衛生シンポジウムを年1回開催する。		活動実績 (当初見込み)	回			0 (1回)	
	【平成25年度】 中国で開催する労働安全衛生シンポジウムの参加者を100名以上とする。		活動実績 (当初見込み)	名				— 100
単位当たりコスト	47,910(円/人・回) ※1回のシンポジウムに100人参加した場合		算出根拠	政策対話・シンポジウムは1回実施することになっているため、単位あたりコストは実施に要する費用(24年度契約額)で表す。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費	4.5	4.5	シンポジウム実施に係るコーディネーターの業務従事日数の見直しによる減				
	行政経費	4.5	4.5					
計	9	9						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	第12次労働災害防止計画においては、国際動向を踏まえた政策推進が謳われており、経済交流が多い中国との安全衛生分野での情報交換に国費を投入することは妥当。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	中国との政策対話のため、民間・自治体に委ねることは困難。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	第12次労働災害防止計画においては、国際動向を踏まえた政策推進が謳われており、経済交流が多い中国との安全衛生分野での情報交換は不可欠。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	事業実施には高度な専門性や国際的なネットワークが必要となことから、企画競争により委託先を選出した。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	中国は対日貿易や日本企業の進出数も極めて多いが、安全衛生水準は低く、我が国の安全衛生にも影響を及ぼす可能性があり、安全衛生に係る問題について、中長期的な視点から意見交換を行うことが我が国の労働者の安全衛生確保に資することから、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	中国におけるシンポジウム開催の準備費用及び実施費用として、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		—			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	平成24年8月～9月にかけて中国においては尖閣諸島をめぐる状況等を受け、対日感情が悪化したため、中国におけるシンポジウムの開催については情勢の鎮静化後に行うこととし、その後中国情勢の動向に着目していたが、年度末に至り最終的にシンポジウム開催に至らなかった。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	成果目標等に記載している中国のシンポジウムについては、平成24年8月～9月にかけて尖閣諸島をめぐる状況等を受け、中国における対日感情が悪化したため情勢の鎮静化後に行うこととし、その後中国情勢の動向に着目していたが、年度末に至り最終的には開催に至らなかった。平成25年度は情勢安定後に実施することとする。国際会議への出席については、OECD（パリ）、ASEAN（フィリピン）にて実績があり、今後も国際動向の情報収集や日本の施策の発信のため、引き続き必要と考えられる。					
外部有識者の所見						
執行率を勘案し予算額への反映が必要。（長崎、井手）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	シンポジウム実施に係るコーディネーターの業務従事日数の見直しによる減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	新24-027

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

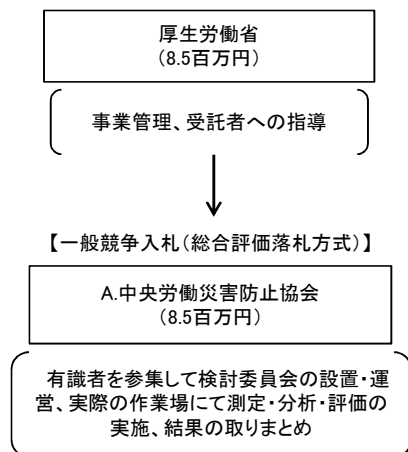
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	新たな作業環境測定方法の実証的検証		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度開始・平成25年度終了		担当課室	化学物質対策課環境改善室		徳田 剛		
会計区分	労働保険特別会計 労働勘定		政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	化学物質の生体影響は、各物質の特性(粒子径の大きさや水溶性か否か等)により異なるところ、作業環境測定の評価基準となる管理濃度はその時々の知見に応じて見直しを行っているが、測定の方法自体についても、最新の知見を取り入れ、現行の手法の妥当性を検証するとともに、必要に応じて新たな手法を検討していく必要がある。本事業では、各物質の特性に応じた測定方法の検討を通じ、事業場における作業環境管理の向上に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	作業環境測定の具体的な測定手法は作業環境測定基準に規定されており、特定化学物質及び有機溶剤の一部については検知管による簡易な測定方法が認められている。近年の技術開発により、現行の測定基準では認められていない化学物質であっても定量できる検知管が開発されていることから、精度よく定量できる化学物質の検証を行う。また、管理濃度の見直しによる低濃度化等の状況を踏まえ、現行の測定基準で定める測定手法が今もなお精度よく定量できる手法であるか妥当性を検証する。(25年度限りの事業)							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算			9	9		
		繰越し等						
		計			9	9		
	執行額				8.5			
	執行率(%)				91.5%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	成果実績						対象2物質 (N,N-ジメチルホルムアミド、ニッケル)について新たな測定手法を確立した。	現行の測定基準よりも簡易な測定手法を10物質程度確立する。
	達成度			%			—	
	本事業のアウトカムとして考え得るのは、各年度に測定手法を新たに確立できた物質・手法の数であるが、対象とする物質・手法の特性によって必要な検証精度やコスト等は異なるところ、年度ごとに検証対象にできる物質・手法の数は一律に比較できるものとはならないことから、経年比較のための定量的指標は設定できない。 各年度における定性的成果指標は次のとおり。 (平成24年度) 対象2物質に応じた測定手法を確立する。 (平成25年度) 現行の測定基準よりも簡易な測定手法を10物質程度確立する。							
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	活動実績 (当初見込み)						対象2物質について各種測定手法の妥当性の検証を行った。	10物質程度について、現行の測定基準よりも簡易な測定手法について妥当性の検証を行う。
	本事業のアウトプットとして考え得るのは、各年度に検証を行った物質・手法の数であるが、アウトカムと同様の理由により、経年比較のための定量的指標は設定できない。 各年度における定性的活動指標は次のとおり。 (平成24年度) 対象2物質について、条件を様々な変え、複数の測定手法について妥当性の検証を行う。 (平成25年度) 10物質程度について、現行の測定基準よりも簡易な測定手法について妥当性の検証を行う。						—	—
単位当たりコスト	4,270千円／物質			算出根拠	平成24年度の支出額8,539千円、対象2物質から1物質当たり単価は8,539千円÷2物質＝4,270千円となる。(なお、平成24年度と平成25年度では、委託事業としての予算規模は同程度であるものの、検証対象とする手法が全く異なり、対象物質数が大きく異なるところ、1物質当たり単価を年度間で比較することは有効な意味を持たないことに留意。)			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費	9		平成25年度限りの事業				
	計	9						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	作業環境測定は、国が労働安全衛生法令により、一定の有害業務を行う作業場に広く実施義務を課しているものであるところ、より効果的な測定手法の開発・導入は、全国の作業場における作業環境管理のあり方に大きく影響する。 物質の特性に応じた新しい測定方法や現行の測定手法の妥当性に係る検証は、測定対象業務を実施している事業場における作業環境管理の向上に広く資するものであり、そのような測定手法の検討等を行う本事業には、広くニーズが存在する。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	作業環境測定の方法等は、厚生労働大臣告示により規定されているものであるところ、新しい手法の導入に向けた検討や現行の手法の妥当性の検証等を行う本事業は、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は、一般競争入札（総合評価落札方式）により調達を実施している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	物質の特性に応じた新しい測定方法や、現行の測定手法の妥当性に係る検証を行う本事業は、測定対象業務を実施している事業場における作業環境管理の向上に広く資するものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、実際の事業場における作業環境測定費用や、検討委員の謝金・旅費等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	—		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	試料採取方法や分析手順等で改善すべき点が報告されるなど、活動実績は見込みに見合ったものとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	今後、管理濃度等検討会において測定方法の検討材料となる予定である。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	類似する事業はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	平成24年度は目標を達成しており、有効に事業を運営できているものと評価できる。 平成25年度においても、広くニーズが存在する状況に変化はなく、また、成果を活用していく方針にも変化はない。 なお、本事業については、平成25年度事業の中で具体的な制度の改善等に係る行政施策の検討に移行できるだけの成果が得られるか検証してから、平成25年度をもって終了する。					
外部有識者の所見						
事業目的の達成状況を十分検証の上、事業の継続について判断すること。（長崎、井手）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	当初の目標が一度達成された事業について、さらに高い目標を設定して実施を継続する必要があるかという観点から、事業目的の達成状況を十分検証のうえ、事業の継続について判断するべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	新24-029

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.中央労働災害防止協会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	委員等謝金	0.4			
旅費	委員等旅費、業務連絡等交通費	0.3			
委託業務従事者 経費	委託業務従事者経費	3.2			
作業環境測定等 費用	検討会旅費、実地測定に係る旅費など	3.9			
その他庁日	機材、会場等の借料など	0.3			
消費税	消費税	0.4			
計		8.5	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

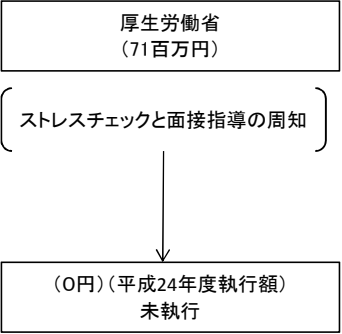
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	有識者を参集して検討委員会の設置・運営、実際の作業場にて測定・分析・評価の実施、結果の取りまとめ	8.5	2	95.5%

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	ストレス症状を有する者に対する面接指導制度の周知	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者										
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度開始	担当課室	労働衛生課	泉 陽子										
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。											
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、 通知等	第12次労働災害防止計画											
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成23年12月に、労働者に対する医師又は保健師によるストレスチェックと医師による面接指導等の実施を事業者に義務づける労働安全衛生法の改正法律案が国会に提出され、昨年11月廃案となったが、再提出に向けて検討を行っているところである。 本事業では、ストレスチェックと面接指導等の導入を広く周知し、事業場で円滑に導入されることを目的とする。													
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	本事業の目標を達成するため、改正労働安全衛生法の成立を背景として、リーフレットの配布等により、ストレスチェックと面接指導等の導入を広く周知する。 ※24年度は、労働安全衛生法改正案が廃案となったため、事業を実施しなかった(未執行)。以下、24年度の実績については記載を省略した。													
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他													
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求							
		補正予算			71		70							
		繰越し等												
		計			71		70							
	執行額				0									
	執行率(%)				0									
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)					
	事業者等が説明会に参加した結果、制度や取組方法等の説明内容について理解できた旨の回答の割合を80%以上とする。			成果実績	%	—	—	—	80					
				達成度	%	—	—	—						
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込					
	説明会を各都道府県で3回以上実施する			活動実績 (当初見込み)	回	—	—	—	—					
						—	—	—	(222)					
単位当たり コスト	313, 239(円/回)			算出根拠	69, 539千円/222回=313, 239円/回									
平成 25 ・ 26 年度 予算 内訳	費 目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由										
	委託費		70	—										
	計		70											

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みは、自殺防止対策や過重労働による健康障害防止対策の観点から重要であり、その具体的取り組みであるストレスチェックと面接指導の実施を事業者に周知取り組みを促進する本事業は、国費を投入して実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	法律に基づく面接指導を含むことから、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を増加させる政策目的に合致しており、優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		－	調達を行っていない。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は労働者の精神障害等による労災の予防のため、事業者に対し支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		－	－		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		－	－		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費のほとんどが、周知のためのパンフレット等印刷費用、説明会の実施に必要な費用に使用される。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		－	執行していないため、記載なし		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	改正労働安全衛生法で義務づけるストレスチェックと面接指導等が適切に実施されるためには、関係機関と連携しての事業場に対する直接・間接での周知啓発が重要であり、効果的に実施できる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		－	－		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		－	執行していないため、記載なし		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		－			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	前述のとおり未執行であるので、成果目標及び活動指標の結果がないところであるが、職場におけるメンタルヘルス対策の一環として、ストレスチェックと面接指導について周知啓発を行う必要がある。 また、周知事業の実施に当たっては、関係行政機関等との連携を密にし、効果的・効率的な周知方法を選択する必要がある。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	職場におけるメンタルヘルス対策として、リーフレットの配布等により、ストレスチェックと面接指導等の導入を周知するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年		平成23年		平成24年	新24-030

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

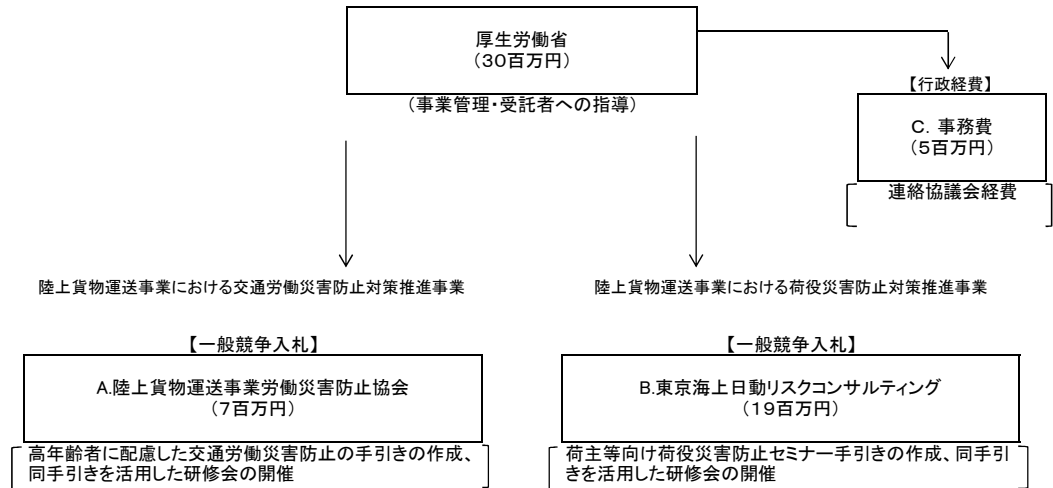
A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

平成25年行政事業レビューシート

事業名	陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進			担当部局庁	安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度			担当課室	安全課		奈良 篤		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第3条第2項			関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷災害については、平成元年以降、13,000人台から17,000人台で推移しており、労働災害全体が減少する中、その占める割合は、平成元年の7.9%から平成23年は12.6%へと上昇している。内訳を見ると、荷役作業時の労働災害は約70%となっていることから、労働災害の発生件数を減少させていくためには、荷役作業の安全対策について一層の取組が必要になっており、この事業により労働災害の減少を目指す。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)教材等作成業務として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を普及させるため、研修会等(2)(3)で使用する教材となるパンフレット等を作成等すること。 (2)研修会の実施として、製造業を中心とした荷主等、陸上貨物運送事業者を対象に研修会を全国47都道府県で開催する。 (3)産業安全の専門家による荷役作業時の現場安全診断及び設備設置等の改善指導を全国150事業場で実施する。								
実施方法	☒ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算			38	36	41		
		補正予算							
		繰越し等							
	計				38	36	41		
	執行額				30				
執行率(%)				79					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	研修会の参加について、研修が有益であった旨の評価を80%以上得る。			成果実績		-	-	95	80
				達成度	%	-	-	119	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	(平成24年度) 研修会における出席人数を50名程度確保し、合計47回開催するため、累計2,000名程度に研修を行う。			活動実績 (当初見込み)		-	-	2,250 (1400)	
	(平成25年度) 陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進のための研修会を開催し、2,000人以上参加させる。			活動実績 (当初見込み)		-	-	-	- (2,000)
						-	-	-	
単位当たりコスト	11,643円(人)			算出根拠	26,197,392(平成24年度委託額)÷2,250(平成24年度アウトプット実績)				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費		31	36	活動実績を踏まえ、安全対策ガイドラインの周知研修会の開催数及び専門家の個別診断事業場数を見直したことによる減				
	行政経費		5	5					
計		36	41						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	陸上貨物運送事業における労働災害件数は全産業に占める割合が12%と大きく労働災害件数3割減の目標を達成するためには、災害件数を減らす必要があり、本事業の優先度は高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法106条1項において、労働災害の防止に資するため国の援助が努力義務として定められていることから、本事業は国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落等災害防止対策は、陸上貨物運送事業の労働災害の3割減の目標を達成するための優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札（総合評価落札方式）を採用しており、競争性は確保されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労災の予防のため、事業者に対し支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	研修会参加者が見込みを上回ったため、コストが予定よりやや少なくて済んだ。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費の殆どが委員への謝金に使用されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業は、都道府県労働局や労働基準監督署と連携して、陸上貨物運送事業の労災防止への取組が進んでいない事業場に対し、説明会を開催することとしおり、効果的な実施を図っている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	研修会参加者が見込みを上回った。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	マニュアルとして厚生労働省HPIにも掲載し、周知・活用を図っている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	一部新規事業であり、これまでに実施してきた事業での課題等（執行率の適正化、仕様書の見直し）を反映の上、事業内容を定めている。なお、調達方法については、より高い透明性・公平性を担保できるよう一般競争入札によることとした。また、成果目標及び活動指標ともに達成しており、引き続き、適切に事業を実施する。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。（長崎）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	活動実績を踏まえ、安全対策ガイドラインの周知研修会の開催数及び専門家の個別診断事業場数を見直したことによる減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	-	平成23年	新24-040	平成24年	新24-031

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.陸上貨物運送事業労働災害防止協会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	手引書作成、研修会開催、印刷製本	5			
管理諸経費	消耗品、高熱水料、借室料	2			
消費税		0			
計		7	計		0
B.東京海上日動リスクコンサルティング			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	手引書作成、研修会開催、印刷製本	16			
管理諸経費	消耗品、高熱水料、借室料	2			
消費税		1			
計		19	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	交通労働災害防止のための手引きを作成し、研修会を開催する。	7	1	63.6

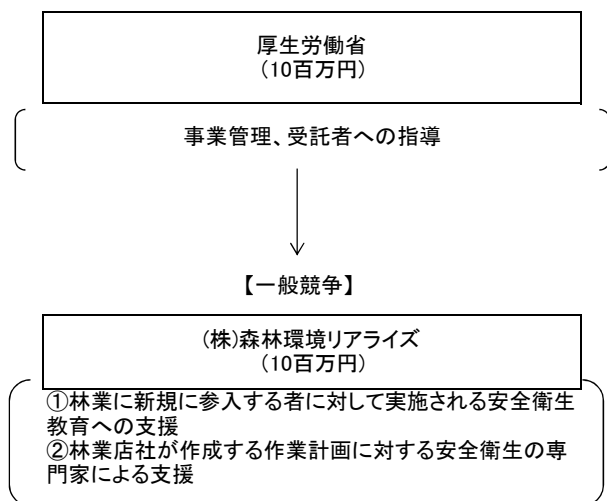
B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京海上日動リスクコンサルティング(株)	荷役災害防止のための手引きを作成し、研修会を開催する。	19	5	70.3

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	林業に新規参入する労働者に係る労働災害防止対策推進事業			担当部局庁	労働基準局安全衛生部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度			担当課室	安全課			奈良 篤	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第106条第1項			関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	林業においては、災害発生率が他の産業に比べて極めて高く、看過できない状況にある。近年の死亡災害の状況をみると、間伐作業中の災害、複数の労働者が近接して作業を行うなどによるものが多く、他業種から林業に新たに参入する者が増加していることもあり、その者による災害が目立つ。このため、林業に新規に参入する労働者等を使用する事業者を対象として、労働衛生教育への支援などにより、労働災害防止対策の徹底を図る必要がある。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	林業に新規に参入する労働者等を使用する事業者を対象として、林業に新規に参入する者に対して実施される安全衛生教育への支援を行うとともに、林業店社が作成する作業計画に対する安全衛生の専門家による支援を行う(平成24年度)。安全性能の高い保護具の着用徹底等の諸外国の先進的な林業労働災害防止対策を調査・検討し、検討結果に基づき取りまとめられた林業労働災害防止対策を林業現場において実地に検証する(平成25年度)。								
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算			11	11			
		補正予算							
		繰越し等							
		計			11	11			
	執行額				10	-			
	執行率(%)				91%	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	(平成24年度) 林業に新規に参入する者に対して実施される安全衛生教育支援の実施の結果、役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。			成果実績	%	-	-	81	-
				達成度	%	-	-	101	
	(平成25年度) 林業の労働災害発生件数対前年比減			成果実績	件	-			1,897以下
				達成度	%	-			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	(平成24年度) 全国で47事業場以上に対して、林業に新規に参入する者に対して実施される安全衛生教育への支援を実施する。			活動実績 (当初見込み)	事業場	- (-)	- (-)	47 (47)	- (-)
	(平成24年度) 全国で47事業場以上に対して、林業店社が作成する作業計画に対する安全衛生の専門家による支援を実施			活動実績 (当初見込み)	事業場	- (-)	- (-)	47 (47)	- (-)
	(平成25年度) 35事業場以上で、先進的な林業労働災害防止対策の調査・検討結果に基づく実地検証を実施する。			活動実績 (当初見込み)	事業場	- (-)	- (-)	- (-)	- (35)
単位当たりコスト	106.117(円/事業場)(予算ベースの見込み)			算出根拠	9,975,000(平成24年度支出額)÷94事業場(平成24年度アウトプット実績)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	事業費	10		-					
	管理費	1							
	計	11	-						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	林業においては、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く他業種から林業に新たに参入する者が増加しており、その者による災害が目立つことから、優先度が高く国費を投入して実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第106条第1項に、労働災害防止に資するため、事業者が行う活動について技術上の助言その他必要な援助を行うことが努力義務とされており、本事業は国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	林業においては、労働災害発生率が他の産業に比べて極めて高く、林業における労働災害を防止することは第12次労働災害防止計画における労働災害による死者、死傷者を減少させるという目的に寄与し、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札(総合評価方式)による調達により実施したもの、一者応札であった。入札説明会に参加し、応札しなかった業者に理由を確認したところ、事業実施体制が整わなかったため応札しなかったとのことであり、競争性は確保されていたと言える。また、総合評価落札方式技術審査委員会による評価を経ており、受託先の選定は妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働災害の防止のため、事業場において支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	単位あたりのコストは、推進指導員などの専門家が指導、支援を行うものとして妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の遂行に要した推進指導員、教材作成委員等に対する人件費、謝金及び旅費、教材等の印刷費に使用されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	支援を行った事業場、店社の数は見込みどおりであった。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	事業において教育支援を受けた事業場の81%が事業について有益であると回答し、約67%が今後も教育支援を希望している。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度事業では事業の目標を達成するとともに、各項目ごとの評価はおおむね妥当であり、平成25年度事業では先進的な林業労働災害対策の検討及び実地検証が実施される見込みであることから、本事業の目的は概ね達成されるため、平成25年度限りの事業とした。なお、一者応札であったため、入札説明会に参加し、応札しなかった業者に理由を尋ねたところ、事業実施体制が整わなかったため応札しなかったとのことであり、競争性は確保されていたと言える。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。(長崎)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
-						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止 平成25年度限りの事業						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	-	平成23年	-	平成24年	新24-032

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.(株)森林環境リアライズ			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	指導員等旅費、謝金、事務局旅費等	9			
管理諸経費	人件費	1			
計		10	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)森林環境リアライズ	①林業に新規に参入する者に対して実施される安全衛生教育への支援 ②林業店社が作成する作業計画に対する安全衛生の専門家による支援	10	1	94%

事業番号										400	
平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		母性健康管理推進支援事業			担当部局庁		雇用均等・児童家庭局			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		平成 2 4 年度			担当課室		職業家庭両立課			職業家庭両立課長 中井 雅之	
会計区分		労働保険特別会計労災勘定			政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等		妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成9年労働省告示第105号） 子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定） 健やか親子21（平成12年度策定）				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図る。									
事業概要 （5行程度以内。別添可）		母性健康管理サイトを引き続き運営し、相談対応や情報提供を行う。女性労働者や事業主に対し、母性健康管理の実態やその措置に関する調査等を実施し、専門家による検討を行った上で、その検討結果を踏まえつつ、周知・啓発のための資料の作成・配布を行い、女性労働者・事業主等に対し、母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発を実施する。									
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他									
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算			36	36	37			
			補正予算								
			繰越し等								
			計			36	36	37			
		執行額				29					
		執行率（％）				80.2					
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （25年度）	
		メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談に対する回答が役に立ったとした者の割合 60％			成果実績	％	—	—	87.5	70以上	
					達成度	％	—	—	145.8	—	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
		母性健康管理サイトのアクセス数			活動実績 （当初見込み）	件	—	—	560,340	—	
							—	—	（ 490,000 ）	（ 500,000 ）	
単位当たりコスト		51円／件			算出根拠	平成24年度における単位当たりコスト＝X/Y X＝委託額 28,546千円 Y＝母性健康管理サイトのアクセス件数 560,340件					
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	諸謝金		2	2	母性健康管理サイトのコンテンツ修正経費に伴う増						
	旅費		1	1							
	庁費		19	19							
	雑役務費		12	14							
	消費税		2	2							
計		36	38								

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件を整備するため、男女雇用機会均等法では、事業主の義務として、妊娠中又は出産後の女性労働者が健康診査等を受けるための時間を確保し、その女性労働者が医師等の指導事項を守ることができるように勤務時間の変更などの措置を実施しなければならないと定められており、女性労働者・事業主に対し、母性健康管理に関する情報提供、周知啓発を実施する本事業は、法の履行確保を図るために国費を投じて実施する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図るためのものであり、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	成果目標の達成手段として位置づけられ、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	支出先は、一般競争入札により決定しており、妥当である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、妊娠中の女性労働者や事業主に対して母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発を行っており、労働災害の予防等に資するものであることから、負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	一般競争入札により契約額を決定し、事業目的が達成されるよう、ウェブサイトの内容の工夫や周知に努めているので、単位当たりのコストの水準は妥当なものである。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	本事業は、妊娠中の女性労働者や事業主に対する母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発のための経費のみで構成されており、必要最低限のものとなっている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			△	一般競争入札により実施したこと、また予定よりも早く事業の検討委員会での検討結果が取りまとまったこと等から、事業費について予算よりも削減することができたため。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	直接実施するよりも、民間団体のノウハウを活かし、効果的に実施できている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	当初見込みに沿った実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	母性健康管理サイトのアクセス件数は当初見込みに沿った実績となっており、周知広報効果が高いと評価できる。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－	－	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本事業は、母性健康管理制度の活用を十分に図るため、働いている現場に即した、具体的で効果的な資料の作成を行うとともに、周知広報を行う事業であり、成果目標「メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談に対する回答が役に立ったとした者の割合 60％」に対し87. 5％の実績を達成していることから、引き続き実施することとする。					
外部有識者の所見						
執行率を勘案し予算額への反映が必要（長崎、井出）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	本事業は、一部不用が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	通信運搬費を圧縮（-0.5百万円）					
備考						
母性健康管理サイト http://www.bosei-navi.go.jp/						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	－	平成23年	0049	平成24年	0035

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
29百万円

【委託事業の進行管理、受託者への指導】



【委託・一般競争入札】

A. 一般財団法人女性労働協会
29百万円

- ・専門委員会の開催及び調査の実施
- ・働く女性の妊娠・出産に関する周知・啓発
- ・母性健康管理サイトの運営・管理

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.一般財団法人女性労働協会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	母性健康管理に関する周知・広報	27			
管理諸経費	母性健康管理に関する周知・広報	1			
消費税	母性健康管理に関する周知・広報	1			
計		29	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人女性労働協会	母性健康管理に関する周知・広報	29	3	93.5
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

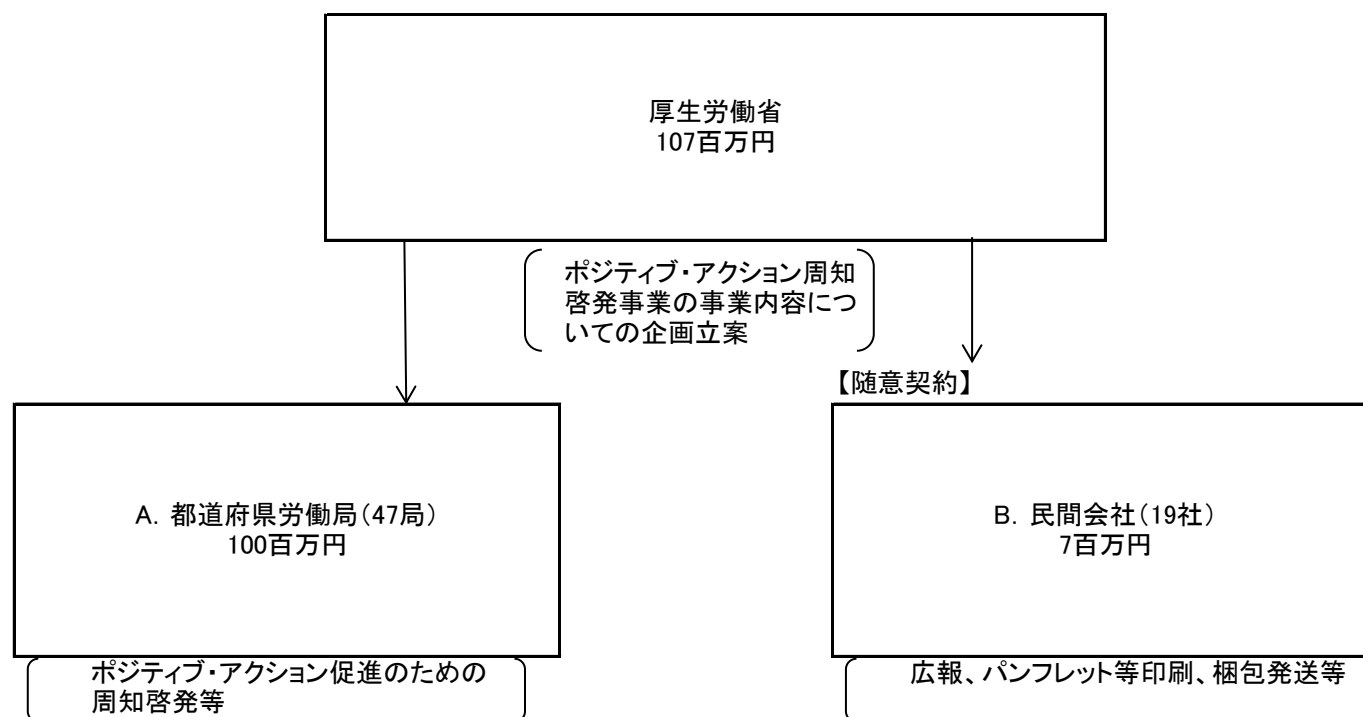
B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）																	
事業名		ポジティブ・アクション周知啓発事業			担当部局庁		雇用均等・児童家庭局			作成責任者							
事業開始・終了(予定) 年度		平成 1 9 年度			担当課室		雇用均等政策課			雇用均等政策課長 成田 裕紀							
会計区分		労働保険特別会計労災勘定／雇用勘定			政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ－１－１ 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること										
根拠法令 （具体的な条項も記載）		雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第14条 労働者災害補償保険法第29条第1項第5号 雇用保険法第62条第1項第5号			関係する計画、通知等		「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) 「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月1日閣議決定)										
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、職場において男女労働者間に事実上生じている格差を解消するために、企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むこと(ポジティブ・アクション)を促進することを目的とする。															
事業概要 （5行程度以内。別添可）		ポジティブ・アクションについて、男女雇用機会均等法の規定の周知を徹底し、職場における男女間格差の解消の必要性についての認識を広めるため、企業と経営者団体や行政が連携した協議会の開催や企業に対して必要な情報提供等を行うとともに、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、雇用均等指導員(均等担当)の設置等により、セクシュアルハラスメント防止対策等を推進する。															
実施方法		■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他															
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求					
		予算 の 状 況	当初予算		110		119		118		191		234				
			補正予算														
			繰越し等														
		計		110		119		118		191		234					
		執行額		71		119		107									
執行率（％）		64.5		100.0		90.7											
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標						単位		22年度		23年度		24年度		目標値 (25年度)	
		機会均等推進責任者を選任する事業所のうち、均等推進に向けて具体的な行動を行い、女性労働者の採用拡大やセクシュアルハラスメント対策の強化を含め継続して働き続けることのできる環境を充実、見直しすることとする事業所の割合 90％以上				成果実績				90.5%		98.6%		96.3%		90.0%	
						達成度		％		100.6		109.6		107			
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標						単位		22年度		23年度		24年度		25年度活動見込	
		機会均等推進責任者数 前年度より増加				活動実績 (当初見込み)		件		75,115 (72,321)		77,860 (75,115)		80,242 (77,860)		— (80,242)	
単位当たりコスト		1,333(円／件)				算出根拠		X: 執行額(107百万円) Y: 機会均等推進責任者(80,242件) 単位あたりコスト＝X/Y									
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由										
	諸謝金		18	104	18	108	単価見直しによる増 指導件数の見直しによる増 指導件数の見直しによる増 資料作成部数見直しによる増										
	職員旅費		－	2	－	4											
	委員等旅費		0	5	1	5											
	庁費		3	59	3	96											
			(労災)	(雇用)	(労災)	(雇用)											
計		21	170	22	212												

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	男女労働者が性別により差別されることがなくその能力を発揮し、充実した職業生活を送ることができるようにするためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けて企業がポジティブ・アクションに取り組むことが重要である。これに対応するためには、ポジティブ・アクションの取組を一層強力に進める必要があり、本事業は上記の目的の実現に資するものと考えられる。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	「子ども・子育てビジョン」「第3次男女共同基本計画」で掲げた目標を達成するためには、ポジティブ・アクションの未取組企業、取組が遅れている業種・規模の企業に対し有効な施策を全国斉一的に展開していくことが必要であることから、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	職場における男女労働者間に事実上生じている格差を解消するため企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むことを促進することは、男女が能力を発揮できる職場環境の整備、ひいては雇用の安定に資するものであり、優先度の高い事業である。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	雇用均等指導員については、ハローワークで公募を行い、公正に採用している。また、少額なものを除き、一般競争入札により調達しており、競争性は確保されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	雇用保険料を財源に、ポジティブ・アクションへの取組を促進することによって、女性労働者の雇用の安定に資する事業であるので、受益者との負担関係は妥当である（労災勘定にて事業を開始したのは平成25年度から）。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	本事業の経費については、女性の活躍推進協議会の開催経費、周知啓発資料の作成経費、部数の精査等によりコストの削減に努めている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	雇用均等指導員の謝金、女性の活躍推進協議会の開催経費、周知啓発用資料作成経費等、真に必要な経費のみを計上している。	
	不用率が大さい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			－	－	
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	経営者団体と連携した女性の活躍推進協議会の開催やポジティブ・アクションについて他の模範となる企業の表彰の実施等は、ポジティブ・アクションについて効果的に普及促進をする手段として実効性が高いものと考えられる。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	当初に見合った実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	ポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメント防止対策にかかる周知啓発用資料を作成し、労使に対する有用な情報を提供している。	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－	－	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	成果目標の達成度も高く、また、活動指標である機会均等推進責任者が前年から約2,400件増となるなど、事業として実績を上げていると思われるが、ポジティブ・アクションの取組を促進するためには、より一層効率的・効果的な行政運営を行う必要がある。このため、印刷物の作成については少額なものを除き一般競争入札を実施するなどコスト削減に努めている。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、職場において男女労働者間に事実上生じている格差を解消するために、企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むこと（ポジティブ・アクション）を促進するための事業であり、本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況						
現 状 通 り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0801	平成23年	0719	平成24年	0632

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.東京労働局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)謝金	5			
庁費	ポジティブ・アクション周知啓発資料印刷・発送費等	3			
計		8	計		0
B.(株)あーす			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
印刷費	ポジティブ・アクション企業向けメッセージ集外5件の印刷	4			
計		4	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	8		
2	大阪労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	6		
3	愛知労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	5		
4	神奈川労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	5		
5	兵庫労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	4		
6	北海道労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	4		
7	埼玉労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	3		
8	千葉労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	3		
9	岐阜労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	3		
10	福岡労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	3		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)あーす	パンフレット等の印刷業務	4	随意契約	
2	(株)内山回漕店	パンフレット等の梱包発送業務	1	随意契約	
3	(株)JTB首都圏 BTO新橋営業所	旅費	0	随意契約	
4	協新流通デベロッパー(株)	パンフレット等の梱包発送業務	0	随意契約	
5	(株)ミクニ照会	表彰用丸筒等購入	0	随意契約	
6	サンテックサービス(株)	パンフレット等の梱包発送業務	0	随意契約	
7	(有)正陽印刷	パンフレット等の印刷業務	0	随意契約	
8	(社福)友愛十字会友愛書房	図書	0	随意契約	
9	港区シルバー人材センター	表彰揮毫	0	随意契約	
10	麴町税務署	所得税	0	随意契約	

平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		雇用均等行政に必要な経費			担当部局庁		雇用均等・児童家庭局		作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		—			担当課室		総務課		総務課長 定塚 由美子	
会計区分		労働保険特別会計労災勘定			政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ－１－１ 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること			
根拠法令 （具体的な条項も記載）		・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等		—			
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		雇用の分野における男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		男女労働者が性別により差別されことなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するための業務に使用する複写機の賃貸借料及び保守料である。								
実施方法		■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	4	1	1	1	1		
			補正予算							
			繰越し等							
			計	4	1	1	1	1		
		執行額		0.2	0.1	0.1				
		執行率（％）		5.2%	10.0%	10.0%				
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （ 年度）
		本経費は複写機の賃貸借料及び保守料であるため、定量的な成果目標の設定とはなじまないものである。			成果実績		—	—	—	—
					達成度	％	—	—	—	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		複写機を使用した印刷枚数			活動実績 （当初見込み）		— (520,512)	287,165 (520,512)	285,520 (520,512)	— (520,512)
単位当たりコスト		0. 49(円／枚)			算出根拠	X/Y X=全執行額(140,282円) Y=印刷枚数(285,520枚)				
平成 2 5 ・ 2 6 年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	庁費		1	1	賃借料の見直しに伴う縮減(－0.2百万円)					
	計		1	1						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	雇用均等行政を推進する上で必要な複写機の賃貸借料及び保守料であり、広く国民のニーズがあるとともに、事業目的達成のため国費投入の必要性がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用均等行政を推進する上で必要な事業に係る複写機の賃貸借料及び保守料であり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	雇用均等行政を推進する上で必要な事業に係る複写機の賃貸借料及び保守料であり、優先度が高い事業である。		
事業の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札により選定している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	一般競争入札によりコストの削減を図っている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本経費は賃貸借料及び保守料のみであり、必要最低限のものとなっている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	不用額は入札の結果、経費が予定より下回ったことにより、支出額が少なかったことにより生じたものである。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	雇用均等行政の円滑な運営に資するための必要な経費であり、経費の執行については実行計画に基づき適正な執行を行っているところであるが、印刷枚数の実績が当初見込みを下回っていること等を勘案し、引き続き執行実績を踏まえた予算要求を行う。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	本事業は、一部不用が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	賃借料の見直しに伴う縮減（-0.2百万円）					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0955	平成23年	0825	平成24年	0724

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省 0.1百万円



【一般競争入札】

A.(株)リコー
0.1百万円

【複写機の保守・賃貸借】

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.株式会社リコー			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	電子複写機保守料	0.1			
消耗品費	ホチキス針購入	0.0			
借料	電子複写機賃借料	0.0			
計		0.1	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)リコー	複写機の保守・賃貸借(※三カ年契約、平成23年度入札)	0.1	4	12.50%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

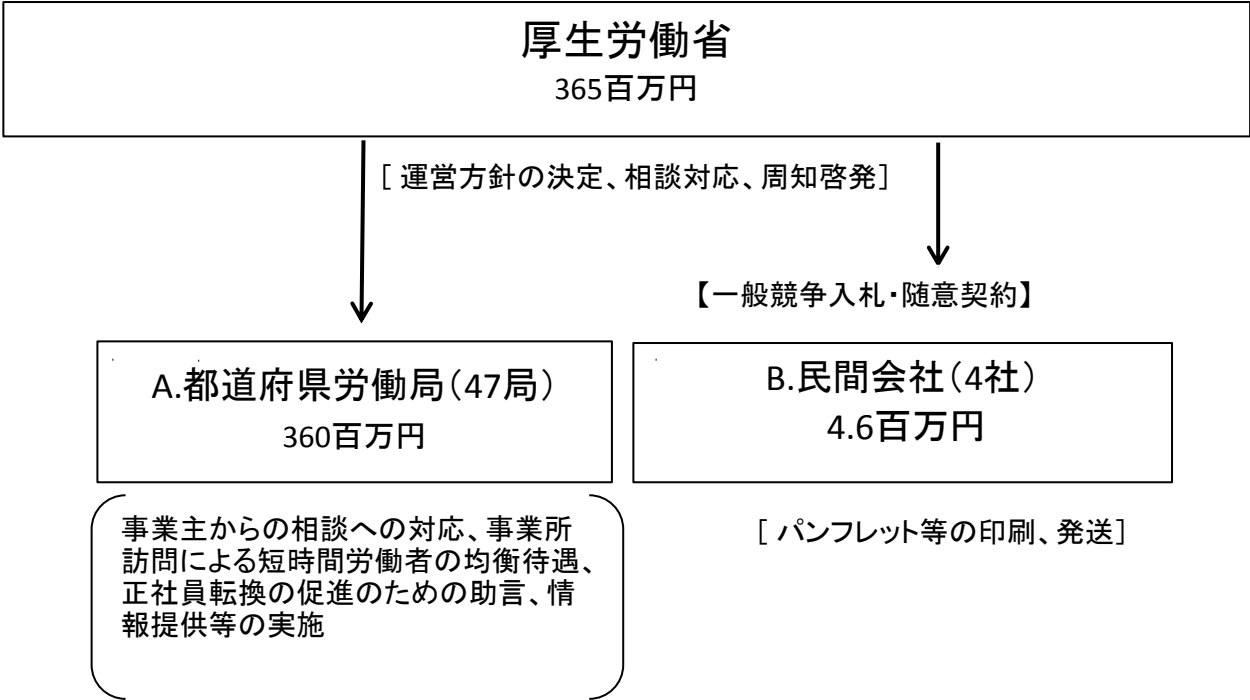
平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）															
事業名		短時間労働者均衡待遇啓発事業			担当部局庁		雇用均等・児童家庭局			作成責任者					
事業開始・終了(予定) 年度		平成 1 9 年度			担当課室		短時間・在宅労働課			短時間・在宅労働課長 田中 佐智子					
会計区分		労働保険特別会計 労災勘定／雇用勘定			政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ－１－１ 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること								
根拠法令 （具体的な条項も記載）		・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 ・雇用保険法第62条第1項第5号			関係する計画、通知等		・「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定) ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) ・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)								
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備することを目的とする。													
事業概要 （5行程度以内。別添可）		事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員（均衡推進担当）等を都道府県労働局に配置する。													
実施方法		■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他													
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算	461		354		428		496		499			
			補正予算												
			繰越し等												
			計	461		354		428		496		499			
		執行額		349		318		365							
		執行率（％）		75.7%		89.8%		85.3%							
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標					単位	22年度		23年度		24年度		目標値 （25年度）	
		パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合H22,23,24,25 90%以上				成果実績		96.9%		98.3%		98.5%		90.0%	
						達成度	％	107.7%		109.2%		109.4%			
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標					単位	22年度		23年度		24年度		25年度活動見込	
		・均衡待遇・正社員化推進プランナーが支援した事業所数 H22,23 ・雇用均等指導員（均衡推進担当）が支援した事業所数 H24,25				活動実績 （当初見込み）	事業所	10,840事業所 （10,000事業所）		9,696事業所 （8,918事業所）		6,518事業所 （4,848事業所）		— （6,518事業所）	
単位当たりコスト		55,982円／件				算出根拠	平成24年度における単位当たりコスト＝X／Y X…執行額 364,892千円 Y…活動実績 6,518事業所								
平成 2 5 ・ 2 6 年度予算内訳	費 目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由								
	諸謝金		－	359		359	パートタイム労働者活躍推進企業表彰創設による増								
	職員旅費		－	3		3									
	委員等旅費		－	26		26									
	印刷製本費		6	15	6	17									
	通信運搬費		1	5	1	6									
	借料及び損料		－	19		19									
	雑役務費		－	1		1									
	賃金		－	3		3									
	自動車維持費		－	1		1									
	保険料等		－	57		57									
			労災勘定	雇用勘定	労災勘定	雇用勘定									
	計		7	489	7	492									

事業所管部局による点検						
		項 目		評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性			広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る観点から、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員（均衡推進担当）（均衡待遇・正社員化推進プランナーを再編）等のアドバイス等により事業主の取組を促進するために、国費を投じて実施することが必要である。	
			地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業はパートタイム労働法を踏まえたパートタイム労働者の雇用管理改善に対する事業主の自主的な取組を支援するものであり、国（労働局）で実施した方がより効率的である。	
			明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る観点から、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員（均衡推進担当）等のアドバイス等により事業主の取組を促進することが必要であり、優先度は高い。	
事業の効率性			競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	一部は一般競争入札で調達しており、その他は会計法及び予算決算及び会計令に基づく少額の随意契約である。	
			受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図るため、雇用均等指導員（均衡推進担当）等のアドバイス等により労働保険適用事業主を支援するものであり妥当である。	
			単位当たりコストの水準は妥当か。	○	雇用均等指導員（均衡推進担当）が支援した1事業所当たりの額は、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて把握している指導員の活動状況を踏まえて、指導員のアドバイス等により事業主を支援するために適切な金額を算定している。	
			資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—	
			費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る事業主を支援するための雇用均等指導員（均衡推進担当）等のアドバイス等に係る経費で構成されており、必要最低限のものとなっている。	
			不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	○	印刷物の調達を一般競争入札にしたこと、雇用均等指導員（均衡推進担当）等が事業所を訪問する際、官用車等を活用したことから旅費がかからなかったこと等のため	
事業の有効性			事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る事業主の取組を、専門的な知識や経験を有する雇用均等指導員（均衡推進担当）等の個別のアドバイス等により支援するものであり、成果目標を上回っているため、実効性は高い。	
			活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みを達成している。	
			整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	パートタイム労働法に関するパンフレットは、都道府県労働局において必要とする事業主等に適切に配付され、活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	パートタイム労働法の実効性を確保する観点から、引き続き事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施する必要がある。雇用均等指導員（均衡推進担当）の活動状況については、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて把握しているが、支援した事業所数（H24:6,518事業所）は当初見込み（同:4,848事業所）を上回り、良好な活動実績となっている。また、パンフレットの印刷については、一般競争入札を実施している。事業内容や効率的な実施方法については、検討を行い、必要な見直しを図る。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保するため、事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う事業であり、本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0956	平成23年	0826	平成24年	0725

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※金額は平成24年度実績

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.都道府県労働局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動謝金	293			
庁費	雇用均等指導員(均衡推進担当)等社会保険料等	48.3			
旅費	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動旅費等	18.3			
計		360	計		0
B.岩岡印刷工業株式会社			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
印刷製本費	パンフレットの印刷	2.7			
計		2.7	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	都道府県労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員（均衡推進担当）等を都道府県労働局に配置する。	360		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

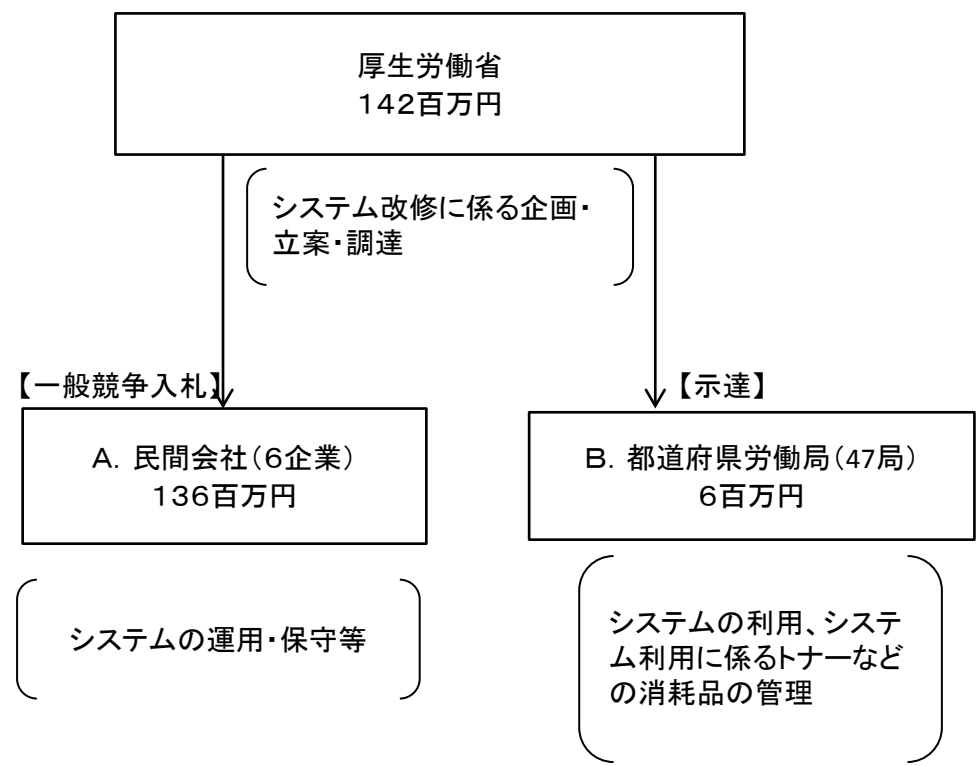
B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	岩岡印刷工業(株)	パンフレット等の印刷	2.7	19	78.6%
2	(株)あーす	パンフレット等の印刷	1.4	随意契約	
3	サンテックサービス(株)	パンフレット等の委託発送	0.3	随意契約	
4	協新流通デベロッパー(株)	パンフレット等の委託発送	0.2	随意契約	
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）													
事業名		雇用均等行政情報化推進経費				担当部局庁		雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始・終了(予定) 年度		平成 1 1 年度				担当課室		雇用均等政策課		雇用均等政策課長 成田 裕紀			
会計区分		労働保険特別会計労災勘定／雇用勘定				政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ－１－１ 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること					
根拠法令 （具体的な条項も記載）		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 雇用保険法第62条第1項第5号				関係する計画、通知等		業務・システム最適化計画					
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		職場における男女差別、セクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、仕事と育児・介護の両立の問題などを中心に、雇用均等行政における行政需要が急速に増加する中で、迅速かつ正確な事務処理を行うために、都道府県労働局雇用均等室における各種業務処理の効率化及び相談・指導業務の高度化を図る。											
事業概要 （5行程度以内。別添可）		雇用均等行政の内部業務の迅速かつ正確な事務処理及び職員相互の情報の共有化、情報の有効活用のため、平成11年度から電子メール、電子ファイル、スケジュール管理機能等を内容とした「雇用均等行政情報システム」の運用を開始するとともに、平成14年度には、個別の事業場に係る基本情報や、指導・相談の状況等を記録する事業場台帳をシステム化した「事業場台帳管理システム」を構築し、業務の迅速化・効率化、情報の共有化を図っている。なお、雇用均等行政情報システムについては、平成17年度より、事業場台帳管理機能等の雇用均等業務独自に必要な機能のみを残し、労働局総務情報システムに統合した。											
実施方法		■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他											
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求	
		予算 の 状 況	当初予算		145		171		151		230		127
			補正予算										
			繰越し等										
			計		145		171		151		230		127
		執行額		109		150		142					
		執行率（％）		75.2		87.7		94.0					
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標					単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （25年度）		
		業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間と比較し、年間16百万円(H22'、H23')又は21百万円(H24'、H25')の経費削減、年間154. 4人日分(H22'、H23')又は216. 6人日分(H24'、H25')の業務処理時間の削減を図る。				成果実績	百万円	-31	-36	-21	-21		
						達成度	％	193.8	225.0	100			
						成果実績	人日	154.4	154.4	216.6	216.6		
						達成度	％	100.0	100.0	100.0			
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標					単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込		
		メンテナンス等によるシステムの停止を除き、システム稼働率については99. 9％以上を確保する。				活動実績 (当初見込み)	％	99.90	100 (99.90)	100 (99.90)	— (99.90)		
単位当たりコスト		— （円／ ）				算出根拠	都道府県労働局職員が使用するシステムの運用に係る経費であり、単位として設定できる成果物等がないため、単位あたりコストの設定は困難である。						
平成 2 5 ・ 2 6 年度 予算内訳	費 目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由						
	ハードウェア・ソフトウェア関連経費		22	25	32	45	統合ネットワーク端末運用経費の増						
	設計・開発経費		65	65	6	6	改修費の減						
	運用・保守関連経費		18	31	17	17	サーバ・端末保守費の減						
	その他		2	2	2	2							
			(労災)	(雇用)	(労災)	(雇用)							
計		107	123	57	70								

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			-	-	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	都道府県労働局職員が使用するシステムであり、自治体、民間等が主体となって行うことはできない。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	業務・システム最適化計画に基づき最適化を実施しており、優先度の高い事業となっている。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	少額なものを除き、一般競争入札により調達しており、競争性は確保されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	労災保険料及び雇用保険料を財源に、雇用均等行政の効率化・高度化を図ることによって、労働者の健康保持増進及び雇用の安定に資する経費であるので、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	事業場情報などの一定のセキュリティ管理を要する情報が含まれているため、システムの暗号化経費など、真に必要な経費を支出している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-	-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	当初見込みに見合った実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	システム稼働率は100%であり、十分に活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度は年間21百万円の経費削減、年間216.6人日分の業務処理時間の削減(業務・システム最適化実施前との比較)を達成し、システム稼働率についても100%を達成した。今後も一般競争入札による調達等により、引き続きコストの削減に努めつつ、安定的な運用を図る。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	本事業は、過去数年一部不用が生じており、予算と執行の観点の乖離等の要因等を精査し、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績を踏まえたシステム改修費の見直しによる縮減(-103.1百万円)					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0958	平成23年	0828	平成24年	0727

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.富士通(株)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
借料・役務費	賃貸借料・保守運用費用	33			
物品購入費	物品調達・設定費用	22			
消費税		3			
計		58	計		0
B.都道府県労働局			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	プリンタトナーの購入等	6			
計		6	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.民間会社

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士通株式会社	労働局総務情報システム(雇用均等行政情報システム)接続・利用料、端末・プリンタ使用料	58	1	99.8
2	ユニアデックス	事業場台帳管理機能改修	51	1	98.0
3	日本ユニシス	事業場台帳管理機能の維持管理及びヘルプデスク	18	1	78.8
4	ソフトバンクテレコム	総合ネットワーク回線使用料	5	2	66.1
5	日本統計センター	ポータルサイト設置・運営	3	随意契約	
6	日立製作所	端末移設作業	0	随意契約	
7					
8					
9					
10					

B.都道府県労働局

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	都道府県労働局	雇用均等システムに係る経費	6		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）																
事業名		女性就業支援全国展開事業				担当部局庁		雇用均等・児童家庭局		作成責任者						
事業開始・終了(予定) 年度		平成 2 3 年度				担当課室		雇用均等政策課		雇用均等政策課長 成田 裕紀						
会計区分		労働保険特別会計労災勘定／雇用勘定				政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ－１－１ 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること								
根拠法令 （具体的な条項も記載）		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 雇用保険法第62条第1項第5号				関係する計画、通知等		－								
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性就業支援施策が効果的・効率的に実施されるよう、必要となる知識やノウハウを提供し、全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実、底上げを図ることを目的とする。														
事業概要 （5行程度以内。別添可）		全国の女性関連施設等における女性就業促進支援事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、女性関連施設等からの女性の就業促進に係る相談対応や女性関連施設等への講師派遣などを実施する。														
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他														
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求				
		予算 の 状 況	当初予算				105		104		100		97			
			補正予算													
			繰越し等													
			計				105		104		100		97			
		執行額				105		90								
		執行率（％）				100.0%		86.5%								
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標						単位	22年度		23年度		24年度		目標値 （25年度）	
		働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90％以上				成果実績	％			98%		98%		90%		
						達成度	％			122.5%		108.9%				
		働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90％以上				成果実績	％			100%		100%		90%		
						達成度	％			125%		111.1%				
		女性の就業促進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や女性が働くこと全般に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90％以上				成果実績	％			98%		97%		90%		
						達成度	％			122.5%		107.8%				
		女性の就業促進支援に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90％以上				成果実績	％			98%		100%		90%		
達成度	％							122.5%		111.1%						
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標						単位	22年度		23年度		24年度		25年度活動見込	
		働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上				活動実績 （当初見込み）	件			560件 （ 590件 ）		634件 （ 590件 ）		— （ 590件 ）		
		働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回				活動実績 （当初見込み）	回			49回 （ 47回 ）		50回 （ 47回 ）		— （ 47回 ）		
		女性の就業促進支援に関する相談件数590件以上				活動実績 （当初見込み）	件			650件 （ 590件 ）		798件 （ 590件 ）		— （ 590件 ）		
		女性の就業促進支援に関するセミナーの開催回数47回				活動実績 （当初見込み）	回			57回 （ 47回 ）		61回 （ 47回 ）		— （ 47回 ）		
単位当たりコスト		584(円／事業利用者)				算出根拠		89,692,050円(執行額)/153,673人(事業利用者数)								
平成 2 5 ・ 2 6 年度予算内訳	費 目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由									
			労災勘定	雇用勘定	労災勘定	雇用勘定										
	(支出)	人件費	7	9	4	6	光熱水料の見直しによる減 運営経費の見直しによる減									
		一般管理費	7	8	1	1										
		庁費	29	35	27	32										
		諸謝金	3	5	3	7										
		旅費	5	5	5	6										
	(収入)	庁費	8	10	－	－	施設利用収入の減									
		(消費税)	2	3	2	3										
		計	45	55	42	55										

事業所管部局による点検						
項 目			評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	急速な少子・高齢化の進展に伴い労働力人口の減少が見込まれる中、女性の就業を促進するとともに、働く女性が就業意欲を失うことなく健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備することは、持続可能な全員参加型社会を目指す上で重要であり、優先度が高い。そのための支援施策を実施する際に必要となる知識やノウハウを全国各地の女性関連施設等に提供し、全国的な女性就業支援施策の充実、底上げを図る事業であることから、本事業は、上記の目的の実現に資するものと考えられる。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、全国各地の女性関連施設等に女性の就業促進及び働く女性の健康保持増進の支援施策を実施する際に必要となる知識やノウハウを提供し、全国的な女性就業支援施策の充実、底上げを図ることを目的とした事業であるため、地方自治体、民間等に委ねることはできない。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	25歳～44歳までの女性の就業率の向上や第1子出生前後の女性の継続就業率の向上は、新成長戦略などで政府の施策目標となっており、女性の就業促進及び働く女性の健康保持増進の支援施策を実施する際に必要となる知識やノウハウを全国各地の女性関連施設等に提供し、全国的な女性就業支援施策の充実、底上げ図るため、優先度が高いと考えられる。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	事業の適正な実施に資するため、企画競争の結果、適任とされた団体と契約している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労災保険料及び雇用保険料を財源に、女性労働者の雇用の安定及び健康保持増進の支援を行う事業であるため、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	事業の周知を積極的に実施し、事業利用者の増加に努めており、コストの水準は妥当と考える。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		－	－		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の実施に必要な事業費や管理費であり、事業目的に即した経費として限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	企画競争により契約額が予定価格より下回ったため、不用額が大きくなったもの。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	全国的な女性の雇用の安定及び働く女性の健康保持増進のための支援施策の充実が図られるよう相談対応や講師派遣等女性関連施設等に対する支援を行っており、成果目標も上回っているため、実効性は高いものと考えられる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込みにほぼ見合った実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業を実施するための事務所として、「女性就業支援センター」を使用している。ホール・セミナー室等については、女性就業支援の目的を理由とする使用については、貸出事業を行っており、活用されている。また、成果については、ホームページで広く情報公開している。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		－	－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	－	－	－			
点検結果	成果実績の達成度はいずれも100%以上となっており、活動実績についても全て目標を上回っている。また1利用者当たりコストも584円と安価な提供を実現しており、女性関連施設等からのニーズは高い。今後も本事業の活用が見込まれるところであるが、さらに事業の効率的な運営を図り、1回当たりの講師派遣に係る費用を削減し、同予算で一層多くの女性関連施設等に講師の派遣を行い、女性の就業促進及び働く女性の健康保持増進の支援施策を実施する際に必要となる知識やノウハウを提供できるよう利用実績を踏まえて検討していく。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
善の改善	本事業は、一部不用が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績を踏まえた事業の見直しによる縮減（-2.7百万円）					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	－	平成23年	新23-34	平成24年	0880

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
90百万円

事業内容についての企画立案、委託先の選定



【公募(企画競争)・委託】

A 一般財団法人 女性労働協会
90百万円

女性就業支援全国展開事業を受託、実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.一般財団法人 女性労働協会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
(支出)					
諸謝金	講師派遣に係る講師等への謝金	49			
一般管理費	光熱水費	24			
人件費	受託者の人件費、社会保険料	14			
庁費	通信運搬費、消耗品費、ライブラリ運営費等	12			
旅費	講師派遣等に係る旅費	7			
(収入)					
施設利用料	利用者から支払われる女性就業支援センター内施設の利用料	△ 20			
(消費税)		4			
計		90	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人 女性労働協会	女性関連施設等への講師派遣・相談対応、ホームページの作成・更新、図書資料等の整備・貸出、ホール・セミナー室の貸出	90	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事業番号										406	
平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		助成金支給等に係る経費			担当部局庁		雇用均等・児童家庭局			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		平成23年度			担当課室		職業家庭両立課 短時間・在宅労働課			中井 雅之 田中 佐智子	
会計区分		労働保険特別会計労災勘定／雇用勘定			施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ－１－１ 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 ・雇用保険法第62条第1項第5号			関係する計画、通知等		・「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定) ・新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定) ・子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定) ・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		1 仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備に取り組む事業主に対し、両立支援助成金を支給することにより、事業主の取組を支援する。 2 パート・有期契約労働者の雇用管理の改善のため、正社員との均衡を考慮した雇用管理制度や正社員への転換制度を導入、適用した事業主に対して奨励金を支給して事業主の自主的取組を促進することにより、当該労働者の雇用の安定及び健康管理を推進する。									
事業概要 （5行程度以内。別添可）		1 両立支援助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金、子育て期短時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース、休業中能力アップコース、継続就業支援コース、中小企業子育て支援助成金))の支給のために必要な経費 2 均衡待遇・正社員化推進奨励金は、短時間労働者・有期契約労働者の均衡待遇・正社員転換の推進のため、一定の要件を満たした ①正社員転換制度、②共通処遇制度、③共通教育訓練制度、④短時間正社員制度、⑤健康診断制度を新たに導入・実施する事業主に対して、制度が適用された労働者が生じた場合に支給するために必要な経費。									
実施方法		■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他									
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算		447	661	509	561			
			補正予算								
			繰越し等								
			計		447	661	509	561			
		執行額			376	529					
		執行率（％）			84.1%	80.0%					
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （年度）	
		事務的経費であるため定量的な成果目標設定は困難 個々の事業の成果目標については各事業のシートを参照			成果実績		—	—	—	—	
					達成度	％	—	—	—	—	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
		両立支援助成金の総支給件数			活動実績 (当初見込み)	件	— (—)	4,460 (4,045)	6,201 (13,569)	— (11,595)	
					活動実績 (当初見込み)	件	— (—)	1,364 (2,284)	4,010 (5,440)	— (—)	
単位当たりコスト		労働者が仕事と家庭の両立できる環境整備に取り組んだ事業主1件あたり 65,024円			算出根拠	平成24年度における単位当たりコスト＝X／Y X…執行額 403,018千円 Y…活動実績 6,198件					
		パートタイム労働者等の雇用管理の改善を行った事業主1件当たり 31,529円			算出根拠	平成24年度における単位当たりコスト＝X／Y X…執行額 126,432千円 Y…活動実績 4,010件					
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由				
	諸謝金		391		426		(労災勘定分は平成24年度を以て終了)				
	職員旅費		11		11						
	委員等旅費		9		13						
	印刷製本費		17		21						
	通信運搬費		6		7						
	雑役務費		1		2						
	借料及び損料		15		17						
	保険料		59		64						
			※全て雇用勘定								

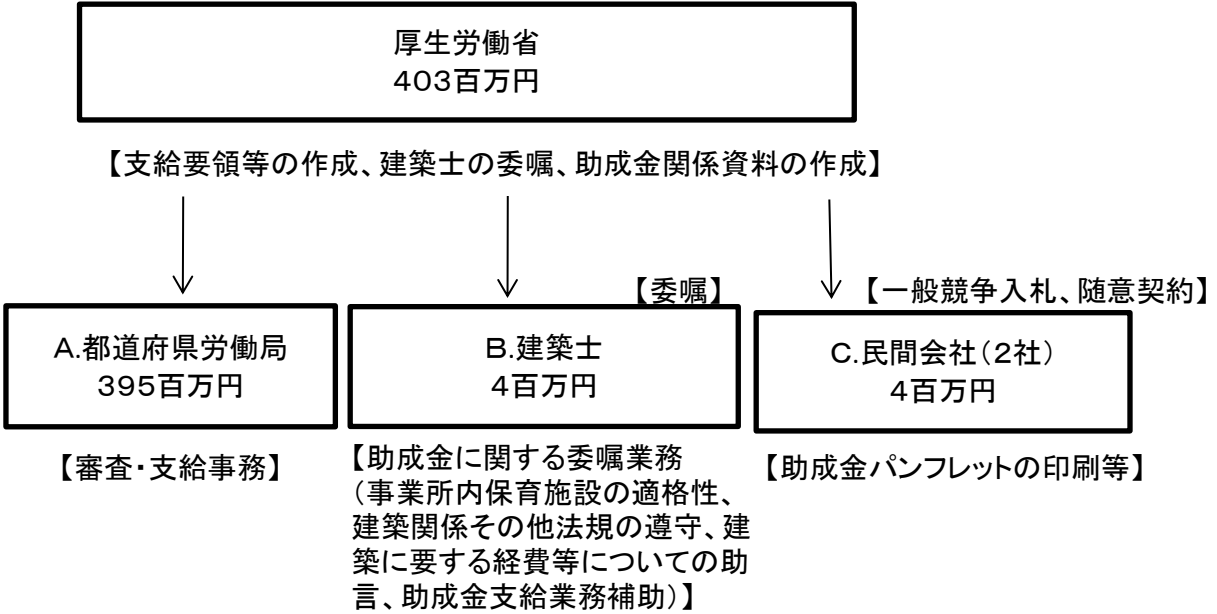
	計	509	561	
--	---	-----	-----	--

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	第一子出産前後の女性の継続就業率を高めることが、「新成長戦略」の目標とされるなど、男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方を実現させることが重要な課題となっている。これに対応するためには、育児や介護を行う労働者が仕事を続けながら家庭生活の両立ができる環境を整備する必要があり、本事業は上記の目的の実現に資するものと考えられる。 また、パートタイム労働者等の働き、貢献に見合った待遇を実現するとともに、人口減少社会の日本にあって経済活動を支える良質な労働力を確保していくためには、パートタイム労働者等の職務や働き方に応じた、正社員との均衡を考慮したパートタイム労働者等の雇用管理の改善に係る取組を強力に推進していく必要があるため、事業主にインセンティブを与える奨励金制度が必要である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	事業主による仕事と家庭の両立支援の取組の促進は、育児・介護休業法の履行確保と一体的に推進する必要がある。また、事業主によるパートタイム労働者等の雇用管理の改善に係る自主的な取組の促進は、パートタイム労働法等の雇用管理の改善に係る取組を強力に推進する必要がある。これらの理由から、国(労働局)で実施すべきものである。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	労働者が仕事と家庭を両立できる環境を整備するため、および、パートタイム労働者等の働き、貢献に見合った待遇を実現するために事業主にインセンティブを与える本助成金・奨励金制度は必要であり、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	一部は一般競争で調達しており、その他は会計法及び予算決算及び会計令に基づく少額の随意契約である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、労働者が仕事と家庭を両立できる環境を整備するため、および、パートタイム労働者等の雇用管理の改善を図るため、事業主に助成金・奨励金を支給するものであり妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	事業主への助成金・奨励金の支給に当たって必要な最低限の経費となるよう、一部は一般競争で調達する等コストの削減に努めており、水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	本事業は、事業主への助成金・奨励金の支給に必要な事務に係る経費のみで構成されており、必要最低限のものとなっている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			△	印刷物の調達を一般競争入札にしたこと、職員や雇用均等相談員が事業所を訪問する際、官用車等を活用したことから旅費がかからなかったこと等のため。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	助成金・奨励金に関するパンフレットは、都道府県労働局において必要とする事業主等に適切に配付されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	両立支援助成金については、労働者の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を支援するため、引き続き助成金を適切に支給できる体制を整備する必要がある。助成金の支給状況については、都道府県労働局から毎月報告を受けて把握しているが、平成24年度の支給実績が見込み件数を下回っていることを踏まえ、支給事務に係る経費も併せて必要な見直しを図る。 均衡待遇・正社員化推進奨励金は、平成24年度限りで廃止。(他の非正規雇用対策関連の助成金と整理・統合)					
	外部有識者の所見					
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業の改善内容	本事業は、一部不用が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	印刷製本費、通信運搬費の圧縮(−0.2百万円)					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	0060	平成24年	0904

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

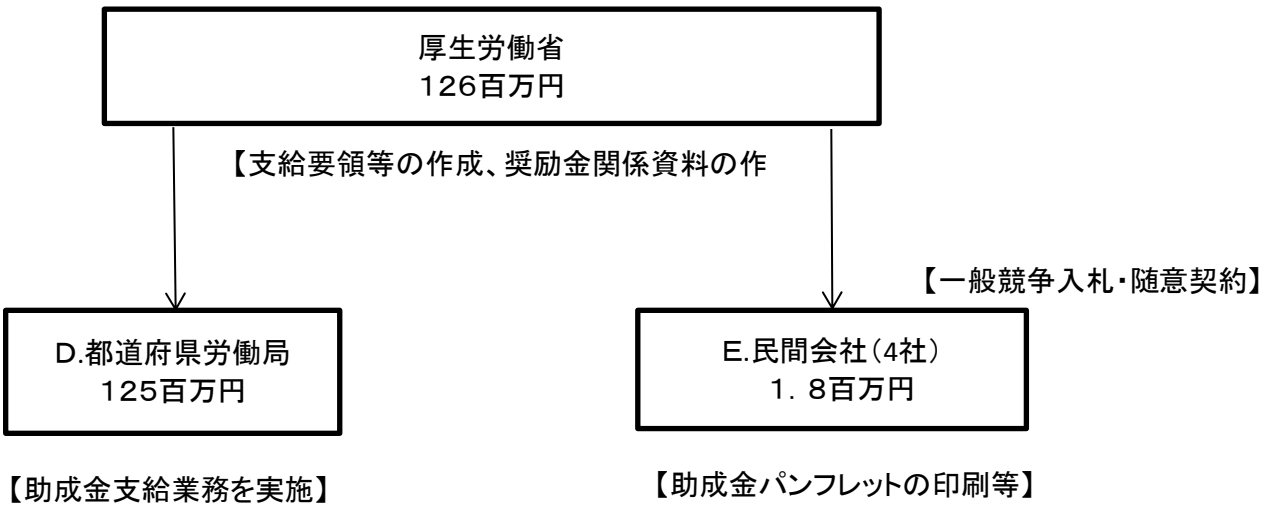
1. 両立支援助成金

※ 金額は平成24年度実績



2. 均衡待遇・正社員化推進奨励金

※ 金額は平成24年度実績



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A.都道府県労働局					
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	雇用均等相談員(両立担当)活動謝金	322			

	庁費	雇用均等相談員(両立担当)社会保険料等	63			
	委員等旅費	雇用均等相談員(両立担当)活動旅費	6			
	職員旅費	業務指導等旅費	4			
	計		395	計		0
	B.(有)エイ・シー企画					
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	諸謝金	助成金に関する委嘱業務(事業所内保育施設の適格性、建築関係その他法規の遵守、建築に要する経費等についての助言)に係る謝金	4			
	計		4	計		0
	C.(株)共立製本マーケティング					
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	雑役務費	助成金パンフレット印刷	3			
	計		3	計		0
	D.都道府県労働局					
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	諸謝金	雇用均等相談員(均衡担当)活動謝金	103			
	庁費	雇用均等相談員(均衡担当)社会保険料等	21			
	旅費	雇用均等相談員(均衡担当)活動旅費等	0.5			
	計		125	計		0

支出先上位10者リスト(両立支援助成金)

A. 都道府県労働局

	出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	都道府県労働局	本助成金の支給事務	395		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B. 建築士

	出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(有)エイ・シー企画	助成金の支給決定に際し、保育施設に対する専門的審査を行う	4		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C. 民間会社

	出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)共立製本マーケティング	助成金パンフレットの印刷・製本	3	12	68.2
2	協新流通デベロッパー(株)	助成金パンフレット発送業務	1	随意契約	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

支出先上位10者リスト(均衡待遇・正社員化推進奨励金)

D. 都道府県労働局

	出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
--	-----	---------	----------------	------	-----

1	都道府県労働局	パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、正社員への転換制度やを進めるための制度や正社員との共通の処遇制度などを設け、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する。	125		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E. 民間会社

	出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社太陽美術	パンフレットの印刷	0.9	12	73.6
2	株式会社内山回漕店	パンフレットの発送	0.5	随意契約	
3	株式会社あーす	リーフレットの印刷	0.3	随意契約	
4	サンテックサービス株式会社	パンフレットの発送	0.1	随意契約	
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事業番号										407	
平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		均衡待遇・正社員化推進奨励金			担当部局庁		雇用均等・児童家庭局			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度		平成23年度・平成24年度			担当課室		短時間・在宅労働課			短時間・在宅労働課長 田中 佐智子	
会計区分		労働保険特別会計 労災勘定／雇用勘定			政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ－１－１ 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 ・雇用保険法第62条第1項第5号			関係する計画、通知等		・「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定) ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) ・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		短時間労働者・有期契約労働者の雇用管理の改善のため、正社員との均衡を考慮した雇用管理制度や正社員への転換制度を導入、適用した事業主に対して奨励金を支給して事業主の自主的取組を促進することにより、当該労働者の雇用の安定及び健康管理を推進する。									
事業概要 （5行程度以内。別添可）		本奨励金は、短時間労働者・有期契約労働者の均衡待遇・正社員転換の推進のため、一定の要件を満たした、①正社員転換制度（正社員へ転換するための試験制度を導入し、正社員に転換）、②共通処遇制度（正社員と共通の処遇制度を導入し、対象労働者に適用）、③共通教育訓練制度（正社員と共通の教育訓練制度を導入し、教育訓練を実施）、④短時間正社員制度（短時間正社員制度を導入し、制度を適用）、⑤健康診断制度（健康診断制度を導入し、健康診断を実施）、を新たに導入・実施する事業主に対して、制度が適用された労働者が生じた場合に支給する。									
実施方法		■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他									
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算		780	1,839	61				
			補正予算								
			繰越し等								
			計		780	1,839	61				
		執行額			389	1215					
		執行率（％）			49.9%	66.1%					
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （25年度）	
		奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合 H23 85%以上 H24 90%以上			成果実績		－	99.7%	99.6%		
					達成度	％	－	117.3%	110.7%		
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （25年度）	
		奨励金の支給対象となった労働者の支給から6か月後の継続就業率 H23 90%以上 H24 90%以上			成果実績		－	100.0%	89.3%		
					達成度	％	－	111.1%	99.2%		
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
		奨励金支給件数			活動実績 （当初見込み）	件	－	1,364件	4,010件	－	
－	(2,284件)						(5,440件)	(－)			
単位当たりコスト		303,067(円／件)			算出根拠	平成24年度における単位当たりコスト＝X／Y X…執行額 1,215,300千円 Y…活動実績 4,010件					
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算		26年度要求	主な増減理由					
	助成金		61	0		均衡待遇・正社員化推進奨励金は、平成24年度限りで廃止。25年度予算は経過措置分。					
		労災勘定	雇用勘定								
計		61	0								

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	パートタイム労働者等の働き、貢献に見合った待遇を実現するとともに、人口減少社会の日本にあって経済活動を支える良質な労働力を確保していくためには、パートタイム労働者等の職務や働き方に応じた、正社員との均衡を考慮したパートタイム労働者等の雇用管理の改善に係る取組を強力に推進していく必要があるため、国費を投じて事業主にインセンティブを与える奨励金制度が必要である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	事業主によるパートタイム労働者等の雇用管理の改善に係る自主的な取組の促進は、パートタイム労働法の履行確保と一体的に推進する必要がある、国（労働局）で実施すべきものである。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	パートタイム労働者等の働き、貢献に見合った待遇を実現するために、事業主にインセンティブを与える、本奨励金制度は必要であり、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、パートタイム労働者等の雇用管理の改善を図るため、事業主に奨励金を支給するものであり妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	本事業は、中小企業雇用安定化奨励金と短時間労働者均衡待遇推進等助成金を整理・統合して平成23年4月から創設したものであるが、制度創設時に支給要件の見直しを実施したことにより、コスト削減を図った。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	本事業は、事業主に支給する奨励金のみで構成されており、必要最低限のものとなっている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			○	本事業は、平成24年度限りで廃止することとしたため、積極的な周知広報が難しく、支給件数が当初見込みの約7割にとどまったことにより不用が生じた。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	パートタイム労働者等の雇用管理の改善等のためには費用がかかるが、本事業は成果目標をほぼ達成しており、効果的である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			△	本事業は、平成24年度限りで廃止することとしたため、積極的な周知広報が難しく、支給件数が当初見込みの約7割にとどまった。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	パートタイム労働者等の雇用管理の改善等に事業主が取り組む際に本事業が活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	奨励金については、平成24年度限りで廃止。（他の非正規雇用対策関連の助成金と整理・統合）					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
-		-				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
-		（平成24年度を以て事業終了、25年度分は経過措置のみ）				
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	-	平成23年	0061	平成24年	0905

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
1,215百万円

[支給要領の作成、相談対応、周知啓発]



A.都道府県労働局(47局)
1,215百万円

[助成金支給業務を実施]



支給決定

【助成】

B.事業主(4,010件)
1,215百万円

[正社員への転換等の制度導入等]

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.都道府県労働局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
助成金	事業主等に支給する助成金	1,215			
計		1,215	計		0
B.事業主			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
助成金	事業主等に支給する助成金	1,215			
計		1,215	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.都道府県労働局

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	都道府県労働局	パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、正社員への転換制度やを進めるための制度や正社員との共通の処遇制度などを設け、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する。	1,215		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

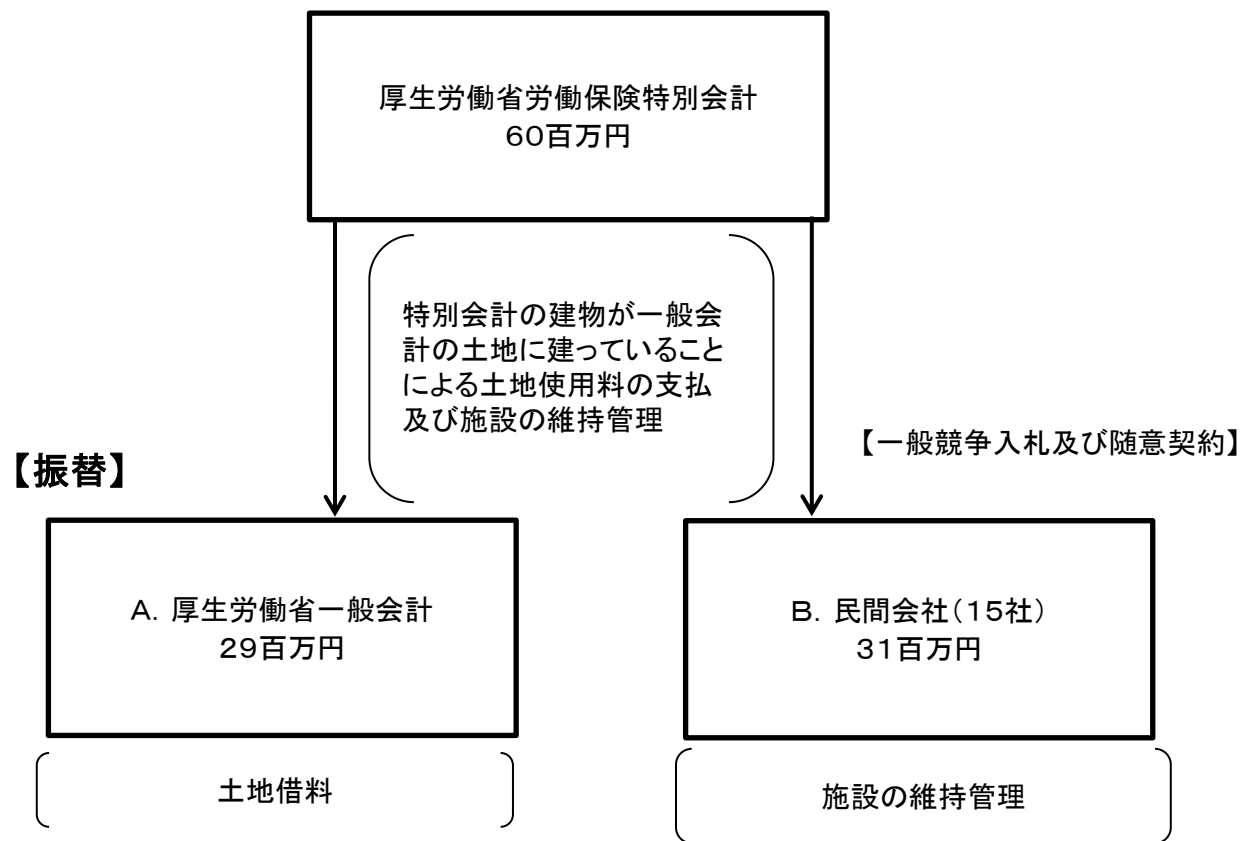
B.事業主

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	事業主	正社員への転換等の制度導入等	1,215		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事業番号										408				
平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）														
事業名		女性就業支援全国展開事業（土地建物借料等）				担当部局庁		雇用均等・児童家庭局		作成責任者				
事業開始・終了（予定）年度		平成 2 3 年度				担当課室		雇用均等政策課		雇用均等政策課長 成田 裕紀				
会計区分		労働保険特別会計労災勘定／雇用勘定				政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ－１－１ 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること						
根拠法令（具体的な条項も記載）		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 雇用保険法第62条第1項第5号				関係する計画、通知等		－						
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		国有財産法第15条に基づき、国有財産である土地に所属会計を異にする国有財産の建物が建っている場合、その土地を使用するためには有償で処理する必要があるとともに、建物を適切に維持管理するためには設備保守や警備等が必要であるため。												
事業概要（5行程度以内。別添可）		所属会計の異なる土地を使用するため、行政財産の使用許可の申請を行い承認を受け、使用料を会計間（労働保険特別会計から一般会計）で振替えている。また、建物の設備保守業務を民間等に委託している。												
実施方法		■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他												
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算				102		76		75		95	
			補正予算											
			繰越し等											
		計				102		76		75		95		
		執行額				60		60						
		執行率（％）				58.8		78.9						
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標						単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （ 年度）		
		なし （「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地借料及び建物保守経費であるため。）				成果実績			－	－	－	－		
						達成度		％	－	－	－			
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標						単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込		
		土地借料の支出及び施設の維持管理				活動実績 （当初見込み）			－	100% （ 100% ）	100% （ 100% ）	100% （ 100% ）		
単位当たりコスト		－（円／ ）				算出根拠		－						
平成 2 5 ・ 2 6 年度予算内訳	費 目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由							
	土地建物借料		18	17	17	17	土地鑑定額の減 施設工事関連経費の増							
	庁費		18	22	33	28								
	諸謝金		0	－	0	－								
	委員等旅費		0	－	0	－								
			（労災）	（雇用）	（労災）	（雇用）								
計		36	39	50	45									

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	本事業は、女性就業支援全国展開事業の実施に必要な経費である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	本事業は、特別会計の建物が一般会計の土地に建っていることによる土地使用料と、国有財産の維持管理費用であるので、国以外が実施することは不適当。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			-	-	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	土地建物借料については、支出先が限定されている。庁費については、少額のもの以外は一般競争入札を実施している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	労災保険料及び雇用保険料を財源に、女性労働者の雇用の安定及び健康保持増進の支援事業を行う施設の土地使用及び施設維持管理を行うことで、女性労働者の雇用の安定及び健康保持増進が図られる事業であるため、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	土地使用料と建物の維持管理費用のみに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			○	不動産鑑定による土地使用料の減及び入札による庁費の減により不用が出ている。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-	-	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	女性就業支援全国展開事業を実施するための土地借料及び施設管理費であり、年間を通じて事業を実施しているため活動実績は100%である。なお、土地借料については、国有財産部局長が算出した使用料に基づき支出しているが、施設管理費については、少額のもの以外は一般競争入札を実施しており、今後も引き続きコスト削減に努める。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	本事業は、毎年一部不用が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績を踏まえた土地建物借料の見直しによる縮減(-0.3百万円)					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	-	平成23年	0072	平成24年	0914

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.厚生労働省一般会計			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
土地使用料	土地使用料(特別会計から一般会計へ振替)	29			
計		29	計		0
B.(株)B.M.Yokohama			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
施設管理費	建物設備機械運転保守業務等	17			
計		17	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	厚生労働省一般会計	土地使用料	29		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)B.M.Yokohama	建物設備機械運転保守業務及び有人警備	17	5	61.3
2	(株)B.M.Yokohama	清掃業務	6	6	80.3
3	セコム(株)	機械警備	0	随意契約	
4	前田建設(株)	雨漏り補修業務	0	随意契約	
5	パナソニックESエンジニアリング	ホール照明機器保守点検業務	0	随意契約	
6	エイコウ商事(有)	備品廃棄業務	0	随意契約	
7	(株)ユニバーサル園芸社	植栽保守管理業務	0	随意契約	
8	ティーオーエーエンジニアリング(株)	ホールAV機器保守点検業務	0	随意契約	
9	三精輸送機(株)	ホール吊り物装置保守点検業務	0	随意契約	
10	(株)オカムラサポートアンドサービス	備品廃棄業務	0	随意契約	

事業番号										340	
平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		技能実習生に対する事故・疾病防止対策等事業			担当部局庁		職業能力開発局			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		平成9年度			担当課室		海外協力課外国人研修推進室			外国人研修推進室長 塚本 勝利	
会計区分		労働保険特別会計労災勘定			政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		労働者災害補償保険法第29条第1項第2号及び第3号			関係する計画、通知等		—				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。									
事業概要 （5行程度以内。別添可）		①安全衛生等対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリスト等の作成を行う。 ②安全衛生アドバイザー及び外国人ストレス対策アドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実地相談を行う。 ③受入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。									
実施方法		□直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他									
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算	44	40	38	36	36			
			補正予算								
			繰越し等								
		計		44	40	38	36	36			
		執行額		41	28	38					
執行率（％）				93.2%	70.0%	100.0%					
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （25年度）	
		(22・23年度) 技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の日本人を含む全産業における死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下			成果実績	—	2.2	2.9	集計中	—	
		(24年度) 災害が発生しやすい1年目の技能実習生1号の死傷者年千人率(休業4日以上)が23年度の実績値6.48以下			達成度	％	95 (目標値 2.1)	76 (目標値2.2)	集計中 (目標値6.48)		
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
		①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施			活動実績 (当初見込み)	件	①553件 ②90件 (①540件②85件)	①555件 ②101件 (①540件②90件)	①547件 ②105件 (①540件②90件)	— (①300件②90件)	
単位当たりコスト		266(円／人)			算出根拠	37,829,958円(24年度執行額)÷141,994人(平成23年末の研修生・技能実習生の外国人登録者数)					
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	(目)労働災害防止対策事業委託費		36	36							
	計		36	36							

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	事故・疾病対策を実施することで技能実習制度の円滑か適正な推進を図り、諸外国の人づくりという国際協力に貢献しているため、国費によって実施されるべきものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	本事業は、労働基準監督署との連携調整業務等を通じて、労働安全衛生関係法令の遵守の徹底と、適正な労災保険の給付の実現を図ることを目的としており、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	技能実習生については、就業環境の相違等に起因する安全衛生面での問題のほか、言語の相違等による意思疎通の不備からくるストレスによるメンタルヘルス上の問題等、日本人労働者とは異なる特殊な事情を有していることから、特有の状況を踏まえた事故・疾病防止対策を行うことは重要であり、優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	労働安全衛生、入管法に定める在留手続き等について専門的知識を有していなければならず、作成するマニュアルの内容や具体的な支援方法の企画内容によって事業の成果に差異が生じるため、企画競争方式としている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			－	－	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等を図るための費用として妥当な水準である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	必要なところに指導・援助がなされており、費目・使途が事業目的に即して真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			－	－	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	個々の企業の状況に合わせた効果的な指導を実施している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	24年度において活動実績が見込みを上回っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	過去に作成した成果物等を積極的に活用している。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	・効率的な事業実施の観点から、平成25年度予算については前年度比約5%の削減を行ったほか、事業実施に当たっては、過去に作成した成果物の積極的な活用を図ることとした。また、実地訪問回数を減らし、セミナーによる集団指導の回数を増やすことで少ないコストで効率的に多くの監理団体及び実習実施機関に対する指導を行った。さらに、25年度委託事業公募に当たっては、仕様書の記載内容の充実、採点表の修正などを行い、複数者から応募がなされるよう改善した。今後とも、必要な事業の見直しを行い、効率的かつ実効性のある事業の実施に努める。 ・本件事業においては活動指標として①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施を設定しているところ、24年度は①②ともに当初見込みを超える活動実績となっており、事業目的に資するものと判断できる。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。（長崎・井出）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	事業の必要性、執行の観点からの評価としては概ね妥当であるが、引き続き効果的な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	649	平成23年	588	平成24年	525

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
37百万円



【企画競争・委託】

A. (公財)国際研修協力機構
37百万円

技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。

- ①安全衛生等対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリスト等の作成を行う。
- ②安全衛生アドバイザー及び外国人ストレス対策アドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実施相談を行う。
- ③受け入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.国際研修協力機構			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	本部及び地方スタッフ	28			
事業費	巡回指導アドバイザー旅費・謝金、セミナーの開催、マニュアル等の作成・配付等	7			
消費税	消費税	2			
計		37	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)国際研修協力機構	①安全衛生等対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリスト等の作成を行う。 ②安全衛生アドバイザー及び外国人ストレス対策アドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実地相談を行う。 ③受入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。	38	企画競争 (随意契約)	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

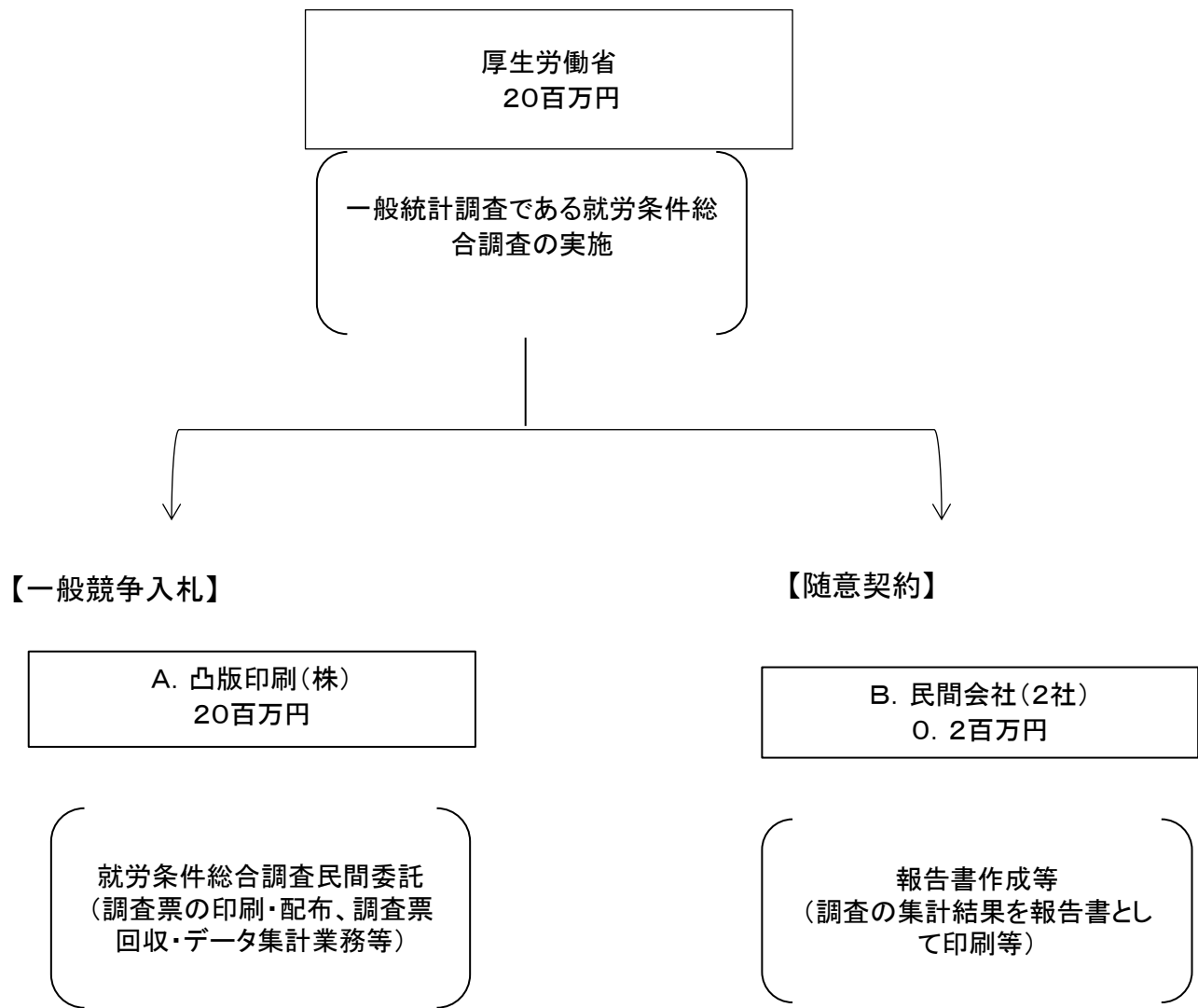
B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事業番号										341							
平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）																	
事業名		就労条件総合調査費			担当部局庁		大臣官房統計情報部			作成責任者							
事業開始・終了(予定) 年度		平成12年度			担当課室		雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室			室長 野地 祐二							
会計区分		労働保険特別会計労災勘定			政策・施策名		Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること										
根拠法令（具体的な条項も記載）		統計法(平成19年5月23日法第53号)第19条			関係する計画、通知等		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、 「高齢者等職業安定対策基本方針」										
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。															
事業概要 （5行程度以内。別添可）		総務省が実施している「経済センサス-基礎調査」から産業・企業規模別に抽出された15大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。															
実施方法		■直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他															
予算額・執行額 (単位:百万円)		予算の状況		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求					
				当初予算		26		31		24		24		29			
				補正予算													
				繰越し等													
		計		26		31		24		24		29					
		執行額		21		21		20									
		執行率（%）		82.5		68.1		86.0									
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標						単位		22年度		23年度		24年度		目標値 (年度)	
		この事業は、省内各部局が実施している各種施策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施しているものであるため、成果目標を設定していない。				成果実績				-		-		-		-	
						達成度		%		-		-		-			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標						単位		22年度		23年度		24年度		25年度活動見込	
		調査客体数: 6,200企業 公表予定: 平成25年10月				活動実績 (当初見込み)		企業		6,145		6,128 (6,200)		※未公表のため - (6,200)		— (6,200)	
単位当たりコスト		3,276（円／調査客体）				算出根拠		単位当たりコスト=X/Y X: 24年度執行額(20,312千円) Y: 調査客対数(24年度当初見込み)(6,200企業)									
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由										
	諸謝金		0.1		0.1												
	委員等旅費		0.02		0.02												
	消耗品費		0.3		0.3												
	印刷製本費		1		1												
	通信運搬費		2		0.5		概況資料部数及び配布先の見直しによる減										
	借料及び損料		0.06		0.06												
	会議費		0.003		0.003												
	雑役務費		20		27		督促業務等の人員体制の強化等による増										
計		24		29													

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	厚生労働白書や「仕事と生活の調和」を図るための指標などに活用され、ニーズがあり、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行っている。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			－	－	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	随意契約については、会計法上認められている少額の随意契約である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			－	－	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	前年の単位当たりコスト(3,299円/調査客体)より、23円削減されている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	民間委託、報告書作成、審査委員会開催などの事業目的に必要な費目・使途に限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			○	印刷物の部数等を見直したことにより、不用が発生したものである。	
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			－	－	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	成果物は報告書及びHPにて公表し、厚生労働白書や「仕事と生活の調和」を図るための指標など、幅広く活用されている。	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－	－	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	今後も調査を確実に実施し、実績に基づく予定価格の設定見直し等により不用率の減少に努めることとする。					
外部有識者の所見						
</						

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.凸版印刷(株)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	調査票の印刷・配布、調査票回収・データ集計業務等	20			
計		20	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. A.民間会社(1社)【一般競争入札】

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	凸版印刷(株)	就労条件総合調査における調査関係用品の印刷・配布(送付を含む)、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力及び調査対象企業名簿の修正	20	5	75.1%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.民間会社(2社)【随意契約】

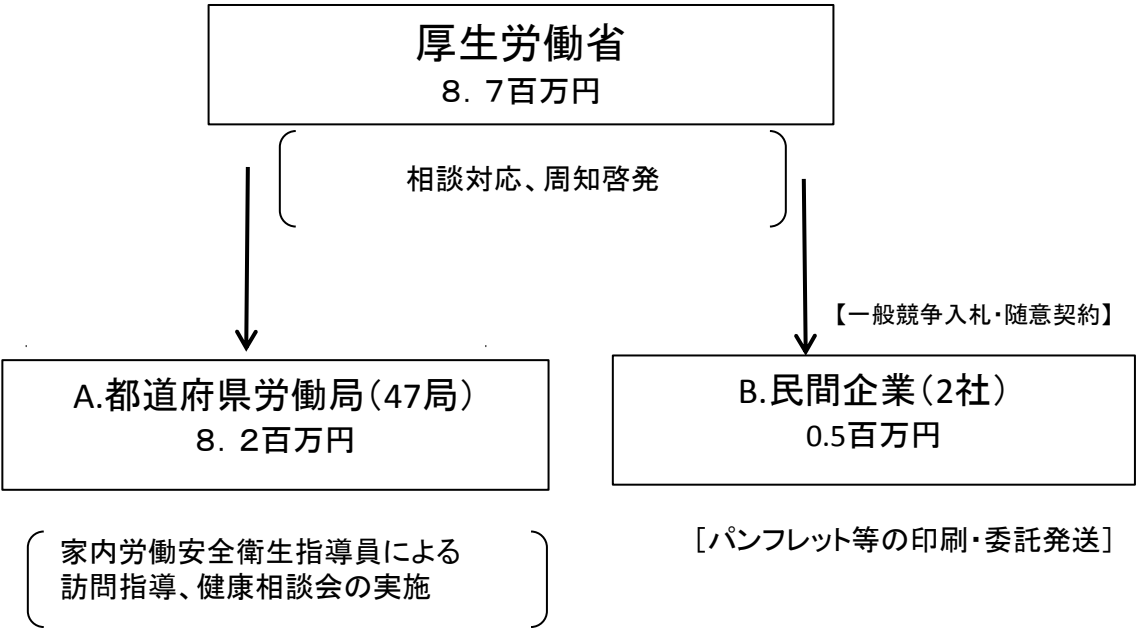
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)三響社	平成24年就労条件総合調査報告の印刷	0.2	随意契約	
2	(株)内山回漕店	平成24年就労条件総合調査報告の発送	0.04	随意契約	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事業番号										342	
平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		家内労働安全衛生管理費			担当部局庁		雇用均等・児童家庭局			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 4 9 年			担当課室		短時間・在宅労働課			短時間・在宅労働課長 田中 佐智子	
会計区分		労働保険特別会計労災勘定			政策・施策名		Ⅲ－２－１労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		・家内労働法第25条 ・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等		家内労働安全衛生指導員規程(平成13年1月6日 厚生労働省訓第45号)家内労働者の安全衛生対策事業の実施について(平成20年3月21日付け雇児発第0321005号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防									
事業概要 (5行程度以内。別添可)		・家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。									
実施方法		■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		予算の状況	当初予算	24	21	18	14	14			
			補正予算								
			繰越し等								
			計	24	21	18	14	14			
		執行額		9	9	9					
		執行率(%)		37.5%	42.9%	50.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
		安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合 H22,23,24 85%以上			成果実績		92.1%	95.7%	93.8%	85%以上	
					達成度	%	108.4%	112.6%	110.4%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
		家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者・委託者数			活動実績 (当初見込み)	人	1,167人 (1,100人)	987人 (1,000人)	869人 (880人)	— (800人)	
単位当たりコスト		10,046円／人			算出根拠	平成24年度における単位当たりコスト＝X／Y X…執行額 8,730千円 Y…活動実績 869人					
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	諸謝金		6	6							
	職員旅費		1	1							
	委員等旅費		2	2							
	通信運搬費		2	2							
	印刷製本費		2	2							
	賃金等		1	1							
	計		14	14							

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	家内労働者の安全衛生に関する措置義務については、家内労働法に定められており、その履行確保のためには、家内労働安全衛生指導員が、委託者及び家内労働者に対して、きめ細かい指導を国費を投入して行うことが必要である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、委託者及び家内労働者に法令の遵守を求めることを内容としており、国が実施することが適当である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	家内労働者の安全衛生に関する措置義務については、家内労働法に定められており、その履行確保のためには、家内労働安全衛生指導員が、委託者及び家内労働者に対して、きめ細かい指導を行うことが必要であり、優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	一部は一般競争で調達しており、その他は会計法及び予算決算及び会計令に基づく少額の随意契約である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、事業主及び特別加入対象者から徴収した労災保険料を財源に、特別加入対象者である家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行うものであり妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	家内労働安全衛生指導員の活動実績、健康相談会の開催実績に関する都道府県労働局からの報告、支出額を踏まえてコストの削減を図った。また、家内労働安全衛生指導員等が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行うための活動経費としている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		－	－		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、家内労働安全衛生指導員等が、委託者及び家内労働者を直接訪問し、必要な措置を行うための指導員謝金、旅費等の活動経費であり、必要最低限のものとなっている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	一部の調達を一般競争入札にしたことや、家内労働安全衛生指導員が委託者や家内労働者等を訪問する際、官用車等の活用や集団的な指導の実施により、旅費・庁費を抑えることができたこと等のため。		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業は家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について、家内労働衛生指導員による面接指導により実施しており、成果目標を上回っているため、実効性は高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込みにほぼ見合った実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関するパンフレットは、都道府県労働局において委託者及び家内労働者等に配付し、活用されている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		－	－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	家内労働者の安全の確保・健康保持に必要な事業である。家内労働安全衛生指導員の活動実績及び健康相談会の開催実績に関する都道府県労働局からの報告により、事業実施内容等について把握しているが、特に安全衛生指導員による個別指導においては、改善の意向を示した者の割合が93.8%と目標を上回っている。平成25年度予算において健康相談会を廃止したところであるが、今後も家内労働安全衛生指導員の活動状況を踏まえ必要な見直しを図る。					
外部有識者の所見						
執行率を勘案し予算額への反映が必要。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業 直し の 見	本事業は、毎年不用が生じており、予算と執行の乖離を精査し、予算へ反映すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	1,2-ジクロロプロパンによる胆管がんの発症を受け、家内労働についても平成25年3月に「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」を通知しているところであり、本事業の安全衛生指導員を活用して周知徹底を図る必要があることから、前年度と同額で予算要求することとしたが、今後の活動実績・執行状況に留意しつつ、予算を精査することを検討したい。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0652	平成23年	0590	平成24年	0527

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※金額は平成24年度実績



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.都道府県労働局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	家内労働安全衛生指導員活動謝金	4.3			
庁費	健康相談会実施経費等	2.7			
委員等旅費	家内労働安全衛生指導員活動旅費	1.2			
計		8.2	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	都道府県労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務等に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	8.2		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

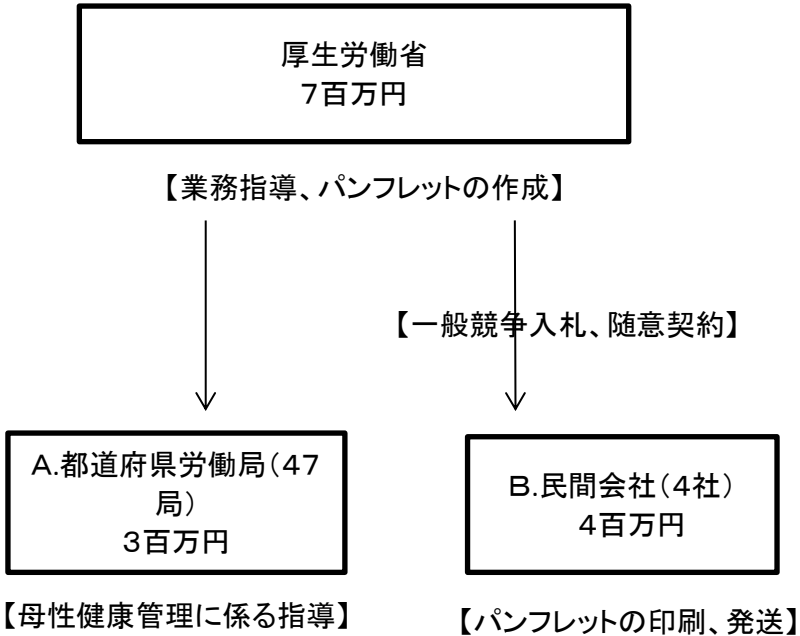
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)太平印刷社	パンフレット等の印刷	0.5	10	48.8
2	サンテックサービス(株)	パンフレット等の委託発送	0.03	随意契約	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		女性労働者健康管理等対策費			担当部局庁		雇用均等・児童家庭局		作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 4 8 年度			担当課室		職業家庭両立課		職業家庭両立課長 中井 雅之	
会計区分		労働保険特別会計労災勘定			政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること			
根拠法令 （具体的な条項も記載）		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等		妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成9年労働省告示第105号) 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定) 健やか親子21(平成12年度策定)			
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		男女雇用機会均等法に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようにするため、事業主への啓発、指導等を行うことにより、母性健康管理の措置に関する円滑な施行を図る。								
実施方法		■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	21	16	15	14	24		
			補正予算							
			繰越し等	-5	5					
		計		16	21	15	14	24		
		執行額		4	13	7				
		執行率（%）		25.0%	61.9%	46.7%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
		母性健康管理に関する相談件数 3,319件(H22～24)			成果実績	件	3,477	3,169	2,950	3,199
					達成度	%	104.8	95.5	88.9	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		パンフレット「女性労働者の母性健康管理のために」の作成・配布部数			活動実績 (当初見込み)	冊	31,250 (200,000)	— (30,000)	34,200 (34,200)	— (31,000)
単位当たりコスト		30円／冊			算出根拠	平成24年度における単位当たりコスト＝X/Y X＝パンフレット作成費 1,026千円 Y＝パンフレット作成・配布部数 34,200冊				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	非常勤職員手当		0	0	子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例の周知・啓発に係る経費を新たに要求することによる増					
	諸謝金		0	1						
	職員旅費		1	1						
	委員等旅費		0	1						
	庁費		13	21						
計		14	24							

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件を整備するため、男女雇用機会均等法では、事業主の義務として、妊娠中又は出産後の女性労働者が健康診査等を受けるための時間を確保し、その女性労働者が医師等の指導事項を守ることができるように勤務時間の変更などの措置を実施しなければならないと定められており、法の履行確保を図るために国費を投じて本事業を実施する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図るためのものであり、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	成果目標の達成手段として位置づけられ、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	パンフレットの印刷の支出先は、一般競争入札により決定しており、その他は会計法及び予算決算及び会計令に基づく少額の随意契約である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、女性労働者、事業主への啓発・指導等を行うことにより、母性健康管理の措置の円滑な施行を図るための事業であり、負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	単位あたりコストの削減に努めており、事業費の支出は適切なものである。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	法の周知及び履行確保に必要な最低限のものに限定されている。	
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			△	印刷物の調達を一般競争入札により実施したことにより、価格を抑えられたため。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	目標の約9割を達成しており、相談、助言、指導、及び勧告により実効性を確保している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	見込みに沿って実施している。	
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	女性労働者の特性に見合った健康管理対策に関するパンフレットは、法の周知及び履行確保のため十分に活用されている。	
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	母性健康管理の措置に資するために必要な経費であり、成果指標である「パンフレット「女性労働者の母性健康管理のために」の作成・配布部数」についても当初見込みどおり34, 200部の作成・配布を行い、適正な執行を図っているところである。今後も予算の執行状況を把握するとともに、事業内容や実施方法について検討を行い、必要な見直しを図る。					
外部有識者の所見						
平成24年度に7百万円の支出で約89%の成果実績が上げられているのであれば、今後の予算は縮減可能であるとする。（長崎、井出）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	活動実績と事業効果の観点から、予算を縮減するよう見直しをすべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	母性健康管理に係る非常勤職員手当、委員等旅費の圧縮（-0.4百万円）					
備考						
23年度のパンフレットについては、母性保護のための「女性労働基準規則の改正」（平成24年4月10日公布）の内容を反映させることが効果・効率的と判断したため、作成しなかった。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0653	平成23年	0591	平成24年	0528

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.都道府県労働局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
庁費	母性健康管理関係資料作成経費	3.1			
職員旅費	母性健康管理指導旅費	0.2			
非常勤職員手当	母性眷顧管理指導手当	0.0			
委員等旅費	母性健康管理指導旅費	0.0			
計		3.3	計		0
B.(株)アイネット			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
印刷製本費	パンフレット作成費	3			
計		3	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	都道府県労働局	母性健康管理に係る指導	3.3		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社アイネット	パンフレットの印刷・製本	3	10	69.5
2	文唱堂印刷株式会社	パンフレットの印刷・製本	1	10	79.7
3	サンテックサービス株式会社	パンフレットの発送	0.3	随意契約	
4	株式会社内山回漕店	パンフレットの発送	0.1	随意契約	
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート

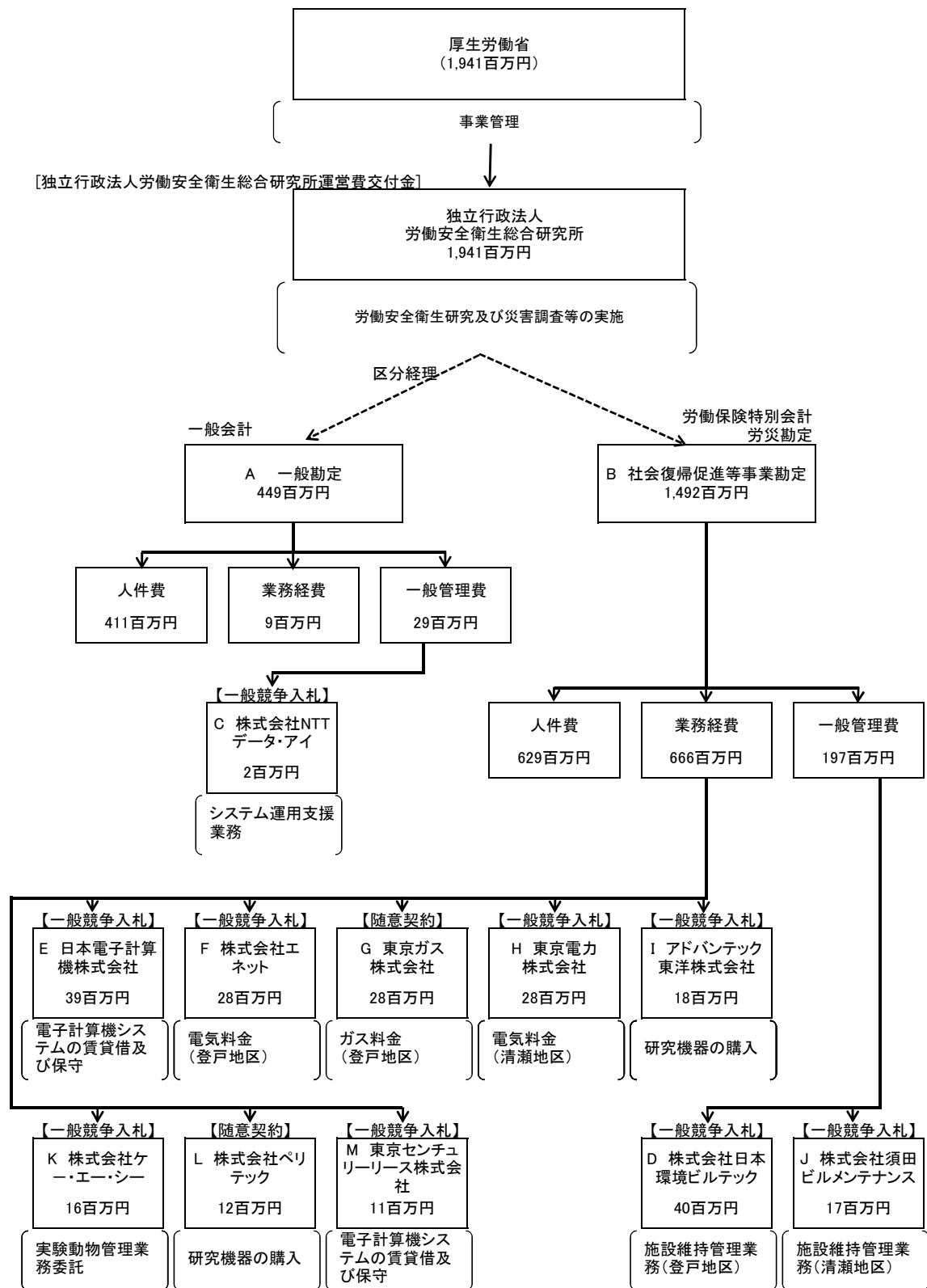
(厚生労働省)

事業名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度		担当課室	計画課		井内 雅明			
会計区分	一般会計 労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第11条		関係する計画、通知等	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標・中期計画 独立行政法人労働安全衛生総合研究所年度計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究や、②じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾患、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究を行うことにより、労働災害防止対策が図られることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(独)労働者安全衛生総合研究所が行う事業の運営に必要な経費を交付する。 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うとともに、災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行っている。 研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。また、同種現場を有する事業場での活用が図られるように研究所の独自指針を策定公表しているものもある。 その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学的側面から究明した上で、行政に報告している。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☒ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	2,075	2,048	2,023	2,015	1,973		
		補正予算			△ 36				
		繰越し等							
	計		2,075	2,048	1,987	2,015	1,973		
	執行額		2,075	2,048	1,941				
執行率(%)		100.0%	100.0%	97.68%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	【平成22年度まで】 独立行政法人労働安全衛生総合研究所第一期中期目標を達成する(対象期間:平成18年4月～平成23年3月)。なお、平成22年度計画に対する数値目標は以下のとおり。			成果実績	人、回、報	・検討会議に参加した役職員数21 ・講演・口頭発表等358回、論文発表等438報			
	・労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に参加する役職員数20人以上を目標とする。 ・講演・口頭発表等340回、論文発表等170報程度を目標とする。			達成度	%	100			
	【平成23年度～24年度】 独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標を達成する(対象期間:平成23年4月～平成28年3月)。なお、平成23年度及び24年度計画に対する数値目標は以下のとおり。			成果実績	回、報	・講演、口頭発表等については、研究員一人あたり4.4回、論文発表等については、4.6報を達成。	・講演、口頭発表等については、研究員一人あたり4.2回、論文発表等については、4.0報を達成。		
	・講演、口頭発表等については、2報を目標とする。			達成度	%		100	100	
	【平成25年度から】 独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(5年間で50件)に向けて、調査研究で得られた科学的知見が、労働安全衛生関係法令・指針・通達、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等へ反映された件数を10件程度とすることを目標とする。			成果実績	件				10件程度
				達成度	%				
	活動指標及び活動実績 (アウトプット)	【平成22年度まで】 ・基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の7割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。			活動実績 (当初見込み)	課題	・平成22年度における基盤的研究課題数は48課題であり、前中期目標期間平均数102課題の47.1%。 (102課題以下)		
(平成23年度から) ・中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの13課題、プロジェクト研究に準ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題を実施する。			・平成23年度中プロジェクト研究課題13課題及びGOHNET(ゴーネット)研究の2課題実施。 (15課題)	・プロジェクト研究課題13課題及び(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題実施。 (15課題)			－	(プロジェクト研究課題12課題)	
単位当たりコスト	129百万(円/1課題)			算出根拠	執行額1,941百万円を研究課題15件で除した				
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金	2,015	1,973	退職数の減少等に基づく退職手当額等の減					
	計	2,015	1,973						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	我が国は年間50万人以上が労災で被災するなど依然として安全衛生上の様々な課題を有している中で、安全衛生に関する行政等のニーズに対応した課題について、調査及び研究を実施している。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生に関する総合的な研究、労働災害の調査及びその社会への還元を目的とした労働安全衛生研究所で行っている事業については、民間企業における実施は本質的になじまない。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	安全衛生に関する行政等のニーズに対応した課題について、調査及び研究を実施することは優先度が高い。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	主として、労働者の災害防止や健康管理等の研究を実施しており、事業者から徴収した労災保険料（特別会計）から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。また、一般会計についても災害防止の研究は、労働者の健康管理等の研究結果は広く国民の健康管理にも応用でき、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	一般競争入札によりコスト削減に努めており妥当な水準になっている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	研究計画段階でヒアリング・評価するなど精査しており、上記欄に記載の事業目的に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	—		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	一般競争入札によりコスト削減に努めており妥当な水準になっている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	研究成果に関して、講演、口頭発表等については研究員一人あたり4.2回、論文発表等については、4.0報を達成し目標を超えた。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	施設は各研究に活用しているほか、成果物である研究成果は行政施策の策定等に活用している。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	中期計画に沿った予算執行がなされていること、また、成果目標及び活動指標を達成できていることから、効率的な業務運営が行われていると考える。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	労働者の安全及び健康の確保に資するための調査・研究を実施している（独）労働安全衛生総合研究所を運営する事業であり、国の実施状況を把握し、事業推進を実行するなど、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	906	平成23年	781	平成24年	689

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.一般勘定			E.日本電子計算機株式会社		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	役員報酬	役員給与	24	保守・修繕費	主電子計算機システムの賃貸借及び保守	39
	給与手当	職員給与	319			
	法定福利費	労働保険料等	50	計		39
	旅費交通費	職員旅費、外部講師旅費	4	F.株式会社エネット		
	外部委託費	英文翻訳・校正等	3	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	消耗品費	事務機器等の購入	6	水道光熱費	電気料金(登戸地区)	28
	保守・修繕費	オフィス機器等の保守・修繕	9			
	支払手数料	システム運用支援等	2	計		28
	図書印刷費	図書購入、印刷・製本等	4	G.東京ガス株式会社		
	通信運搬費	宅急便、郵便等	2	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	運営費交付金債務	運営費交付金債務残高	26	水道光熱費	ガス料金(登戸地区)	28
	計		449			
	B.社会復帰促進等事業勘定			計		28
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	H.東京電力株式会社		
	役員報酬	役員給与	34	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	給与手当	職員給与	460	水道光熱費	電気料金(清瀬地区)	28
	退職金	職員退職金	24			
	法定福利費	労働保険料等	71	計		28
	旅費交通費	職員旅費、外部講師旅費	22	I.アドバンテック東洋株式会社		
	外部委託費	英文翻訳・校正、施設維持管理等	108	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	消耗品費	研究機器等の購入	82	工具器具備品	生化学自動分析装置一式の購入	18
	備品費	研究機器等の購入	40			
	賃借料	研究機器等の賃借	3	計		18
	保守・修繕費	研究機器等の保守・修繕	187	J.株式会社須田ビルメンテナンス		
	水道光熱費	水道光熱費	86	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	支払手数料	特許費用等	15	保守・修繕費	施設維持管理業務委託(清瀬地区)	17
	図書印刷費	図書購入、印刷・製本等	37			
	通信運搬費	宅急便、郵便等	28	計		17
	工具器具備品	研究機器等の購入	133	K.株式会社ケー・エー・シー		
	ソフトウェア	研究・事務等システム	5	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	運営費交付金債務	運営費交付金債務残高	157	外部委託費	実験動物管理業務委託	16
	計		1,492			
	C.株式会社NTTデータ・アイ			計		16
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	L.株式会社ペリテック		
	支払手数料	独立行政法人会計システム運用支援業務	2	費 目	使 途	金 額 (百万円)
				工具器具備品	高周波雑音評価システムの購入	12
	計		2			
	D.株式会社日本環境ビルテック			計		12
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	M.東京センチュリーリース株式会社		
	外部委託費	施設維持管理業務委託(登戸地区)	40	費 目	使 途	金 額 (百万円)
				保守・修繕費	学術情報ネットワーク接続システム 賃貸借及び保守	11
	計		40	計		11

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働安全衛生総合研究所	労働安全衛生研究及び災害調査等の実施	449		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働安全衛生総合研究所	労働安全衛生研究及び災害調査等の実施	1,492		

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)NTTデータ・アイ	独立行政法人会計システム運用支援業務	2	1	非公表

D.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)日本環境ビルテック	施設維持管理業務委託(登戸地区)	40	8	非公表

E.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電子計算機(株)	主電子計算機システムの賃貸借及び保守	39	1	非公表

F.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)エネット	電気料金(登戸地区)	28	不落随契	非公表

G.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京ガス(株)	ガス料金(登戸地区)	28	随意契約	非公表

H.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京電力(株)	電気料金(清瀬地区)	28	不落随契	非公表

I.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アドバンテック東洋(株)	生化学自動分析装置の購入	18	1	非公表

J.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)須田ビルメンテナンス	施設維持管理業務委託(清瀬地区)	17	13	非公表

K.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ケー・エー・シー	実験動物管理業務委託	16	2	非公表

L.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ベリテック	高周波雑音評価システムの購入	12	1	非公表

M.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京センチュリーリース(株)	学術情報ネットワーク接続システム 賃貸借及び保守	11	2	非公表

平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）									
事業名	産業医学助成費補助金		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定) 年度	昭和53年度		担当課室	計画課		井内 雅明			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、 通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	一 産業医科大学の運営に対する助成及び産業医科大学の学生に対する修学資金貸与事業 二 産業医の資質の向上を図る研修事業								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	5,317	5,453	4,998	5,012	5,011		
		補正予算							
		繰越し等							
		計	5,317	5,453	4,998	5,012	5,011		
	執行額		5,182	5,453	4,969				
	執行率 (%)		97.5	100.0	99.4				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	【平成23年度まで】 ①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修のうち、当該講座が有効であった旨の回答の割合を85%以上にする。			成果実績		①産業医数:46名増加 ②有用との回答:88.9%	①産業医数:22名増加 ②有用との回答:93.3%		
				達成度		100%	100%		
	【平成24年度】 ①平成22年度～平成23年度までの成果指標と同一である。 ②平成22年度～平成23年度までの成果指標と同一である。 ③産業医研修事業において、当研修が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。							①産業医数:23名増加 ②有用との回答:91.6% ③有用との回答:95.2%	
				達成度				100%	
	【平成25年度】 ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備するとともに、産業医科大学卒業の産業医を新たに70名以上従事させる。 ②平成24年度成果指標と同一である。 ③平成24年度成果指標と同一である。								①卒業生:70名従事 ②有用との回答:85%以上 ③有用との回答:85%以上
				達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	【平成23年度まで】 ①医師国家試験の合格率については、常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般人向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。			活動実績 (当初見込み)		①合格率順位:12位 ②研修参加者:590名 ③参加者:825名 (①合格順位20位以内 ②研修参加者550人以上 ③参加者780人以上)	①合格率順位:23位 ②研修参加者:604名 ③参加者:850名 (①合格順位20位以内 ②研修参加者550人以上 ③参加者780人以上)		
	【平成24年度】 ①医師国家試験の合格率については、95%とする。 ②平成22～23年度の活動指標と同一である。 ③平成22～23年度の活動指標と同一である。 ④産業医研修事業の受講者を25,000人以上とする。							①合格率98.0% ②研修参加者:604人 ③参加者:814名 ④講者30,714人 (①合格率95% ②研修参加者550人以上 ③参加者780人以上 ④受講者:25,000人以上)	
	【平成25年度】 ①平成24年度の活動指標と同一である。 ②平成24年度の活動指標と同一である。 ③平成24年度の活動指標と同一である。 ④産業医研修事業の受講者を26,000人以上とする。								— (①合格率95% ②研修参加者550人以上 ③参加者780人以上 ④受講者:26,000人以上)

単位当たりコスト		—(円／)		算出根拠	事業内容が多岐に渡ることから、単位あたりコストを算出することが困難である。	
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由	
	産業医学振興財団運営費		2,031	1,928		
	産業医科大学運営費		2,981	3,083		
	計		5,012	5,011		
事業所管部局による点検						
	項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	産業医育成及び産業医の資質の向上は、労働衛生の向上につながるため、国民のニーズがある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	産業医に関する事項は労働安全衛生法に基づき実施する事項であり、地方自治体等に委ねる事業ではない。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	産業医育成及び産業医の資質の向上は、労働衛生の向上につながるものであり、優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	B(学校法人産業医科大学)への補助については、私立大学審議会の審査において、経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること等の条件が示されたため、A(産業医学振興財団)を通じて補助を実施しているところである。ただし、今後私学に対する国からの直接補助が認められた場合は速やかに国からの直接交付へ変更する。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	当補助金の財源は労災保険料(事業主の負担)によるものであり、事業主の義務である労働者の健康確保に資する当該事業に対する補助は、受益と負担の関係において適切である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○	B(学校法人産業医科大学)への補助については、私立大学審議会の審査において、経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること等の条件が示されたため、A(産業医学振興財団)を通じて補助を実施しているところである。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	補助金交付要綱により、産業医学振興財団(以下「振興財団」という。)が行う産業医の資質の向上、産業医学に関する研究等に要する経費並びに振興財団が行う学校法人産業医科大学への助成に限定し、補助することとしている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	大学で中期目標・中期計画を策定し、事後チェックも実施しており、目標は達成している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進に寄与し、活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	成果目標及び活動指標を達成しており、産業医育成及び産業医の資質の向上に向けた業務運営の効率化が図られていると考える。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資するための事業であり、国の実施状況を把握し、事業推進を実行するなど、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-1	平成23年	922	平成24年	793

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

産業医学助成費補助金

厚生労働省
(4,890百万円)

事業管理

【補助】

A. 産業医学振興財団
(4,890百万円)

産業医学の振興及び職場における労働者の健康管理の充実、産業医科大学に対する助成、産業医の能力の向上等

人件費
117百万円

一般管理費
61百万円

産業医科大学運営費
2,942百万円

産業医科大学修学資金
1,641百万円

事業費
129百万円

【補助】

B. 学校法人 産業医科大学
(2,942百万円)

産業医学の振興と優れた産業医及び産業保健技術者の養成

【委託】

C. 道府県医師会(45)及び日本歯科医師会
(103百万円)

産業医の養成及びその能力向上を図るため、道府県医師会及び日本歯科医師会に委託し、産業医研修会の実施

人件費
3,458百万円

教育研究費
1,447百万円

一般管理費
763百万円

事業収入
△2,726百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(公財)産業医学振興財団			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
産業医科大学 運営費	産業医科大学の運営に対する助成	2,942			
産業医科大学 修学資金	産業医科大学学生への修学資金貸与	1,641			
人件費	職員給与	117			
産業医研修経 費	都道府県医師会及び日本歯科医師会 産業医研修委託事業	103			
管理諸費	諸謝金、旅費、庁費、借料、諸税等	61			
その他事業費	産業医学情報室等経費、修学資金管理経費、全国 産業医代表者協議会開催経費等	26			
計		4,890	計		0
B.学校法人 産業医科大学			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	教職員	3,458			
教育研究費	教育研究に係る庁費、電算借料、研究費等	1,447			
管理経費	諸謝金、旅費、庁費、借料、諸税等	763			
事業収入	学納金、手数料等	△ 2,726			
計		2,942	計		0
C.京都府医師会			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
謝金	研修会講師謝金	1			
その他の経費	旅費、会場借料、教材購入費、印刷製本費 等	4			
計		5	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	産業医学振興財団	産業医学の振興及び職場における労働者の健康管理の充実、産業医科大学に対する助成、産業医の資質の向上等	4,890		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学校法人産業医科大学	産業医学の振興と優れた産業医及び産業保健技術者の養成	2,942		

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	京都府医師会	産業医研修会の実施	5		
2	愛知県医師会	産業医研修会の実施	5		
3	大阪府医師会	産業医研修会の実施	4		
4	岐阜県医師会	産業医研修会の実施	4		
5	岡山県医師会	産業医研修会の実施	4		
6	日本歯科医師会	産業医研修会の実施	4		
7	福岡県医師会	産業医研修会の実施	3		
8	北海道医師会	産業医研修会の実施	3		
9	長野県医師会	産業医研修会の実施	3		
10	宮崎県医師会	産業医研修会の実施	3		

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	労働災害防止対策費補助金	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和39年	担当課室	計画課	井内 雅明				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働災害防止団体法第54条 船員災害防止活動の促進に関する法律第58条	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働災害の防止を目的として設立された中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会(5協会)及び船員災害防止協会に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、その労働災害の防止に繋げるため、以下の事業を行う。 ①調査研究事業 ②安全衛生啓発事業 ③安全衛生管理活動事業 ④労働災害防止活動事業							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	2,047	1,844	1,516	1377	1,377	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	2,047	1,844	1,516	1377	1,377	
	執行額		1,952	1,484	1,431			
	執行率 (%)		95.36%	80.48%	94.3			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	【平成22～23年度目標】 ①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、前年と比して4%以上減少させる。 【平成24年度目標】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止団体が実施する現場指導等事業場等のうち、安全水準向上に効果があった事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等の受講者のうち、災害防止に効果があったとした者の割合を80%以上とする。 【平成25年度目標】 平成24年度成果指標①、②と同一である。		成果実績	①実施回数: 1,689回 ②死亡者数対21年比(22年死亡者数) ・建設業 △1.6% (365人) ・陸上貨物運送事業 26.2% (154人) ・林業 37.2% (59人) ・港湾荷役業 △50.0% (5人) ・鉱業 △44.4% (5人)	①実施回数: 1,550回 ②死亡者数対22年比(23年死亡者数) ・建設業 △6.3% (342人) ・陸上貨物運送事業 △16.2% (129人) ・林業 △35.6% (38人) ・港湾荷役業 100.0% (10人) ・鉱業 120.0% (11人)	①安全衛生水準の向上に効果があった事業場等の割合: 97% ②災害防止に効果があったとした者の割合: 96%	①労働災害防止団体及び船員災害防止団体が実施する現場指導等事業場等のうち、安全水準向上に効果があったとした事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等の受講者のうち、災害防止に効果があったとした者の割合を80%以上とする。	
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	【平成22～23年度目標】 ①労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする。 【平成24年度目標】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等事業場等数を18,900事業場以上とする。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等受講者数を62,700人以上とする。 【平成25年度目標】 平成24年度活動指標①、②と同一である。		活動実績 (当初見込み)	①参加人数: 39,157人 (40,900人以上)	①参加人数: 32,073人 (40,900人以上)	①現場指導等事業場等数: 21,597人 ②教育研修等受講者数: 63,734人 (①18,900事業場以上 ②62,700人以上)	(①18,900事業場以上 ②62,700人以上)	
	単位当たりコスト		算出根拠	事業内容が多岐に渡ることから、単位あたりのコストを算出することが困難である。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	中央労働災害防止協会 補助	778	804					
	建設業労働災害防止協会 補助	71	80					
	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 補助	125	128					
	林業・木材製造業労働災害防止協会 補助	175	178					
	港湾貨物運送事業労働災害防止協会 補助	155	157					
	鉱業労働災害防止協会 補助	43	0					
	船員災害防止協会 補助	30	30					
	計	1,377	1,377					

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	労働災害及び船員災害の防止に寄与するものであり、優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	労働災害防止団体法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき設立される法人が実施する事業場に対する補助であり、地方自治体や民間等に委ねるべきものではない。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	労働災害及び船員災害の防止に寄与するものであり、優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	労働災害防止団体法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき補助しているものであり、支出先は妥当である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	当補助金の財源は労災保険料(事業主の負担)によるものであり、労働災害防止に関する事業主の自主的な取り組みに対する補助は受益と負担の関係において適切である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	補助金交付要綱により、中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会及び船員災害防止協会が行う中小規模事業場に対する安全衛生管理活動等に要する経費に限定し、補助することとしている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	労働災害防止団体法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に基づく法人が実施する労働災害防止及び船員災害防止の自主的な取り組みに対し補助するものであり、実効性が高いものである。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	前年度の実績結果に基づき、必要な見直しを実施している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	補助事業実施による成果はHPIに掲載し公開するなど十分な活用が出来ている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	成果目標及び活動指標が達成されていること、また昨年度に開催された「労働災害防止団体運営評価会議」において、労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書の各指摘を踏まえ改善の実現に向けた取り組みについて一定の評価を受けていることから、効率的な業務運営が図られていると考える。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	労働災害防止団体法等に基づき、事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業であり、国の実施状況を把握し、事業推進を実行するなど、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-2	平成23年	794	平成24年	794

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

労働災害防止対策費補助金

厚生労働省
(1,431百万円)

事業管理

【補助】

A. 中央労働災害防止協会
(804百万円)

安全衛生管理活動経費11百万円、労働災害防止活動経費285百万円、管理士経費145百万円、補助対象従事者経費363百万円

B. 建設業労働災害防止協会
(94百万円)

安全衛生管理活動経費28百万円、管理士経費64百万円、補助対象従事者経費2百万円

C. 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
(125百万円)

安全衛生管理活動経費37百万円、労働災害防止活動経費19百万円、管理士経費32百万円、補助対象従事者経費37百万円

D. 林業・林材製造業労働災害防止協会
(177百万円)

安全衛生管理活動経費76百万円、労働災害防止活動経費43百万円、管理士経費42百万円、補助対象従事者経費16百万円

E. 港湾貨物運送事業労働災害防止協会
(157百万円)

安全衛生管理活動経費6百万円、労働災害防止活動経費85百万円、管理士経費25百万円、補助対象従事者経費41百万円

F. 鉱業労働災害防止協会
(44百万円)

安全衛生管理活動経費10百万円、労働災害防止活動経費9百万円、管理士経費8百万円、補助対象従事者経費17百万円

G. 船員災害防止協会
(30百万円)

労働災害防止活動経費10百万円、管理士経費2百万円、補助対象従事者経費18百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.中央労働災害防止協会			E.港湾貨物運送事業労働災害防止協会		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	363	労働災害防止活動経費	安全衛生教育事業の実施に係る経費等	85
	労働災害防止活動経費	各種研修の助成に係る経費等	285	補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	41
	管理士経費	安全管理士、衛生管理士の活動経費等	145	管理士経費	安全管理士、衛生管理士の活動経費等	25
	安全衛生管理活動経費	セミナー開催、安全衛生管理の促進に関する手法の検討に係る経費等	11	安全衛生管理活動経費	個別指導に係る経費等	6
	計		804	計		157
	B.建設業労働災害防止協会			F.鉱業労働災害防止協会		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	管理士経費	安全管理士の活動経費等	64	補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	17
	補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	28	安全衛生管理活動経費	個別指導に係る経費等	10
	安全衛生管理活動経費	現場指導に係る経費等	2	労働災害防止活動経費	中小鉱山及び採石業支援事業に係る経費等	9
				管理士経費	安全管理士、衛生管理士の活動経費等	8
	計		94	計		44
	C.. 陸上貨物運送事業労働災害防止協会			G.船員災害防止協会		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	安全衛生管理活動経費	陸運事業場の安全衛生管理水準の向上のための支援・指導事業に係る経費等	37	補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	18
	補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	37	労働災害防止活動経費	安全衛生講習会の実施に係る経費等	10
	管理士経費	安全管理士、衛生管理士の活動経費等	32	管理士経費	安全衛生技術指導員の活動経費等	2
	労働災害防止活動経費	安全衛生教育を実施するために係る経費等	19			
	計		125	計		30
	D.林業・林材製造業労働災害防止協会			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	安全衛生管理活動経費	安全バトロール、個別指導に係る経費等	76			
	労働災害防止活動経費	振動障害予防のための特殊検診等の定着促進事業に係る経費等	43			
	管理士経費	安全管理士、衛生管理士の活動経費等	42			
	補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	16			
	計		177	計		0

支出先上位10者リスト

A.中央労働災害防止協会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	804		

B.建設業労働災害防止協会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	建設業労働災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	94		

C.陸上貨物運送事業労働災害防止協会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	125		

D.林業・林材製造業労働災害防止協会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	林業・林材製造業労働災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	177		

E.港湾貨物運送事業労働災害防止協会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	157		

F.鉱業労働災害防止協会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	鉱業労働災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	44		

G.船員災害防止協会

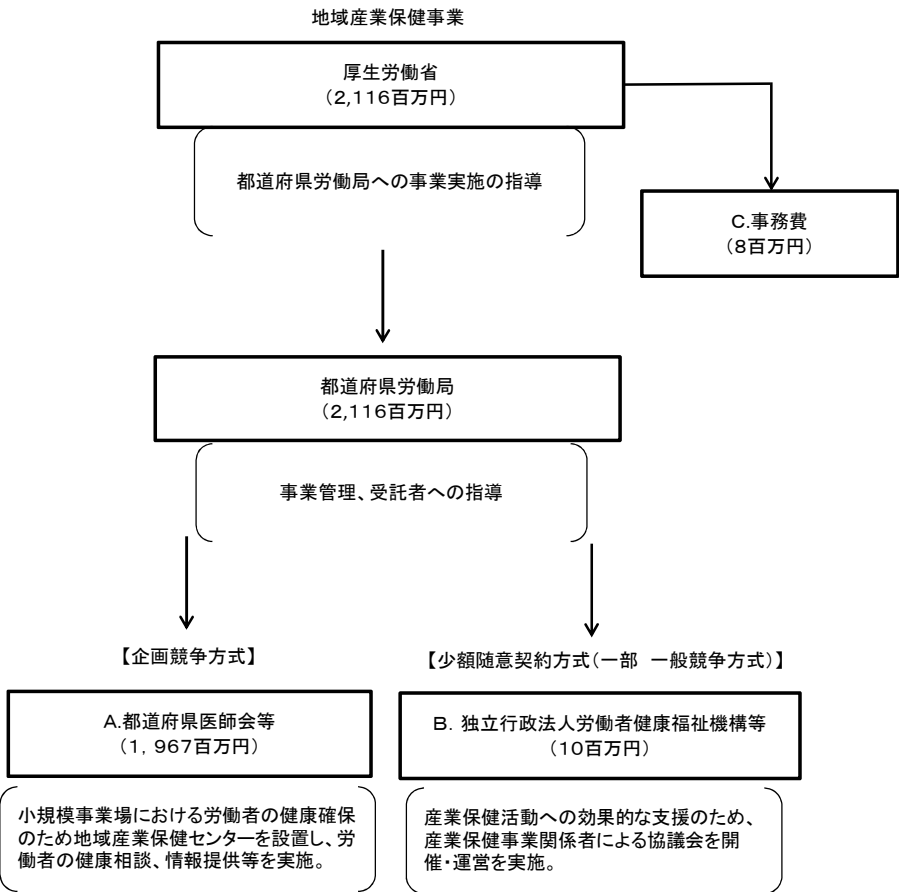
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	船員災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	30		

(厚生労働省)

事業名		地域産業保健センターの整備事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度		平成5年度開始		担当課室	労働衛生課		泉 陽子			
会計区分		労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第19条の3		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		産業医の選任義務のない、使用する労働者が50人未満の小規模事業場に対して、健診結果に基づく医師の意見聴取等、労働安全衛生法に規定する労働者の健康管理を実施するのに必要な産業保健サービスを提供することにより、小規模事業場の労働者の健康確保を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		小規模事業場における労働者の健康確保のため、地域の医療機関等を活用し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健診結果に基づく医師の意見聴取への対応等を行う。								
実施方法		■直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算の状況	当初予算	2,389	2,032	2,125	2,230			
			補正予算							
			繰越し等							
		計		2,389	2,032	2,125	2,230			
		執行額		2,229	1,914	1,986				
執行率(%)		94%	94%	93%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
		健康相談の年間利用人数を、85,129人以上とする。(平成24年度は、予算増を勘案し87,825人以上、平成25年度は92,216人以上とする。)			成果実績	人	68,653	83,895	105,868	92,216
					達成度	%	80.6	98.6	120.5	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		事業場訪問及び医療機関等における健康相談等の実施回数を、30,178回以上とする。(平成24年度)(平成25年度は31,748回以上とする。)			活動実績 (当初見込み)	回	— (—)	28,862 (10,127)	30,624 (30,178)	— (31,748)
単位当たりコスト		19,496 円／人			算出根拠	単位当たりのコスト=執行額/相談窓口利用者数 執行額 2,064百万円 健康相談等利用人数 105,868人				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	行政経費		9		平成25年度限りの事業					
	委託費		2,221							
計		2,230								

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	・産業医の選任義務のない小規模事業の労働者に対する健康診断後の事後措置の実施率は、依然として低調であるが、我が国の業務上疾病の約7割が50人未満の小規模事業場で発生しており、国費を投入して小規模事業場の労働者の健康管理を推進する必要性は高い。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	・経営基盤の脆弱な小規模事業場の労働者の健康確保のためには、国としての支援が必要である。 ・労働安全衛生法第19条の3に基づき、産業医の選任義務のない小規模事業場の労働者の健康の確保に資するため、必要な援助として、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	・平成25年4月～平成30年3月までの5年間を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」において、講ずべき施策として、「健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減」が掲げられており、小規模事業場の労働者の健康診断実施後の事後措置等の健康管理の徹底を推進するためには、本事業の一層の推進が求められており、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	・本事業は、医師を実施者とした高度の医学的知見を要する専門的なものであり、産業医等の実務に精通した事業者から、保健指導や面接指導等の具体的な内容や実施方法等について、専門的な知識やノウハウに基づいた企画提案を得なければ実施できないため、企画競争により契約先を選定している。 ・また、産業保健事業の効率的・効果的实施のための産業保健事業関係者による協議会の運営については、少額随意契約が可能な額であり、協議会の効率的かつ円滑な運営の観点から、産業保健事業関係者と契約を締結している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	・本事業は、作業関連疾患等の疾病を予防するために、小規模事業場の労働者の健康管理を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	・平成22年度から、事業場周辺の地域の医療機関における活動を推進し、効率的な事業運営を図っている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	・委託費は、主として、小規模事業場の労働者に対する健康診断後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健業務に使用されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			－	－	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			－	－	
事業の有効性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	・平成24年度の活動実績は、目標を上回っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	・小規模事業場の事業主及び労働者に対し、直接産業保健サービスを提供しており、事業の成果は十分活用されている。	
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			○	・小規模事業場の労働者の健康管理に関する事業として、小規模事業場産業医選任促進事業費補助金事業が実施されていたが、平成22年度で廃止した。（3年間の経過措置として24年度まで事業を実施。）	
重複排除	事業番号	類似事業名		所管府省・部局名		
	364	小規模事業場産業医選任促進事業費補助金		厚生労働省労働基準局安全衛生部		
点検結果	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を充実させるために必要な事業であり、地域による偏りを無くすために国が実施すべき事業であると考え、契約については、産業保健サービスを効果的・効率的に提供するために地域の主要産業等の実状を考慮する必要がある。 また、平成22年度から契約方法等を変更したことで、現場で混乱が生じたが、平成24年度は、医師会等に対する説明を十分に行い連携を図り、事業の促進を図ったことにより、本事業における活動等は成果目標及び活動指標を達成しており、充実してきている。 そこで平成25年度は、引き続き、医師会等に対する情報提供や照会事項への説明を十分に行うこと等により、産業保健事業の実施体制の強化を図り、産業保健活動の質を維持することとしたい。 なお、産業保健活動を支援するための事業について、職場でのメンタルヘルス対策に重点化するとともに、小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策を早急に実施する必要があるという観点から、平成26年度に向けて産業保健活動を支援するための事業の見直しを行っているところであり、本事業についても体制や支援内容を見直す必要がある。					
	外部有識者の所見					
	点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見						
－						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-3	平成23年	0927	平成24年	0795

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.社団法人東京都医師会(地域産業保健事業)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	健康相談窓口等謝金	64.4			
旅費	健康相談窓口等旅費	5.3			
庁費	健康相談窓口開設等経費	20.2			
管理運営費	運営・問題協議会等経費	2.7			
消費税	消費税	4.1			
計		96.7	計		0
B.独立行政法人労働者健康福祉機構(地域支援事業在り方協議会)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	※百万円未満のため記載せず。				
計		0.00	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

支出先上位10者リスト

A. 地域産業保健事業

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社団法人東京都医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	97		
2	独立行政法人労働者健康福祉機構	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	93		
3	公益社団法人神奈川県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	85		
4	社団法人北海道医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	78		
5	社団法人福岡県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	70		
6	社団法人広島県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	58		
7	社団法人新潟県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	52		
8	社団法人兵庫県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	51		
9	社団法人静岡県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	48		
10	社団法人茨城県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	48		

B. 地域支援事業在り方協議会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人労働者健康福祉機構	北海道における協議会の開催・運営業務	0.7	随意契約	
2	独立行政法人労働者健康福祉機構	香川県における協議会の開催・運営業務	0.7	随意契約	
3	独立行政法人労働者健康福祉機構	兵庫県における協議会の開催・運営業務	0.6	随意契約	
4	独立行政法人労働者健康福祉機構	岩手県における協議会の開催・運営業務	0.6	随意契約	
5	独立行政法人労働者健康福祉機構	熊本県における協議会の開催・運営業務	0.5	随意契約	
6	独立行政法人労働者健康福祉機構	沖縄県における協議会の開催・運営業務	0.5	随意契約	
7	独立行政法人労働者健康福祉機構	山形県における協議会の開催・運営業務	0.4	随意契約	
8	社団法人宮城県医師会	宮城県における協議会の開催・運営業務	0.4	随意契約	
9	独立行政法人労働者健康福祉機構	鹿児島県における協議会の開催・運営業務	0.4	随意契約	
10	独立行政法人労働者健康福祉機構	茨城県における協議会の開催・運営業務	0.4	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	じん肺診断技術等研修事業	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年度開始	担当課室	労働衛生課	泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	業務によってじん肺に罹患した者に対して、適正なじん肺管理区分決定がなされるためには、地方じん肺診査医にじん肺管理区分に必要な技術等を修得させることは必要不可欠であるため、これを行う本事業は必要である。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	じん肺法に基づくじん肺健康管理の斉一的な運用を図るため、地方じん肺診査医及び地方じん肺診査医就任内定者を対象に、じん肺管理区分決定に係る診査を適切に行うために必要な技術等を修得させる。							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	1	1	1	1	1	
	執行額		1	1	1			
	執行率(%)		100	100	100			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	研修後の参加者アンケートにおいて、本研修の有用性を問う設問に対し、「有用である。」「概ね有用である。」と回答した者の割合を、全回答者数の80パーセント以上とする。		成果実績	%	-	100	100	80
			達成度	%	-	125	125	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	参加者数を1回あたり10名以上とする。		活動実績 (当初見込み)	回	12	6 (10)	10 (10)	— (10)
単位当たりコスト	89,000(円/参加者)		算出根拠	執行額÷参加人数 =(890,000円)÷10人=89,000円				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費	1	1	—				
	計	1	1					

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	じん肺診査の制度向上は、常に国民より要求されている事項であり、国費を投入し国が実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	じん肺診査の結果は、行政庁の処分に直結するものであるから、その精度向上については、国が主体的に行うべき事項である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	じん肺診査の結果は、行政庁の処分に直結するものであるから、本件事業は優先的に実施する必要がある。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	予算額が100万円未満のため、随意契約により実施。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は事業者責任によりじん肺に罹患した労働者のじん肺管理区分の決定の精度向上に資する事業であり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		△	年度によって参加人数にばらつきがあるため、単位あたりのコストは変動する。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	研修の実施費用以外には支出されていない。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	仕様書に基づき忠実に活動されている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	研修で得た知識は、都道府県労働局におけるじん肺管理区分決定のための診査に活かされている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	単位当たりのコスト抑制及び活動実績の充実のため、参加人数の確保が重要である。よって、開催にあたっては案内をできるだけ早くする等積極的な参加勧奨を行うことにより、参加人数確保に努める。 また、じん肺管理区分決定件数が平成24年度に4,750件と依然として高水準であり、事業の目的を達成するため、新規で任用となる地方じん肺診査医（任用予定者も含む）に対し、全国斉一的にじん肺管理区分決定に必要な技術等を習得させる必要があること、成果目標及び活動指標を達成していることから、引き続き本事業を実施する。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	地方じん肺審査医及び地方じん肺審査医就任内定者を対象に、じん肺管理区分決定に係る審査に必要な研修を行うための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-26	平成23年	0948	平成24年	0800

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

じん肺診断技術等研修事業

厚生労働省
(0.9百万円)

事業管理・受託者への指導



【少額随契】

A 独立行政法人労働者健康福祉機構
(0.9百万円)

研修実施業務全般

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	じん肺管理区分決定に係る研修	0.9	随意契約	

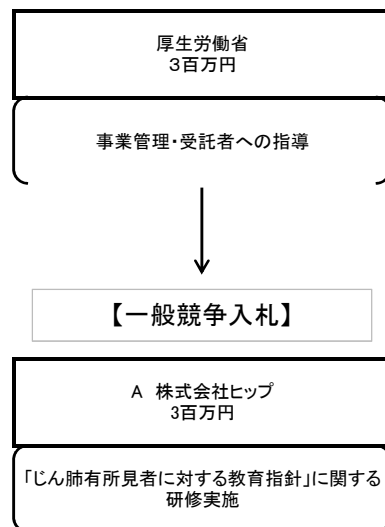
平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	じん肺有所見者に対する普及啓発事業	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成9年度開始	担当課室	労働衛生課	泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	不可逆性の疾病であるじん肺について、産業医等に対してじん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発により、労働者のじん肺予防対策の推進を目指すもの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	全国7都市において、講習会を開催し、主に粉じん作業を行う事業場の産業医等に対して、「じん肺有所見者に対する教育指針」が各事業場において定着するよう普及啓発を行うとともに、じん肺の基礎知識及び粉じんばく露防止対策について、専門家からの講義を行うことで、じん肺有所見者に対する適切な健康管理と、粉じん障害防止対策の更なる徹底を図る。							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	2	10	3	3	3	
	執行額		0.5	4	3			
	執行率(%)		25	40	77			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	研修後の参加者アンケートにおいて、本研修が有意義であったかどうかを問う設問に対し、「有意義であった。」「概ね有意義である」と回答した者の割合を、全回答者数の80%以上とする。		成果実績	%	-	80	91	80
			達成度	%	-	100	114	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	参加人数を一会場当たり最低45人以上とする。		活動実績 (当初見込み)	人	67	43 (45)	42 (45)	— (45)
単位当たりコスト	6,952 (円/参加人数)		算出根拠	執行額÷参加人数(全7会場合計) =(2,600,000円)÷(374名)≒6,952円				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費	3	3	—				
	計	3	3					

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	現在でも毎年250名前後のじん肺有所見者が出ていることから、これらの者に対する健康管理上の留意点を事業場に対して説明することは、国民からの要求でもあるとともに、じん肺対策は国の責務であることから、国費を投入しなければ事業目的は達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	じん肺の健康管理については、国が責任を持ってその精度の運用に当たるべきものである。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	現在でも毎年250名前後のじん肺有所見者が出ていることから、これらの者に対する健康管理上の留意点を事業場に対する説明は優先度の高いものである。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札（最低価格落札方式）で実施した。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	事業場の産業医等に対してじん肺有所見者の健康管理等の徹底を図る事業であり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	昨年度と比べて、一会場当たりの参加人数は同数程度だが、執行額が大幅に減ったため、単位当たりコストは大幅に減った。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	研修実施関連業務以外への支出はない。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	入札効果によるものである。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	研修形態で行う事は、多くの事業場に健康管理上の留意点を普及定着させるにあたって、実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	目標には達成しなかったが、概ね見込みのとおりとなった。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	研修会テキスト等は労働者の健康管理に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	単位当たりのコスト削減には、参加人数の確保が重要であるとする。参加者募集に当たっては、当該教育が必要とされる業種や事業場を絞って参加案内を行う等により、効率的に参加者数を確保することとしたい。 また、じん肺管理区分決定件数が平成24年度に4,750件と依然として高水準であり、事業目的を達成するため、引き続き産業医等に対してじん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発を行い、じん肺予防対策を推進させる必要があること、成果目標は達成、活動指標は概ね達成していることから、引き続き本事業を実施する。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。（長崎、井手）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	粉じん作業を行う事業場の産業医に対して、じん肺有所見者に対する教育指針を研修するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-27	平成23年	0946	平成24年	0801

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

じん肺有所見者に対する教育指針の普及定着



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.株式会社ヒップ			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
謝金	講師謝金	0.4			
旅費	講師旅費、スタッフ旅費	0.4			
会場設備費	会場費、備品レンタル代	0.1			
事務費	報告書、テキスト印刷、案内状郵送	1.0			
人件費	スタッフ人件費	0.6			
消費税		0.1			
計		2.6	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社ヒップ	「じん肺有所見者に対する教育指針」に関する研修実施	3	5	77%

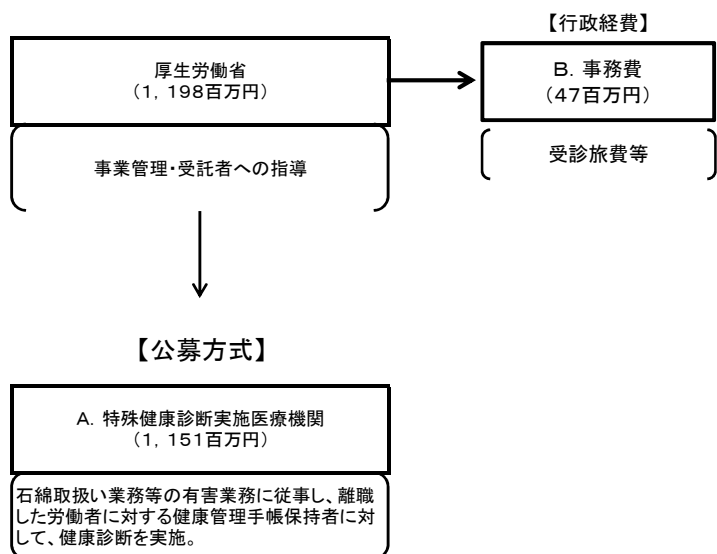
平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和47年度開始	担当課室	労働衛生課	泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第67条	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を行っているものであり、健康管理手帳保持者に対して、年2回(じん肺は1回)委託医療機関において健康診断を受診させることにより、離職労働者の健康管理の確保に資するもの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	石綿取扱い業務等に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。 健康管理手帳保持者に対して、年2回(じん肺は1回)委託医療機関において健康診断を受診させ、離職労働者の健康管理の確保を行っている。							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	961	1,110	1,199	1,192	1,400	
		補正予算						
		繰越し等						
	計		961	1,110	1,199	1,192	1,400	
	執行額		973	1,357	1,198			
執行率(%)		108	125	100				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	(平成24年度まで) 健康管理手帳の目的は、離職労働者の健康管理に資するためであることから、その成果は数値評価にならない。		成果実績		—	—	—	
			達成度	%	—	—	—	
	(平成25年度から) 健康管理手帳所持者の健康診断受診率を、平成24年度の実施率(53.7%)以上とする。		成果実績					53.7
		達成度	%					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	(平成24年度まで) 健康管理手帳所持者の健康診断受診率を、平成23年度の実施率(54.8%)以上とする。		活動実績		84.6	54.8	53.7	
			(当初見込み)	%		53.7	54.8	
	(平成25年度から) 健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。		活動実績	—				—
		(当初見込み)					(47)	
単位当たりコスト	20,522(円/受診者一人あたり)		算出根拠	執行額÷延べ受診者数 =1,151,000,000円÷56,086人=20,522円/人				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	社会復帰促進等旅費	43	61	1,2-ジクロロプロパンの追加による増				
	庁費	17	33					
	委託費	1,132	1,306					
計	1,192	1,400						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費 必要性 投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	有害業務に従事し、離職した者に対して健康管理を実施する本事業は、国民の要求が高く、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第67条に、政府の責務として実施すると明記されていることから、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	有害業務に従事し、離職した者に対する健康管理を実施するものであることから、優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	健康管理手帳の健康診断を実施する医療機関においては、所定の検査を適切に行える設備と医師の確保が必要不可欠であることから、公募し、労働局にて審査の上決定する必要がある。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	事業者責任で有害業務に従事し、離職した労働者の健康管理を行う事業であり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	一人当たりの受診料として妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	健康診断の実施及びそれに伴う経費(受診者の旅費等)以外には支出されていない。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は概ね見込みどおりである。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	健診結果は健康管理手帳所持者の健康管理に活用されている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	健康管理手帳に基づく健康診断費用については、その所持者が漏れなく健康診断を受けられるようにすることが重要であるとする。一方、予算が十分活かされるためには、受診率の向上を目指すことが重要であると考えられる。今後も積極的な受診勧奨等が図られるよう、健康診断機関を指導し、受診率の向上に努める。 活動指標は概ね達成しており、健康管理手帳所持者の健康管理を確実に行うことが必要であることから、引き続き本事業を実施する。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	石綿取扱い業務等に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-28	平成23年	0947	平成24年	0802

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.神鋼会神鋼病院			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
健診費	石綿等健康診断実施費	54			
計		54	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

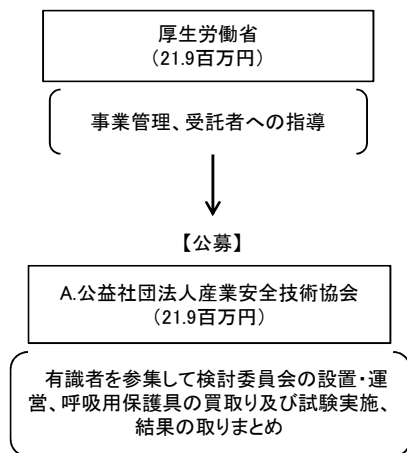
A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神鋼会神鋼病院	健康診断実施費用	54	随意契約	
2	中部労災病院	健康診断実施費用	44	随意契約	
3	岡山労災病院	健康診断実施費用	41	随意契約	
4	川崎病院	健康診断実施費用	32	随意契約	
5	旭労災病院	健康診断実施費用	32	随意契約	
6	(独)国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター	健康診断実施費用	25	随意契約	
7	千葉労災病院	健康診断実施費用	24	随意契約	
8	神奈川県予防医学協会	健康診断実施費用	23	随意契約	
9	三菱重工業(株)長崎造船所病院	健康診断実施費用	22	随意契約	
10	北海道中央労災病院	健康診断実施費用	22	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）									
事業名	呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験			担当部局庁	労働基準局安全衛生部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成12年度開始			担当課室	化学物質対策課環境改善室			徳田 剛	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第42条、第43条の2			関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	市場に流通する国家検定に合格した型式の防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具（以下「呼吸用保護具」という。）の買取り試験を実施し、呼吸用保護具の性能の確保を図ることで、労働者が粉じんや有害な化学物質を吸入することによる健康障害を防止することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	型式検定に合格した呼吸用保護具の中から、市場の流通状況等を踏まえ、型式検定の有効期間5年間のうちに1回以上買取り試験が実施できるように、買取り試験対象型式を選定する。 また、市場に流通している呼吸用保護具について、地域等の偏りがないよう留意しつつ、試験に必要な数の買取りを行い、国家検定に沿った形で試験を行う。その結果について、試験を行った呼吸用保護具が構造規格を具備しているか否かを専門家を参集して検証を行い、委託元に報告を行う。委託元は、案件に応じて製造者に必要な指導等を行う。								
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位：百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算	24	22	22	24	23		
		繰越し等							
		計	24	22	22	24	23		
	執行額		24	22	22				
	執行率（％）		100	100	100				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	(平成24年度まで) 現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取り試験を実施した型式の割合を100%とする。 (平成25年度以降) 買取り試験を通じて不具合が発見され、改善が必要とされた場合、改善のための指導を100%実施する。			成果実績		90.4%	100.0%	100.0%	100.0%
				達成度	％	90.4%	100.0%	100.0%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	(平成24年度まで) 本事業におけるアウトプット指標となり得るのは、検討会の開催回数又は調査のための保護具の買取数であるが、いずれも不具合の発見の有無によって増減し、経年比較を行うための指標としては妥当でないため、アウトプット指標は設定できない。 (平成25年度) 現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取り試験を実施した型式の割合を100%とする。 ※指標の設定については、アウトプットとアウトカムの考え方に関して見直すべき旨指摘があったことを踏まえ、平成25年度に見直しを行ったもの。			活動実績 (当初見込み)		－	－	－	
						(－)	(－)	(－)	(100%)
単位当たりコスト	28,614円／個			算出根拠	平成24年度においては、呼吸用保護具のうち、合計73型式765個について買取り試験を実施した。精算額は21,890,193円であるので、呼吸用保護具1個当たりの平均は、28,614円となる。				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費		24	23	平成25年度から新たに試験対象に加えた電動ファン付き呼吸用保護具の買取りの実施に係る見通しと、これまでの実績を踏まえ、改めて精算を精査し、見直しを行ったことによる減。				
計		24	23						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	呼吸用保護具は、国が定める性能要件を満たす必要があるところ、ある型式の呼吸用保護具が所定の性能を具備しているかどうかについては、厚生労働大臣の登録を受けた検定機関が行う型式検定を通じて確認を行っている。 しかしながら、検定に合格していても、製造ラインの問題により所定の性能を具備しない製品群が市場に混入するおそれがあり、労働者の健康確保の観点からは、流通段階でも性能を確認することが必要である。 他方、呼吸用保護具は、型式にもよるものの、1型式あたり年間数百～数万個の単位で製造されており、一つの型式に製造時の不具合が発生することが与える影響は大きい。外観だけでは不具合の有無が判然としないこともあり、個々の事業場で市場に流通している呼吸用保護具の性能を確認するのは困難である。 したがって、流通段階での性能要件の担保のためには、国が調査を実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	呼吸用保護具は、一箇所で作られたものが広く全国に流通しているものであること、また、呼吸用保護具の性能要件を定めているのは国であり、不具合が発生した場合に製造者に対して指導を行う責任・権限を有するものも国であることから、地方自治体や民間等に事業を委任するのは適当ではなく、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が極めて限られていることから、1者のみの応募が見込まれるため、平成24年度から公募により調達を実施している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は労働者の健康確保を図る観点から行っている事業であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	不具合製品が発見された場合など、試験結果によっては追加試験の必要が発生すること等もあるため、単位あたりコストが年次ごとに増減する部分はあるが、連続して試験を実施する等により総試験時間数の削減に努めるなど、全体としてコストの削減に努めており、妥当な水準に抑制されている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、委員の謝金や製品の買取料金、検査料金等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業により確認された不具合製品については、受託者から速やかに委託者へ報告がなされ、委託者において事案に応じて指導等を行っており、本事業の成果を活用している。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	類似する事業はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本事業は市場に流通している呼吸用保護具について、抜き取りで買取りを行い、構造規格に定めた性能等を具備しているかの検査を行うとともに、専門家を交え判定するものである。事業の対象となる型式については活動指標のとおり100％試験が実施されており、また、当該判定の結果、不具合製品については100％が速やかに委託者へ報告され、事案に応じて委託者からメーカー等へ必要な指導を行っており、改善が図られている。呼吸用保護具は流通量も多く、見た目では欠陥の有無を判断できないものであるところ、国による本事業の実施は労働者の健康確保を図る上で有効に機能している。 また、新旧の入れ替えはあるものの、有効型式総数は全体として横ばいで、各年度に試験を実施すべき型式数には変化がない中、本事業はこれまで不用も全く出さずに効率的に事業を運営してきた。（平成25年度より活動指標の見直し） 平成25年度からは新たに電動ファン付き呼吸用保護具を試験の対象に加えているところ、その実施状況にも留意しつつ、引き続き効率的な事業運営に努めてまいりたい。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善 コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	平成25年度から新たに試験対象に加えた電動ファン付きマスクの買取り実施に係る見直し、及びこれまでの実績を踏まえ、積算の見直しを行ったことによる減。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-30	平成23年	952	平成24年	803

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.公益社団法人産業安全技術協会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
買取試験費	製品購入料、試験機器費用	9.7			
諸謝金	検討会出席謝金、研究員謝金	7.0			
その他	事務経費、管理費	3.7			
消費税等	消費税等	1.0			
旅費	検討会旅費、買取調査旅費	0.5			
計		21.9	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人産業安全技術協会	有識者を参集して検討委員会の設置・運営、呼吸用保護具の買取り及び試験実施、結果の取りまとめ	21.9		

平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）																	
事業名		作業環境における個人ばく露測定に関する実証的検証事業			担当部局庁		労働基準局安全衛生部		作成責任者								
事業開始・終了(予定)年度		平成22年度開始・平成25年度終了			担当課室		化学物質対策課環境改善室		徳田 剛								
会計区分		労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名		Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること										
根拠法令 (具体的な条項も記載)		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等		第12次労働災害防止計画										
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		欧米で採用されている個人サンブラー方式での測定による管理について、一定の条件下では個人サンブラー方式の方が作業者個人のばく露状況をより的確に把握できる可能性があることも踏まえ、当該測定結果と現行の測定方法(場の管理)とを比較検討すること等により、個人サンブラー方式での測定を実施することが可能か検討を行う。															
事業概要 (5行程度以内。別添可)		作業者個人レベルのばく露状況を的確に把握することができるとされている個人サンブラー方式による測定方法について、各種作業形態及び作業場所において実際に測定を行い、その測定方法・測定機器・測定結果の評価方法などについて実証的に検証を行うとともに、現行の作業環境測定方式と比較検討を行うことで、今後の作業環境測定のあり方についての検討を進める上でのデータを収集する。また、検討された個人サンブラー方式による測定方法について、現行の作業環境測定制度の見直しも見据えた基礎資料(事例集、実施者育成用の研修カリキュラム等)を作成する。(25年度限りの事業)															
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他															
予算額・執行額 (単位:百万円)		予算 の 状 況		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求					
				当初予算		20		17		12		10					
				補正予算													
				繰越し等													
		計		20		17		12		10							
		執行額		11.7		12.4		11.5									
執行率(%)		58.5		73.2		97.3											
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標						単位		22年度		23年度		24年度		目標値 (25年度)	
		(平成24年度まで) 本事業は、個人サンブラーによる測定手法の将来的な導入に向けて、当該測定手法に係るデータ収集を行うなど、現時点で研究段階のものであり、アウトカムを設定出来る段階には至っていない。				成果実績				—		—		—		—	
		(平成25年度) 平成26年度以降に具体的な作業環境測定制度の改善等に係る行政施策の検討に着手できるだけの成果を得る。				達成度		%		—		—		—			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標						単位		22年度		23年度		24年度		25年度活動見込	
		本事業は、まだ国内で広く定着していない個人サンブラーによる測定手法について、現在行っている作業環境測定手法とも比較しつつ、今後の導入に向けた実証検証等を行うものであり、定量的なアウトプットを示すことは困難である。 定性的指標としては下記のとおり。				活動実績 (当初見込み)				—		—		定性的指標として掲げた内容については達成済み。		—	
		(平成24年度)個人サンブラーによる測定手法について、これまでの知見収集・実証検証等を踏まえて、測定方法等をまとめたマニュアルを作成する。 (平成25年度)個人サンブラーによる測定手法の導入に必要な測定の実施を統括管理する者を育成するための研修カリキュラムの素案を作成する。						(—)		(—)		(—)		(—)			
単位当たりコスト		—				算出根拠		本事業は、現行の作業環境測定手法と個人サンブラーによる測定手法について、取扱物質や作業形態などの条件を変えて測定結果の比較を行うことにより、各測定手法の優位性の検証を行うものであるが、測定条件によって測定手法及び結果の評価方法は異なり、かかる費用も変わるため、単位当たりのコスト評価を出すことは困難である。									
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由										
	委託費		10				平成25年度限りの事業										
計		10															

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	作業環境測定は、国が労働安全衛生法令により、一定の有害業務を行う作業場に広く実施義務を課しているものであるところ、より効果的な測定手法の開発・導入は、全国の作業場における作業環境管理のあり方に大きく影響する。 個人サンプラーによる測定方法は、一定の作業形態において現行の作業環境測定方法(場の測定)より優位にあることが、これまでの本事業の中で確認されている。同手法の具体化は、全国の事業者により的確な作業環境の実態把握を可能とさせ、国民の利便性を向上させるものであり、広くニーズが存在する。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	作業環境測定の方法は、国が労働安全衛生法令で規定しているものであるところ、新たな知見等を踏まえた実証的検証を通じ、新たな作業環境測定手法の検討を行うものである本事業は、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は、一般競争入札(総合評価落札方式)により調達を実施している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	個人サンプラーを使用した作業環境測定手法の開発に向けた検証を行う本事業は、作業形態に応じてより的確な作業環境の実態把握を可能にするものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、委員の謝金や測定地までの旅費、実地測定に必要な料金等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	平成24年度事業においては、個人サンプラーによる測定手法について、これまでに収集した知見等を踏まえ、測定方法をまとめた報告書を作成した。平成25年度事業では、この報告内容に基づき実証的検証を進めることとしており、成果物を活用していくこととなる。また、平成26年度には、平成25年度までに得られた成果に基づき、具体的な制度の改善等に係る行政施策の検討を開始することを予定しており、本事業の成果はこれの中で活用していくこととしている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	類似する事業はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成22年度から実施してきた事業の成果として、個人サンプラーによる測定方法は、一定の作業形態において現行の作業環境測定方法(場の測定)より優位にあることが確認されており、事業は有効に運営できているものと評価できる。 また、平成22年度の事業開始当初には大きく不用が出てしまっていたところ、事業実績を踏まえた積算の見直し等の結果、不用率は大きく削減、改善できている。 なお、本事業については、平成25年度事業の中で、具体的な制度の改善等に係る行政施策の検討に移行できるだけの成果が得られるか検証してから、平成25年度をもって終了するが、一者応れであったことについて、その改善すべき点を他の事業に生かすこととする。					
事業目的の達成状況を十分検証の上、事業の継続について判断すること。(長崎、井手)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	当初の目標が一度達成された事業について、さらに高い目標を設定して実施を継続する必要があるかという観点から、事業目的の達成状況を十分検証のうえ、事業の継続について判断すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-34	平成23年	953	平成24年	804

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(11.5百万円)

事業管理、受託者への指導



【一般競争入札(総合評価落札方式)】

A.中央労働災害防止協会
(11.5百万円)

有識者を参集して検討委員会の設置・運営、実際の作業場にて測定・分析・評価の実施、結果の取りまとめ

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.中央労働災害防止協会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
その他経費	実地測定及び分析費用、検討会会議費用、事業管理に係る人件費、通信費など	7.6			
旅費	検討会旅費、実地測定に係る旅費など	1.2			
借料・損料	機材、会場等の借料など	1.1			
諸謝金	検討会出席謝金、執筆謝金	1.1			
消費税等	消費税等	0.5			
計		11.5	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	有識者を参集して検討委員会の設置・運営、実際の作業場にて測定・分析・評価の実施、結果の取りまとめ	11.5	1	97.7%

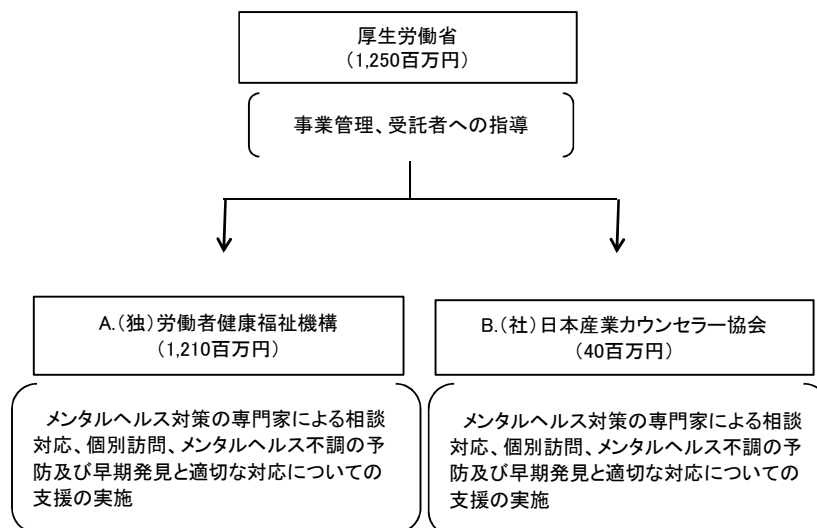
平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	メンタルヘルス対策支援センター事業	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成20年度	担当課室	労働衛生課	泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	職場のメンタルヘルスに関する状況を見ると、精神障害等に係る労災決定件数は増加傾向にあり、全国の自殺者数は15年ぶりに3万人を下回ったものの、このうち「被雇用者・勤め人」は約3割を占め、自殺対策としても職場における取組は重要なものとなっている。一方、実際の事業場での心の健康対策の取組みに対する状況を見ると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約5割にとどまっているため、メンタルヘルス対策の専門家による相談対応、個別の事業場に対する訪問支援を実施し、職場のメンタルヘルス対策の促進を行うことを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業の目標を達成するため、事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフからの相談への対応、専門家による個別の事業場への訪問支援(メンタルヘルス対策に関する助言、管理監督者に対する教育、職場復帰支援プログラムの作成支援)等、メンタルヘルス不調の予防から、不調者の早期発見と適切な対応、休業者の職場復帰に至るまで事業者の取り組むメンタルヘルス対策を総合的に支援する。							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度 494	23年度 1,268	24年度 1,263	25年度 665	26年度要求	
		補正予算		19				
		繰越し等						
		計	494	1,286	1,263	665		
	執行額		494	1,270	1,250			
	執行率(%)		100	98.8	99			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援を受けた事業場について、メンタルヘルスに関する措置を導入又は導入予定としている事業場の割合を90%以上とする。(平成24年度から目標を変更)		成果実績	%	92	93	94	90
			達成度	%	102	103	104	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	事業場に対する訪問支援件数をのべ23,510件以上とする		活動実績 (当初見込み)	件	12,976 (8,000)	25,779 (21,600)	30,441 (23,510)	— (10,713)
単位当たりコスト	21,146円/件		算出根拠	1,164,226千円/55,057件=21,146円/件 (相談及び訪問支援経費/相談及び訪問支援件数) (24年度)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費	665		平成25年度限りの事業				
計	665							

事業所管部局による点検					
	項 目		評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	職場でのメンタルヘルス対策は喫緊の課題であるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は5割にとどまっている。事業場への積極的な訪問を行うこと等により、事業者に対しメンタルヘルス対策の取組み方の支援を行う本事業の優先度は極めて高いため、国費により実施する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第71条に、労働者の健康の保持増進に関する措置の実施に対する国の援助が努力義務で規定されていることから、本事業は国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	第12次労働災害防止計画に掲げられている目標「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」の達成手段として、事業場における取組を支援するために本事業の実施が不可欠となっている。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は、平成22年度まで企画競争により全国1単位で調達を行っていたものを、平成23年度から全国を6地区に分割して調達を行っている。平成25年度は、最低価格落札方式での調達を行い、1地区で複数応札となっている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は労働者の精神障害等による労災の予防のため、事業者に対し支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	相談窓口を設置するだけでなく、事前申込による訪問支援を行うことで、空き時間が極力生じないようコストの削減に努めている。 単位あたりコストは、メンタルヘルス対策に関する専門のスタッフが助言等を行うものとして妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費のほとんどが専門スタッフに対する謝金や旅費に使用されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は、一部達成していないが、全体として概ね見込みを上回っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	相談窓口や、メンタルヘルスに係るパンフレット等による周知は十分活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	平成24年度目標は概ね達成しているところ、改正労働安全衛生法（平成23年12月国会提出。平成24年11月廃案）の再提出を検討しており、施行されれば、事業場でのメンタルヘルス対策の導入のためのニーズが高まることが予想される。 また、成果目標及び活動指標を達成しているところであるが、産業保健活動を支援するための事業の見直しを行っており、メンタルヘルス対策支援センターについても体制や支援内容を見直す必要がある。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
—		—			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
廃止		—			
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年	650－37	平成23年	0925	平成24年 0806

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.(独)労働者健康福祉機構			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	謝金	相談対応に係る謝金、訪問支援に係る謝金等	572			
	旅費	訪問支援に係る交通費、通勤交通費等	64			
	管理人件費	管理職員の給与・交通費等	100			
	事務所賃借料	センターの事務所賃借料	74			
	その他の諸経費	パンフレット印刷費、HP作成費、事務機器リース費、通信費、消耗品費等	54			
	消費税	消費税	43			
	精算返還金	精算に伴う国庫への返納金	303			
	計		1,210	計		0
	B.(社)日本産業カウンセラー協会			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	謝金	相談対応に係る謝金、訪問支援に係る謝金等	19			
	旅費	訪問支援に係る交通費、通勤交通費等	3			
	管理人件費	管理職員の給与・交通費等	7			
	事務所賃借料	センターの事務所賃借料	5			
	その他の諸経費	パンフレット印刷費、HP作成費、事務機器リース費、通信費、消耗品費等	4			
	消費税	消費税	2			
	計		40	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	東北地区でメンタルヘルス対策に関する相談、個別事業場への訪問支援	137	1	
2	(独)労働者健康福祉機構	関東地区でメンタルヘルス対策に関する相談、個別事業場への訪問支援	316	1	
3	(独)労働者健康福祉機構	中部地区でメンタルヘルス対策に関する相談、個別事業場への訪問支援	279	1	
4	(独)労働者健康福祉機構	西日本地区でメンタルヘルス対策に関する相談、個別事業場への訪問支援	308	1	
5	(独)労働者健康福祉機構	九州地区でメンタルヘルス対策に関する相談、個別事業場への訪問支援	170	2	

B.

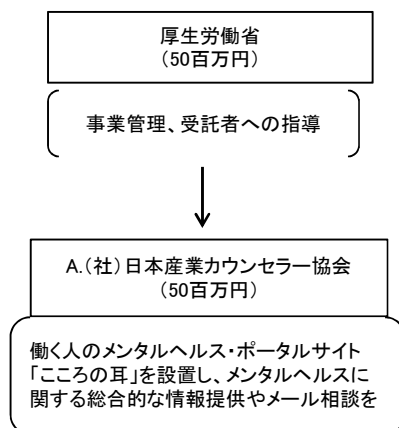
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(社)日本産業カウンセラー協会	北海道地区でメンタルヘルス対策に関する相談、個別事業場への訪問支援	40	2	

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	職域対象のメンタルヘルス対策についてのポータルサイト事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成21年度開始		担当課室	労働衛生課		泉 陽子			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	職場のメンタルヘルスに関する状況を見ると、精神障害等に係る労災決定件数は増加傾向にあるなど、職場におけるこころの健康保持増進のための取り組みが喫緊の課題となっているが、実際の事業場での心の健康対策の取組みに対する状況を見ると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約5割にとどまっている。また、取組みを行っていない事業場の理由として「取り組み方が分からない」としている事業場が多いため、これら事業者のニーズに対応できるよう、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供し、職場のメンタルヘルス対策の促進を行うことを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業の目的を達成するため、厚生労働省のホームページ上に、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する最新の情報、メンタルヘルス対策に関する基礎知識、事業場の取組み事例等、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行う。								
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算	65	61	61	49	48		
		繰越し等		7					
		計	65	68	61	49	48		
	執行額		65	68	50				
	執行率(%)		100	100	82				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。			成果実績	%	97	98	98	90
				達成度	%	108	109	109	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	メンタルヘルス・ポータルサイトへのアクセス件数 ※前年度の実績に応じて当年度の目標件数を設定。ただし、25年度は予算減額の影響から新規コンテンツの追加が減少する見通しのため、24年度の実績を参考にするのではなく、見込みの増加分が前年同(20万件増)となる延べアクセス件数800,000件を見込んだ。また、22年度の当初見込みは、21年度の実績数(15万件)と同程度にせず、21年度が半年間の稼働(事業開始年度であり、年度途中から開始)であったことをも踏まえて設定。			活動実績 (当初見込み)	件	444,337	642,956	1,064,094	—
						(240,000)	(400,000)	(600,000)	(800,000)
単位当たりコスト	47円/件			算出根拠	49,515千円(平成24年度精算額)/1,064,094件(平成24年度アクセス件数)=47円/件				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費		49	48	システム改修の作業量を見直したことによる減				
計		49	48						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	職場でのメンタルヘルス対策は喫緊の課題であるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合が5割にとどまっている。インターネットを通じて情報提供を行うことにより、事業者に対しメンタルヘルス対策の取組み方等の支援を行う本事業の優先度は極めて高いため、国民のニーズが高く、国費により事業を実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第71条に、労働者の健康の保持増進に関する措置の実施に対する国の援助が努力義務で規定されていることから、本事業は国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	第12次労働災害防止計画に掲げられている目標「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」の達成手段として、事業場における取組を支援するために、取り組み方法を含め網羅的な情報提供の資源として本事業の実施が不可欠となっている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は平成23年度まで企画競争により調達を行っていたが、平成24年度からは競争性を確保するため一般競争により調達を行っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は労働者の精神障害等による労災の予防のため、事業者に対し支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	利用者の増加が単位あたりコストの削減に繋がるので、利用者のニーズに合致したコンテンツの作成に努めている。 単位あたりコストは、メンタルヘルス対策に関する情報提供等を行うものとして妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費のほとんどがサーバー機器のレンタル費用やコンテンツの作成費用等の事業の実施に必要なものに使用されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	入札効果により契約額が抑えられたことによる。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は、見込みを上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	また、本事業でできたコンテンツは、事業場での教育等で広く活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	第12次労働災害防止計画（平成25年2月策定）の目標（「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」）を達成するには、より多くの事業者等に対し、職場のメンタルヘルスに関する情報を提供することにより取組みの促進を図る必要がある。 掲載するコンテンツについては、利用者のアンケート結果や専門職の検討結果を踏まえ、利用者のニーズに合致した質の高いものとなるよう努め、アクセス数のさらなる増加及び成果目標、活動実績の達成、充実を目指す。また、アクセス数の増加により単位あたりコストの削減につながる事が期待される。 なお、成果目標及び活動指標を達成しており、引き続き本事業を実施する。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善		コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減		実績を踏まえ、システム改修の作業量を見直したことによる減				
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-38	平成23年	0953	平成24年	0807

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.(社)日本産業カウンセラー協会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
機器整備・サイ トの制作運営 等費	コンテンツ作成費、システム改修費用、サー バー機器レンタル費用	19			
広報費	ポータルサイトの広告宣伝費	4			
メール相談費	相談員謝金・交通費等	5			
管理人件費	管理職員の賃金・交通費等	14			
委員会経費	委員会開催費、委員謝金等	1			
その他の経費	事務所賃借料、水道・光熱費、消耗品費等	5			
消費税	消費税	2			
計		50	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(社)日本産業カウンセラー協会	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の運営	50	3	83

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	ストレス症状を有する者に対する面接指導に関する研修事業 (産業医等医師等を対象とした研修事業より変更)			担当部局庁	労働基準局安全衛生部			作成責任者	
事業開始・ 終了(予定) 年度	平成17年度開始			担当課室	労働衛生課			泉 陽子	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、 通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	平成23年12月に、労働者に対する医師又は保健師によるストレスチェックと医師による面接指導等の実施を事業者に義務づける労働安全衛生法の改正法律案が国会に提出され、昨年11月廃案となったが、再提出に向けて検討を行っているところである。 本事業では、ストレスチェックと面接指導等が適切に実施されるよう、医師等を対象にストレスチェックと面接指導の具体的実施方法等のメンタルヘルス対策に関する研修を実施し、職場のメンタルヘルス対策に資することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	本事業の目標を達成するため、医師等を対象にストレスチェックと面接指導の具体的実施方法等のメンタルヘルス対策に関する研修を実施する。 本事業は産業医等を対象に、メンタルヘルスに関する資質の向上を図ることを目的として実施してきたもので、法改正を前提としたものではなかった。24年度は労働安全衛生法改正の内容を盛り込んで実施する予定であったが、改正案が廃案となったため、法改正の内容を盛り込むことができず、また廃案となった時期も11月であったことから、従前の内容での事業執行もできなかったもの。以下、24年度の実績については記載を省略した。								
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算	32	160	97	148	145		
		繰越し等	0	0					
		計	0	0					
	執行額		32	160	97	148	145		
	執行率 (%)		31	104	0				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	研修を受講した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。			成果実績	%	95	92	—	90
				達成度	%	106	102	—	
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	研修の実施回数 ※25年度の事業内容であるストレスチェックに関する研修は、産業医だけでなく事業場で活動する保健師も実施することができる。そのため、平成23年度の研修(産業医のみが対象)に比べ、研修対象者をおよそ4倍と見積もり、23年度(71回)の4倍である280回実施を見込み数とした。			活動実績 (当初見込み)	回	85 (71)	71 (94)	— —	— (280)
単位当たり コスト	(円/)			算出根拠	平成24年度については事業を執行していないため単位当たりコストを算出できない。				
平成25・26年度 予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費		148	144	職場のストレス対策へのリスクアセスメント手法等の取入れの検討事業を廃止したことによる減 職場のメンタルヘルス関係指針に関する検討会の開催による増				
	行政経費		0	1					
	計		148	145					

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費 必要投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	改正労働安全衛生法で、ストレスチェックと面接指導等の実施を全事業者に義務付けるため、適切な実施方法について研修する本事業は優先度が高く国費を投入して実施すべきものである。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	法律で義務付ける以上、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を引き上げることを政策目標としており、これを支援する手段として、優先度が高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	平成24年度は調達を行っていない。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は労働者の精神障害等による労災の予防のため、事業者に対し支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費のほとんどが研修会の講師や会場スタッフの謝金や旅費、研修会テキストの作成費等の研修会の実施に必要な費用に使用される。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	執行していないため、記載なし		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	改正労働安全衛生法で義務づけるストレスチェックと面接指導等が適切に実施されるためには、実施する医師等の不安や疑問を解消するため、実効性の高い手段として研修を実施するもの。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	執行していないため、記載なし		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	執行していないため、記載なし		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	前述のとおり未執行であるので、成果目標及び活動指標の結果がないところであるが、職場におけるメンタルヘルス対策の一環として、引き続き、ストレスチェックと面接指導等が適切に実施されるよう、医師等に対する研修を実施する必要がある。 また、研修の実施に当たっては、効果的・効率的な周知方法や実施方法等を検討し、単位あたりコストの削減に努める必要がある。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	職場のストレス対策へのリスクアセスメント手法等の取入れの検討事業を廃止したことによる減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-43	平成23年	0957	平成24年	0808

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名		小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業		担当部局庁		労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度		事業開始年度：平成11年度 事業終了年度：平成24年度		担当課室		労働衛生課		泉 陽子		
会計区分		労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等		第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		中小企業(特に50人未満の小規模事業場)の安全衛生水準を向上させるため、中小企業の団体をサポートすることにより、安全衛生活動の充実を図るとともに各事業場の安全、健康、快適な職場づくりを行うことを目的としている。本事業については、「事業開始時と比較した団体事業場の事業終了後の労働災害発生件数(休業4日以上)を30%以下とする」という目標を掲げ、災害の未然防止・再発防止の取組を進めている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		小規模事業場における安全衛生活動計画の策定、安全衛生教育等の基本的安全衛生活動の実施について2年間支援し、さらに自主的及び継続的に安全衛生活動を実施できるよう、自立準備のため更に1年間の支援を行うことにより、小規模事業場の労働安全衛生水準の向上を図る。具体的には、小規模事業場を主たる構成員とする団体及びその会員事業場(以下「団体等」という。)に対し、安全衛生教育、機械設備安全化、特殊健康診断等について指導、支援を行うとともに、その成果を団体以外の小規模事業場へ波及させるために、業種別安全衛生活動マニュアルの作成・配布等を行う。								
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位：百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	432	216	105				
			補正予算							
			繰越し等							
			計	432	216	105				
		執行額		432	216	105				
		執行率(%)		100	100	100				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
		事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上とする。			成果実績	%	40.2	37.4	28.9	
					達成度	%	134	125	96.3	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		【平成23年度まで】 援助1・2年目の団体に実施する構成事業場会議を各事業場あたり少なくとも1回実施する。(実施率を100%とする)			活動実績 (当初見込み)	回	113 (99)	52 (46)		
		【平成24年度】 各団体ごとの支援期間中における経営者安全衛生講習会開催率を100%とする。			活動実績 (当初見込み)	%			100 (100)	
単位当たりコスト		1,836,571(円／団体)			算出根拠	本事業に係る委託費：84,482,257円 平成24年度参加団体数：46団体				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
					平成24年度限りの事業					
計										

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	労働者の安全と健康は労働者、事業場、産業界、国等にとって最大限に尊重すべきものであり、労働者数50人未満の事業場での労働災害の発生件数が全体の3分の2を占め、発生率の規模間格差は縮小していないことから考えても、国費により優先して取り組むべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	労働安全衛生法第106条において、国は、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、安全衛生改善計画の実施その他の活動について、技術上の助言等必要な援助を行う旨、また、中小企業者に対し、特別の配慮をする旨定められており、国が実施すべき事業といえる。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	「事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害（休業4日以上）の発生件数減少率を30%以上とする」という政策目的に直結した目標を掲げている。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	本事業は、企画競争を行い調達を実施している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は労働災害の防止の観点から事業者に対して支援を行うため、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			△	年度ごとの事業費の抑制に努めるとともに、支援メニューの時期等の見直しを行うことで効率的な支援に努めた。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	参加団体の安全衛生活動の向上のための会議等に係る費用、安全衛生サービスの提供、当該業務遂行のための業務管理費等、必要なものに限定して使用している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			○	業務を効率化した結果、当初の見積もりよりも旅費・会場費等が低く抑えられた。 また、ブロック支部の人件費の支払いに必要な日誌が提出されなかった支部があったため、人件費が低く抑えられた。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	事業実施に当たって、実効的な代替手段は存在しない。また、事業場規模別の労働災害発生状況では、50人未満の事業場での発生が全体の3分の2を占めており、当該規模の事業場を対象とした事業を行っている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			－	－	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	支援を行った団体については、労働災害発生件数が、支援開始前に比べ低下し、支援期間中に概ねその水準を保つ、又はさらに低下させているほか、また活動事例報告書を作成し、成果については参加団体に留まらず広く周知を行っている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本事業については、平成11年度の事業開始から12回にわたり多くの事業者団体を支援し、一定の成果を収めたと考えられることから、平成22年度をもって新規団体の募集を終了し、平成24年度をもって事業を終了した。平成24年度の成果目標は達成できなかったが、小規模事業場においてある程度労働安全衛生に関する意識が浸透し、伸びしろが少なくなったことが未達成の原因の一つと考えられる。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
－						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-48	平成23年	0959	平成24年	0809

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(105百万円)

事業管理、受託者への指導



【企画競争方式】

A.中央労働災害防止協会
(105百万円)

小規模事業場を構成員とする団体の行う安全衛生活動の支援(安全衛生活動計画の策定及び企画立案のサポート等)、構成員の事業場の行う安全衛生活動への支援(技能講習、職長等の教育等)、他の団体等への普及に向けた事業(事例集の作成、関係機関との連携等)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.中央労働災害防止協会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	安全衛生指導員の指導に係る謝金、経営者安全衛生講習会等に係る講師謝金	27			
旅費	安全衛生指導員の指導に係る旅費、経営者安全衛生講習会等に係る講師旅費	8			
受講料等	参加団体及び事業場の安全衛生教育、作業環境測定等の経費	13			
管理諸経費	管理職員の人件費、通信運搬費、事務所使用料等	34			
その他の諸経費	各種会議会場借料、印刷製本費、雑務役費等	18			
消費税等	消費税等	5			
計		105	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	小規模事業場を構成員とする団体及びその構成員の事業場の行う安全衛生活動への支援、他の団体等への普及に向けた事業	105	随意契約	

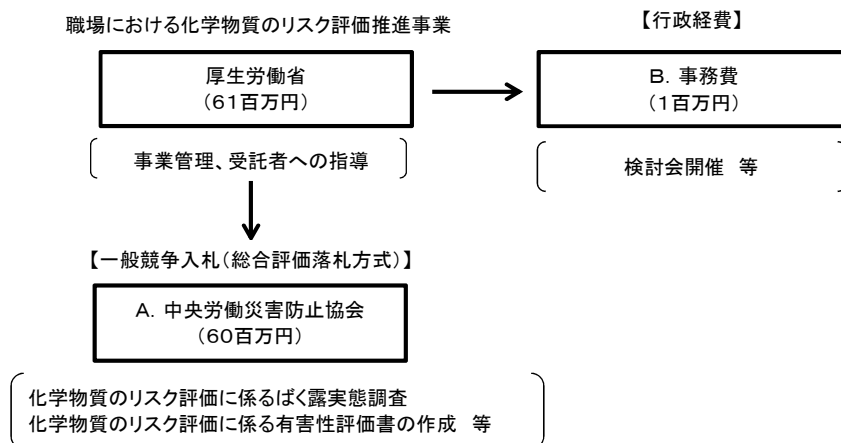
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	職場における化学物質のリスク評価推進事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度開始・平成24年度終了		担当課室	化学物質対策課		森戸 和美		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生規則第95条の6		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	未規制の有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。 国においては、本事業の成果をもとに、リスクの高い化学物質において、特定化学物質障害予防規則等により規制を行うこととしている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①厚生労働大臣が告示する物質(労働安全衛生規則第95条の6に基づく有害物ばく露作業報告の対象物質)を取り扱う事業場を対象に、ばく露実態調査を行うとともに、告示対象物質についての測定分析手法の検討を行う。 ②労働安全衛生規則第95条の6に基づく有害性ばく露作業報告の対象物質として厚生労働大臣が告示する物質のうち、厚生労働省が指示する物質について、国内外の文献調査により有害性評価書を作成する。(※24年度限りの事業)							
実施方法	■直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	81	89	71			
		補正予算						
		繰越し等						
		計	81	89	71			
	執行額		81	78	61			
	執行率(%)		100%	88%	86%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	本事業におけるアウトカム指標となり得るのは、本事業を通じてリスクが高いことが確認された物質について、政省令等を改正し、規制を行うことであるが、規制対象物質の有無及び規制を行うこととした場合の対象物質数は、各年度のリスク評価の結果や審議会等の審議によって変動するため、一律に指標を設定することはできない。 なお、平成24年度中には、平成23年度に本事業によりリスク評価を行い、有害性リスクが高いと判断された3種類の化学物質について、具体的な健康障害防止措置の検討を経て、平成24年10月に特定化学物質障害予防規則等の改正等を行っている。			成果実績	平成23年1月に特定化学物質障害予防規則等を改正(4物質を規制)	—	平成24年10月に特定化学物質障害予防規則等を改正(3物質を規制)	
				達成度	%	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示に定める物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。また、前年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行う。			活動実績 (当初見込み)	(5物質の詳細リスク評価、8物質の初期リスク評価を実施)	(5物質の詳細リスク評価を実施、事業場におけるばく露測定が行うことができる8物質の初期リスク評価を実施)	(5物質について詳細リスク評価を実施、14物質のうち、事業場からの有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質について、初期リスク評価を実施。)	
単位当たりコスト	—			算出根拠	初期リスク評価と詳細リスク評価では手法が異なる上に、物質によっても評価の難易度は異なること、また、本事業の中でリスクコミュニケーションも実施しているため、単位当たりのコスト評価を出すことは困難である。			
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
					平成24年度限りの事業			
計								

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	職場において化学物質を取り扱う労働者の保護のためには、化学物質の有害性等に係るリスク評価を行い、当該評価結果を踏まえた必要な保護措置を講じていく必要があるが、職場において使用されている化学物質は約60,000物質存在するところ、このようなリスク評価を個々の事業者が行うのは困難であり、国が実施する必要があった。 また、化学物質の取扱いは業種を問わず全国様々な事業場で行われているものであるところ、そこで働く労働者の保護のための本事業には広く国民のニーズが存在した。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	職場における化学物質管理の規制強化のための政省令等の改正につながるリスク評価を実施するものである本事業は、国が実施すべきものであった。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられていた。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	本事業は、一般競争入札（総合評価落札方式）により調達を実施していた。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	職場における化学物質のリスク評価を行う本事業は、適正な化学物質管理の実施に資するものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当であった。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	使途は、実証試験のための作業環境測定費や委員の謝金・旅費等、事業の運営に必要なものに限定されていた。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			○	本事業においては、現場における化学物質のばく露の実態を調査するため、実際の事業場を訪問して作業環境測定を行っているところ、積算においては、一般的に外部委託する際に要する平均的な作業環境測定費用を見積もっており、これが事業費の多くを占めていた。平成24年度の不用は、入札の結果、内部に十分な人材を擁し、かつ本件対象分野に深い知見を有する事業者が落札したことにより、作業環境測定にかかる費用を大幅に抑制することができたため生じたものであり、適正なコスト削減の結果である。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	入札の結果、内部に十分な人材を擁し、かつ本件対象分野に深い知見を有する事業者を実施させることができ、かつ毎年目標を達成していたところ、効果的かつ低コストで事業を実施することができていた。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	見込みに見合った活動実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	これまで本事業において実施したリスク評価の結果を踏まえ、職場における化学物質管理の強化のための政省令の改正等を実施してきており、本事業の成果を活用している。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—	類似する事業はない。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	毎年目標は達成できており、事業の有効性は高かったものと認められる。 また、内部に十分な人材を擁し、かつ本件対象分野に深い知見を有する事業者に事業の実施を委託することにより、平均的な積算により見積もられる事業費よりも低コストで事業を実施することができていたことから、効率性の面でも評価できるものとなっていた。 職場における化学物質管理の強化のための施策を見直す観点から、平成25年度以降事業の実施体制等を一部見直し、「職場における化学物質管理に関する総合対策」として実施することとしたところ、本事業は平成24年度をもって終了。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
—		—				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止		—				
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-51	平成23年	959	平成24年	810

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.中央労働災害防止協会			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	作業環境測定等費	作業環境測定費	33.9			
	委託業務管理費	委託業務従事者経費、その他雑役費	12.8			
	諸謝金	委員等謝金	5.3			
	旅費	委員等旅費	4.2			
	消費税等	消費税等	2.9			
	その他雑費	通信運搬費、印刷製本費、借料・損料等	2.1			
	計		61.2	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	事業場におけるばく露実態調査、化学物質のリスク評価のための有害性評価書作成	56.6	1	88%
2	中央労働災害防止協会	リスクコミュニケーション等	4.6	3	80%

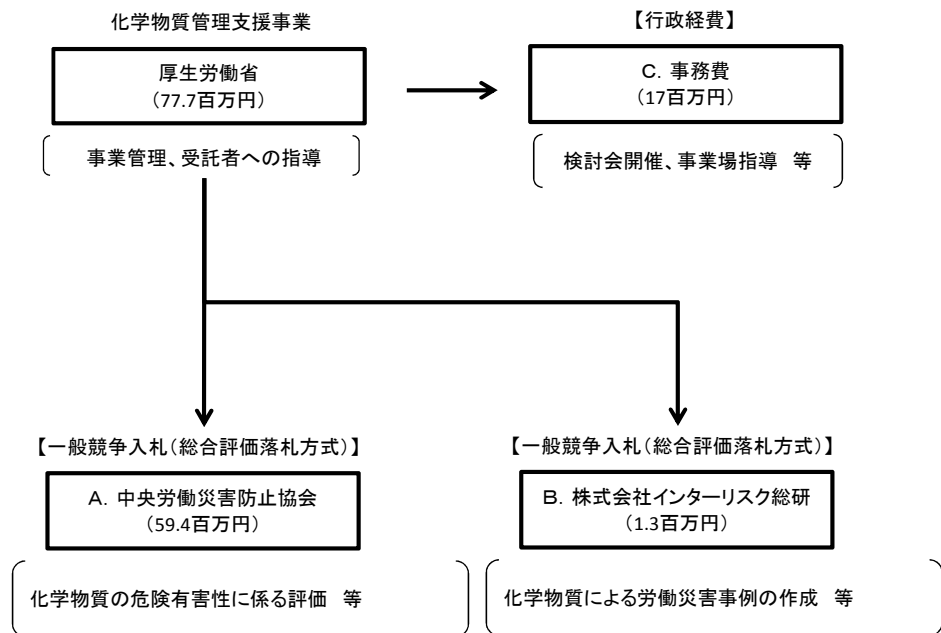
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	化学物質管理の支援体制の整備	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成12年度開始	担当課室	化学物質対策課	森戸 和美				
会計区分	労働保険特別会計 労働勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	化学物質による労働災害の防止を推進するには、リスクに基づく合理的な管理が不可欠であり、労働安全衛生法関係法令においては、事業者には、化学物質を取り扱う際の実行要領のリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置を努力義務とするともに、譲渡提供時における化学物質の危険有害性情報の表示・通知(SDS(安全データシート)の提供)を義務若しくは努力義務としている。これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	- 化学物質のGHS(化学品の分類及び表示に関する国連勧告)分類の実施及びGHSに対応したモデルSDSの作成 - 化学物質が原因で発生した労働災害事案をもとに、事業場における災害防止活動等に使用できる災害事例の資料を作成する。 (以下、平成26年度新規要求) - SDSやラベル表示等化学物質管理に関する電話相談等を受け付ける相談窓口を設置するとともに、ニーズに応じて訪問指導を実施する。 - 化学物質の危険有害性等に関し、海外等における新たな知見の収集等を実施する。							
実施方法	☒ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	136	126	83	75	119	
	執行額		136	115	78			
	執行率(%)		100%	91%	94%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	モデルSDSのアクセス件数を前年度以上にする。		成果実績	万件	661	119	170	170
			達成度	%	101.0%	18.0%	143.0%	
	モデルSDSについて、「役に立った」とする割合を60%以上にする。		成果実績	%	98.0%	98.0%	98.2%	
		達成度	%	163.3%	163.3%	163.3%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	所定の数の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。		活動実績 (当初見込み)	GHS分類を行った物質の数 (250物質)	253物質 (250物質)	201物質 (200物質)	162物質 (160物質)	(150物質)
単位当たりコスト	—		算出根拠	本事業は「化学物質のGHS(化学品の分類及び表示に関する国連勧告)分類の実施及びGHSに対応したモデルSDS(安全データシート)の作成」等の複数の事業を実施しており、それぞれに要するコストの中に切り分けることができない費目が含まれるため、単位あたりのコストを算出することができない。				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	委託費		56	100	平成26年度要求では、一部新規の委託事業に係る要求を行うこととしたため。			
	行政経費		19	19				
計		75	119					

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 必 要 性 の 投 入	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	化学物質の危険有害性に係る評価は、職場において化学物質の適正な管理を行う上で必要となるものであるが、職場において使用されている化学物質は約60,000物質存在するところ、この化学物質一つ一つについて個々の事業者が評価を行うのは困難であり、国が実施する必要がある。 また、化学物質の取扱いは業種を問わず全国様々な事業場で行われているものであるところ、そこで働く労働者の保護のための本事業には広く国民のニーズが存在する。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	化学物質の適正な管理は、特定の地域・業種についてのみ求められるものではなく、又、化学物質の危険有害性に係る評価が地域・業種によって異なるのは望ましくないことから、化学物質の危険有害性に係る評価等を実施する本事業は、国が実施する必要がある。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	本事業は、一般競争入札（総合評価落札方式）により調達を実施している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	職場における化学物質の適正な管理のために必要な、化学物質の危険有害性に係る評価を行う本事業は、適正な化学物質管理の実施に資するものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	使途は、専門家への謝金や旅費等、事業の運営に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—	—	
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	毎年度、活動実績は当初見込みを上回るものとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	本事業の成果として得られた危険有害性評価や災害事例については、ホームページで公開するなど活用を図っている。	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—	類似する事業はない。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	GHS分類に係る活動は、毎年度当初見込みを上回る実績を残しているほか、成果の面でも、平成23年度、サイトの移行により一旦落ち込んだアクセス数も、平成24年度には前年度比で大きく増加しており、有効に事業を実施できていると評価できる。 対象物質数の見直し等の結果、平成24年度は平成23年度に比べて不用率も下がっている。 引き続き、適切な積算及び有効な事業の運営に努めてまいりたい。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	職場における化学物質の危険有害性情報を表示・通知するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-52	平成23年	960	平成24年	811

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.中央労働災害防止協会			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	諸謝金	検討委員謝金、専門家謝金等	12			
	旅費	検討委員旅費、専門家旅費等	1			
	委託業務従事者経費	委託業務従事者経費	40			
	その他庁費等	機材借料、印刷製本、通信費等	5			
	消費税	消費税	1			
	計		59	計		0
	B.株式会社インターリスク総研			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	委託業務従事者経費	委託業務従事者経費	1.0			
	外注費	イラスト作成等	0.1			
	一般管理費等	通信費、旅費、会議費等	0.1			
	消費税	消費税	0.1			
	計		1.3	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		(精査中)	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	化学物質の危険有害性に係る評価	59	1	97%

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社インターリスク総研	化学物質による労働災害事例の作成	1.3	3	70%

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	ナノマテリアルの有害性等調査事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成21年度開始・平成26年度終了予定		担当課室	化学物質対策課化学物質評価室		角田 伸二		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	現在、ナノマテリアルの労働者への生態影響は未知であることから、ナノマテリアルに係る有害性等の情報収集を行うことを目的とする。また、ナノマテリアルの作業環境中における挙動等を明らかにする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①ナノマテリアルの吸入による長期がん原性試験の予備試験を行うための試験装置の改造及び性能確認試験の実施 ②遺伝毒性試験によるナノマテリアルに係る有害性等の情報収集 ③ナノマテリアルの有害性調査に関するOECD等の国際会議への出席 ④ナノマテリアルの作業環境中における測定・評価及びナノマテリアルのばく露防止対策等について国内外の情報収集							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	179	111	302	174	121	
	執行額		159	110	302			
	執行率 (%)		89%	99%	100%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	単一物質の試験であり、また、長期にわたって試験等を行う事業であることから、定量的なアウトカム指標の設定は困難(各年度ごとの状況は下記のとおり。)		成果実績	—				—
	(～平成23年度)平成24年度以降に実施予定の長期の吸入ばく露試験を行うための予備試験の実施中であるため、アウトカムは設定できない。 (平成24年度)2年間にわたる長期の吸入ばく露試験を行うものであるため、平成24年度に限ったアウトカムは設定できない。 (平成25年度)26年度の初めまで吸入ばく露試験を行い、その後26年度末までに標本作製、検鏡、報告書作成を行うものであるため、円滑に平成26年度事業につなげられるように適		達成度	%				—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	単一物質の試験であり、また、長期にわたって試験等を行う事業であることから、定量的指標の設定は困難であるが、定性的指標としては下記のとおり。 (～平成23年度まで)長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の改造及び予備試験を行う。 (平成24～25年度)ナノマテリアル吸入ばく露装置を用いて長期試験を実施する。		活動実績 (当初見込み)		目標達成 (ナノマテリアル吸入ばく露装置の改造及び予備試験(2週間ばく露試験)を実施する)	目標達成 (ナノマテリアル吸入ばく露装置予備試験(13週間)を実施する)	目標達成 (ナノマテリアル吸入ばく露装置長期試験(2年間のうちの1年間)を実施する)	(ナノマテリアル吸入ばく露装置長期試験(2年間のうちの残りの1年間)を実施する)
単位当たりコスト	—		算出根拠	単一物質の試験であり、「単位」に分割できない。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費	174	121	試験のうち特に費用のかかる長期吸入試験が平成26年度中に終了するための減。				
	計	174	121					

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の 性 質	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ナノマテリアルは新たなものが次々と開発されているが、その安全性については、未だ不明な点が多く、国内外を問わず高い関心が寄せられている。また、労働現場におけるナノマテリアルの取り扱いも増加しているところ、労働者の保護のため、その有害性の有無を明らかにすることは急務となっている。 しかしながら、その安全性に係る調査・研究を行うためには、高度な実験設備や技術が必要となるところ、一般の事業者が実施することは困難であり、国が実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	ナノマテリアルの安全性に係る調査・研究を行うためには、高度な実験設備や技術が必要となり、それらの条件を整えることができる主体には限りがあること、又、労働安全衛生法において、国自ら化学物質の有害性調査を実施するよう努めることが規定されていることも踏まえ、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本事業は発がん性未知の化学物質の有害性を調査するものである。職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業の結果を踏まえて管理措置の内容を決定するものであることから、本事業は優先度の高い事業に位置づけられている。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が極めて限られていることから、1者のみの応募が見込まれるところ、平成24年度は公募により調達を実施した。平成25年度も同様の方式により実施。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	事業場で用いられるナノマテリアルの安全性について調査研究を行う本事業は、ナノマテリアルを取り扱う労働者の保護に資するものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、ばく露試験を行う研究者に係る人件費や、試験で使用する消耗品、試験用機材を稼働させるためにかかる経費等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	—		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みに合った活動実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	平成24年度に開始した実験は、平成25年度に引き続き実施している。また、これまでに得られた成果（新たに開発した試験手法等）については、OECDのナノマテリアルに関する会合で発表するなど活用している。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	類似する事業はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	本事業においては、高度な試験設備・技術が必要になるためになかなか一般には進んでいないナノマテリアルの安全性に係る調査研究（活動指標である長期試験の実施）が、順調に進められており、又、これまでに得られた評価も国内外で活用しているところ、有効に事業が運営できているものと評価できる。 引き続き有効な事業の運営に努めてまいりたい。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	職場におけるナノマテリアルの安全性に係る調査研究のための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-53	平成23年	961	平成24年	812

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

ナノマテリアルの有害性等調査事業

厚生労働省
(302百万円)

〔 事業管理、受託者への指導 〕



【公募】

A. 中央労働災害防止協会
(302百万円)

〔 ナノマテリアルの吸入による長期がん原性試験の実施
等 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.中央労働災害防止協会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
試験資機材費	試験機材借料、実験用消耗品、燃料費等	113			
試験研究員役 務費等	試験研究員役務費等	108			
委託業務従事 者経費	委託業務従事者経費	57			
旅費	専門家旅費等	2			
その他庁費	印刷製本、通信費等	8			
消費税	消費税	14			
計		302	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	ナノマテリアルの吸入による長期がん原性試験の実施等	302	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	化学物質の有害性調査事業	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成12年度開始	担当課室	化学物質対策課化学物質評価室	角田 伸二				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第57条の5	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働現場で大量かつ広範囲に製造、使用されている化学物質について、実験動物を用いたがん原性試験を行い、その試験結果を労働者の健康障害防止対策に活用する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	OECDテストガイドラインに基づき、実験動物(マウス及びラット)を化学物質にばく露させるがん原性試験(2年間の長期ばく露)及びがん原性試験のための予備試験(短期ばく露)を行うことにより、化学物質のがん原性等の有害性を調査する。							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度 845	23年度 850	24年度 825	25年度 825	26年度要求 824	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	845	850	825	825	824	
	執行額		845	817	825			
	執行率(%)		100%	96%	100%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	(平成24年度まで) 委託物質に係る試験の実施率 (平成25年度) これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針の対象とする。		成果実績	%	100%	100%	100%	必要に応じて 指針の対象とする
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、各年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。		活動実績 (当初見込み)		2物質の試験を実施し、結果を公表済み (2物質の試験を実施し、結果を公表する)	2物質の試験を実施し、結果を公表済み (2物質の試験を実施し、結果を公表する)	2物質の試験を実施し、結果を公表済み (2物質の試験を実施し、結果を公表する)	(2物質の試験を実施し、結果を公表する)
単位当たりコスト	—		算出根拠	各年度ごとに実施する委託物質は、それぞれ化学的、物理的性質などが異なるため、有害性試験実施に必要な費用を同一と見なすことができない。				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	委託費		825	824	活動実績(一部消耗品の入札による調達実績)を踏まえ、積算の精査を行ったことによる削減。			
	計		825	824				

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 必 費 投 入 の 要 求 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	産業上、大量かつ広範囲に使用されていて、労働者のばく露が生じている化学物質について、そのがん原性等の有害性の有無を明らかにすることは、それらの物質を取り扱う労働者の保護の観点から、広く求められているものである。 他方で、対象物質のがん原性等について確定的に調べるためには、高度な実験設備や技術が必要となるところ、一般の事業者が実施することは困難であることから、国が実施する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	化学物質のがん原性等について確定的に調べるためには、高度な実験設備や技術が必要となり、それらの条件を整えることができる主体には限りがあること、又、労働安全衛生法において、国自ら化学物質の有害性調査を実施するよう努めることが規定されていることも踏まえ、国が実施すべきものである。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が極めて限られていることから、1者のみの応募が見込まれるところ、平成24年度は公募により調達を実施した。平成25年度も同様の方式により実施。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	産業上、大量かつ広範囲に使用されていて、労働者のばく露が生じている化学物質について、そのがん原性等の有害性の有無を明らかにする本事業は、化学物質を取り扱う労働者の保護に資するものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	使途は、ばく露試験を行う研究者に係る謝金や、試験で使用する消耗品、試験用機材を稼働させるためにかかる経費等、事業の運営に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—	—	
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	毎年度、各年度の対象物質に係る試験は順調に行われ、試験結果の公表に至っているところ、見込みに見合った活動実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	本事業において各年度に実施した試験の結果を、順次公表し、指針として活用している。	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—	類似する事業はない。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	毎年度、活動指標・成果指標を順調に達成し、対象とした化学物質の有害性の有無等を明らかにしてきているほか、不用もほとんど発生しておらず、事業は有効に運営できているものと評価できる。 引き続き有効な事業の運営に努めてまいりたい。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	活動実績（一部消耗品の入札による調達実績）を踏まえ、積算の見直しを行ったことによる減。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-54	平成23年	962	平成24年	813

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

化学物質の有害性調査事業

厚生労働省
(825百万円)

〔 事業管理、受託者への指導 〕



【公募】

A. 中央労働災害防止協会
(825百万円)

〔 事業場で使用され、労働者のばく露が生じている化学物質に係る有害性(がん原性等)調査の実施 等 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.中央労働災害防止協会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
試験資機材費	試験機材借料、実験用消耗品、燃料費等	232			
試験研究員役務費等	試験研究員役務費等	259			
委託業務従事者経費	委託業務従事者経費	231			
旅費	専門家旅費等	1			
その他庁費	印刷製本、通信費等	63			
消費税	消費税	39			
計		825	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	事業場で使用され、労働者のばく露が生じている化学物質に係る有害性 (がん原性等)調査の実施 等	825	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	新規起業事業場就業環境整備事業			担当部局庁	労働基準局			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	開始：平成19年度			担当課室	監督課			美濃 芳郎	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3項			関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	新規起業事業場については、最低限必要な労務管理又は安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多いことから、コンプライアンスが徹底されず、長時間労働や労働災害の発生が懸念される。このため、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制や労働者の健康確保が図られるよう、適正な就業環境形成のための支援を行う。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	新規起業事業場に対し、上記目的を達成するため、説明会(セミナー)を開催するとともに、専門家を派遣し、指導及び助言等を行う。								
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
			当初予算	93	81	80	77	77	
			補正予算						
			繰越し等						
			計	93	81	80	77	77	
			執行額	85	80	76			
		執行率(%)	91.4%	98.8%	95.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	指導・助言等した事業場において1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合			成果実績	%	94.7	97.1	92.8	85
				達成度	%	111.4%	114.2%	109.2%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	指導・助言等実施事業場数			活動実績 (当初見込み)		417	453 (400)	418 (400)	— (400)
単位当たりコスト	27,526(円/指導・助言等実施事業場数)			算出根拠	本事業で2,761事業場(セミナーの参加者:2,343事業場、指導・助言等実施事業場:418事業場)に対して、適正な就業環境形成のため、労務管理や安全衛生管理について指導・助言等を行った。 よって、単位当たりのコストについて、76百万円/2,761=27,526円				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	事業費		51	51					
	管理運営費		22	22					
	消費税		4	4					
計		77	77						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業においては、労務管理や安全衛生に係る基本的な知識や理解が不足していることが多く、こうした事業場の就業環境の整備を図る本事業は、広く国民のニーズがあり、本事業の実施は極めて重要である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	長時間労働や労働災害の防止を図る本事業は、国が実施すべき業務である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業においては、労務管理や安全衛生に係る基本的な知識や理解が不足していることが多く、こうした事業場の就業環境の整備を図るためには、本事業の実施が重要であり、優先度の極めて高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	平成24年度より、事業の質を担保しつつ価格面での競争性をより一層確保するため、一般競争入札（総合評価落札方式）を行っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働災害の防止のため、新規起業事業場に対し労働時間管理や安全衛生体制等の確立について支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	単位当たりのコストは、労務管理や安全衛生管理に関する専門的な知識を有する者が指導・助言等を行うものとして妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費は、主にコーディネーターや指導員の謝金や旅費、また、この指導・助言等のための庁費など、必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業においては、労務管理や安全衛生に係る基本的な知識や理解が不足していることが多く、こうした事業場に対し、セミナーを実施するとともに、専門家を派遣し、指導・助言等を行った結果、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合が94.3%と実効性は高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績（指導・助言等事業場数：418）は、見込み（400）を上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	専門家を派遣し、指導・助言等を行うにあたり、平成23年度委託事業において作成した指導マニュアル等が活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	成果目標については、毎年、達成する等、適切に事業運営を行っているところである。 従来の事業について継続して要求するが、必要な経費を見直す等、運営の更なる効率化に努める。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	新規企業事業場における長時間労働や労働災害の発生を防止するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-57	平成23年	968	平成24年	814

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省労働基準局
76百万円(平成24年度執行額)

〔 一般競争入札(総合評価落札方式)により、実施事業団体を選定 〕



【一般競争入札(総合評価落札方式)】

厚生労働省労働基準局
76百万円(平成24年度精算額)

〔 新規起業事業場に対して適切な就業環境形成のための支援等を行う 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.全国労働基準関係団体連合会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	指導員等謝金、旅費、事務所借料、通信運搬費等	62			
人件費	委託先担当者経費	6			
管理費	事業運営に必要な諸経費	4			
消費税	消費税	4			
計		76	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

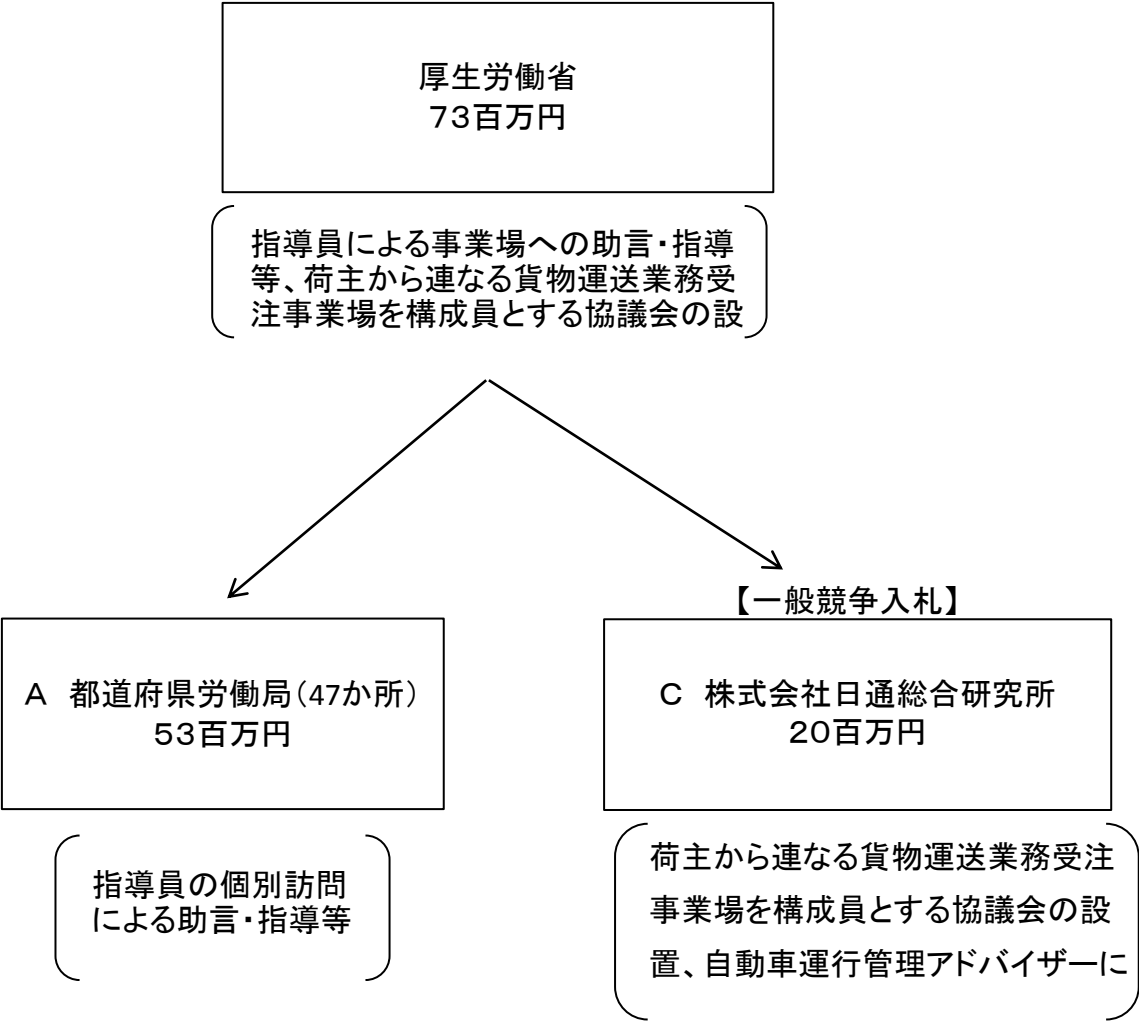
支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会	新規起業事業場就業環境整備事業の委託	76	2	94.6%

平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等			担当部局庁		労働基準局		作成責任者	
事業開始・終了（予定）年度		開始：平成20年度			担当課室		監督課、労働条件政策課		美濃 芳郎	
会計区分		労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること			
根拠法令（具体的な条項も記載）		労働者災害保険法第29条第1項第3項			関係する計画、通知等		—			
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		事業主自らの努力と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を推進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。								
事業概要（5行程度以内。別添可）		①自動車運転者時間管理等指導員（以下「指導員」という。）を引き続き配置して、個別訪問の上、指導・助言を行う。 ②荷主から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。								
実施方法		■直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	33	120	97	123	126		
			補正予算							
			繰越し等							
			計	33	120	97	123	126		
		執行額		27	69	73				
		執行率（％）		81.8	57.5	75.3				
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （年度）
		平成22年度 ①セミナーに参加したトラック事業者の80％以上から「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。			①成果実績	％	99	—	—	—
					①達成度	％	123.8	—	—	
		②セミナーに参加した荷主の80％以上から「セミナーは有益であった」との回答を得る。			②成果実績	％	98	—	—	—
					②達成度	％	122.5	—	—	
		③セミナーに参加した荷主の80％以上から「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。			③成果実績	％	92	—	—	—
					③達成度	％	115	—	—	
		④セミナーに参加した旅行業者の80％以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。			④成果実績	％	100	—	—	—
					④達成度	％	125	—	—	
		平成23年度 ⑤指導員が個別訪問した事業者の80％以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。			⑤成果実績	％	—	98.6	98.7	(80)
					⑤達成度	％	—	123.3	123.4	
		平成24年度、平成25年度 ⑥EUを中心とした先進諸国における自動車運転者に係る労働時間等の法規制、労働実態等の調査研究を適切に実施し、その結果をまとめる。			⑥成果実績	％	—	100	—	—
					⑥達成度	％	—	100	—	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		平成22年度 ①全国7か所で計1,400のトラック事業者及び荷主事業者に対してセミナーを開催する。			①活動実績 （当初見込み）	事業者	642 (1,400)	— —	— —	— —
					②活動実績 （当初見込み）	事業者	210 (840)	— —	— —	— —
		平成23年度 ③指導員による個別訪問件数を2,000事業場以上とする。			③活動実績 （当初見込み）	事業場	— —	1,616 (2,000)	— —	— —
					④活動実績 （当初見込み）	事業場	— —	— —	3,971 (1,800)	— (1,800)
		平成24年度、平成25年度 ④指導員による指導事業場数を1,800事業場以上とする。								
単位当たりコスト		12,043(円/事業場)			算出根拠	①指導員の指導事業場数 3,971事業場 ②①に係る諸謝金及び委員等旅費 47,824千円 ③単位当たりコスト(①/②) 12,043円				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	諸謝金		82	81	・自動車運転者時間管理等指導員の活動日数を見直したことによる削減（諸謝金）。 ・荷主を含めた協議会を設置し、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導を行った実績を取組事例集として作成・配布することによる増（労働災害防止対策事業委託費）。					
	職員旅費		3	3						
	委員等旅費		12	12						
	庁費		6	6						
	労働災害防止対策事業委託費		21	25						
	計		123	126						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	指導員が訪問した事業場を対象に実施したアンケートにおいて、98. 7%(24年度実績)の事業者から「訪問が有益である」旨の回答があり、広く国民のニーズがある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	労働基準法等に定められた労働条件に関する相談等への対応は、都道府県労働局及び労働基準監督署が行う業務である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	運輸業に係る過労死の労災認定件数は全産業の中で最も多い等の状況のため、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	委託事業について、一般競争入札を行い、2者応札の結果、最低価格であった株式会社日通総合研究所と契約したものであり、競争性が確保された妥当な選定であった。 なお、関係パンフレットの印刷は、予定額が250万円を超えないものであるが、早急に調達する必要性から随意契約とした。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	個別訪問を行う指導員の諸謝金・委員等旅費、協議会設置等のための委託費等であり、真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	委託事業の成果物については、報告書として取りまとめのうえ都道府県労働局に配布した。今後、業務に活用される見込み。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	適正な事業運営に努めた結果、成果目標は達成され、活動実績は活動指標を上回る結果となった。 成果実績から、本事業の有用性は事業者から認められているものと判断でき、運輸業に係る過労死の労災認定件数、自動車運転者の長時間労働等の現状を踏まえ、引き続き、実施していく必要があると考える。					
外部有識者の所見						
執行率を勘案し予算額への反映が必要。(長崎、井手)						
事業内容の改善	コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	活動実績を踏まえ、自動車運転者時間管理等指導員の活動日数を見直したことによる諸謝金及び委員等旅費の削減。(▲1,155千円)					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年		平成23年	969	平成24年	815



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.都道府県労働局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	指導員の謝金	44			
委員等旅費	個別訪問の旅費	4			
研修費等	研修費、労働保険料等	4			
計		52	計		0
B.(株)大和プリント			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
印刷費	印刷費	2			
計		2	計		0
C.(株)日通総合研究所			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	自動車運行管理アドバイザーの謝金、事務局人件費	17			
管理費	管理費、印刷費	2			
旅費	自動車運行管理アドバイザー旅費	1			
計		20	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	滋賀労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	2		
2	神奈川労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	2		
3	秋田労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	1		
4	静岡労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	1		
5	山梨労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	1		
6	千葉労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	1		
7	富山労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	1		
8	愛媛労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	1		
9	大分労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	1		
10	福岡労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	1		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)大和プリント	改善基準告示に係るパンフレットの印刷	2	随意契約	

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)日通総合研究所	荷主から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会の設置、 自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等	20	2	97.1%

平成25年行政事業レビューシート

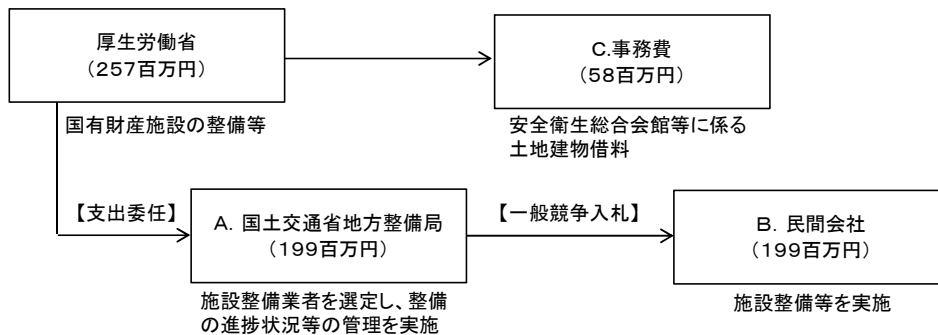
(厚生労働省)

事業名	安全衛生施設整備等経費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度		担当課室	計画課		井内 雅明		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	安全衛生施設については、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等の安全衛生施策を推進するための施設として国が設置したものである。これらの施設は経年劣化が進行している状況にあるため、必要な修繕等を行うことにより当該施設が有効に利用され、もって安全衛生施策の推進に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	安全衛生施設の特別修繕については、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に概算要求し、実施しているものである。平成25年度においては、化学物質についての動物の長期吸入有害性調査等を実施している日本バイオアッセイ研究センターの施設整備等を実施する。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他(国土交通省へ支出委任)							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	259	276	274	238	542	
		繰越し等	26					
		計	285	395	274	238	542	
	執行額		261	332	257			
	執行率(%)		92%	84%	94%			
	成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度
日本バイオアッセイ研究センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、同センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。		成果実績		—	—	—	—	
		達成度	%	—	—	—		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	日本バイオアッセイ研究センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に関し、予算の範囲内で、かつ、予定工期内に執行されるよう、国土交通省との調整を進め、支出委任を行う。		活動実績 (当初見込み)		—	—	—	—
					—	—	—	—
単位当たりコスト	—		算出根拠	—				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	施設施工旅費		0.6	1	安全衛生総合会館に係る改修工事に要する経費の増			
	施設施工庁費		84	3				
	土地建物借料		70	70				
	施設整備費		83	469				
計		238	542					

事業所管部局による点検					
	項 目		評 価	評価に関する説明	
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働災害防止に係る調査・研究等を実施している施設の整備であるため、優先度は高い。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	施設の設置者である国が修繕を実施すべきものである	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働災害防止に係る調査・研究等を実施している施設の整備であるため、優先度は高い。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札で支出先を選定しており妥当である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働災害防止に係る調査・研究等を実施している施設の整備であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		—	—	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	—	
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	国土交通省への支出委任により工事を実施している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	経年劣化した施設を整備することにより、労働災害防止に係る調査・研究等が円滑に実施されている。	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	—	—	—		
	—	—	—		
点 検 結 果	本事業については、国土交通省担当部局と調整し、支出委任を適切に行った結果、予算の範囲内で工事が完了するとともに、短期・長期吸入試験を円滑に実施することができたことから、成果目標及び成果指標を達成することができたものと思料する。 今後の安全衛生施設の施設整備においても、重要度・緊急度等を調査した上で、厳選して優先度の高いものを計画的に概算要求し、実施する。 また、支出委任先が実施する工事の施工業者の選定方法、進捗状況、執行状況について、適宜報告を求め、適切な予算の執行となるよう努める。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	職場における化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための国の施設を修繕するための事業であり、国の実施状況を把握し、事業推進を実行するなど、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年		平成23年	970	平成24年 816

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

安全衛生施設整備等経費



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.国土交通省関東地方整備局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
工事費	国有財産の整備に係る工事費	268			
計		268	計		0
B.第一工業(株)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
工事費	国有財産の整備に係る工事費	194			
計		194	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東地方整備局	日本バイオアッセイ研究センター改修工事	268		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	第一工業(株)	日本バイオアッセイ研究センター(12)機械設備改修その他工事	194	1	98.3%
2	(株)蒼設備設計	日本バイオアッセイ研究センター外(12)設備改修設計業務	3	6	96.6%
3	日和エンジニアリング(株)	平成24年度営繕建築設備積算業務	0.8	2	98.2%

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	小規模事業場産業保健活動支援促進事業費補助金	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成9年度開始(産業医共同選任)、平成12年度開始(自発的健康診断)、平成24年度終了	担当課室	労働衛生課	泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働安全衛生法第13条の2、第19条の3 労働安全衛生法第66条の2、66条の4、66条の5	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	産業医の選任義務のない労働者数が50人未満の小規模事業場における産業保健活動を支援するため、産業医の選任義務のない事業場においては、産業医の要件を備えた医師の選任の拡大を図り、もって、労働者の健康管理の向上等を目的とする。また、深夜業に従事される方が自己の健康に不安を感じて、自発的に健康診断を受診することを支援し、労働者の健康管理の充実を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、他の事業者と共同して産業医の要件を備えた医師を選任・契約し、職場巡視、健康診断の結果に基づく保健指導、長時間労働者への面接指導、健康教育、健康相談等の産業保健活動を実施した場合、その費用の一部を3年間にわたって、年間で最大4回助成する。また、深夜業に従事する労働者が、自発的に健康診断を受診した場合、その費用の一部を助成する。 なお、平成22年度限りで本事業を廃止したが、小規模事業場産業医選任促進事業については、平成22年度以前に事業を利用申請済みの事業場に対しては、経過措置として引き続き3カ年を限度として助成を行うこととしている(平成23年度以降は新規の申請を受け付けていない)。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	76	28	11			
		補正予算						
		繰越し等						
	計		76	28	11			
	執行額		76	28	11			
執行率(%)		100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	— (22年度事業終了までの目標:産業医共同選任事業終了後、事業場における医師による産業保健活動の重要性・必要性について認識し、今後も何らかの産業保健活動を継続する予定である旨の回答を80%以上の事業場から得る。)		成果実績	%	71.6	—	—	—
			達成度	%	89.5	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	— (22年度事業終了までの目標:産業医共同選任事業の申請を行った事業場数について予算要求上の件数を目指す。なお、23・24年度は経過措置期間であり、新規の申請は行われないため、活動指標は設定していない。)		活動実績 (当初見込み)	事業場	106 (263)	— (—)	— (—)	— (—)
単位当たりコスト	61,322 (円/件)		算出根拠	単位当たりコスト=支出額/申請件数 支出額 5,212,364円 件数 85				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
				平成24年度限りの事業				
	計	—	—					

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	・経営基盤の脆弱な小規模事業場の労働者の健康管理については、他事業でも支援を行っているが十分とは言えないため、本事業において集団で自主的に産業医を選任した場合の費用に対し国費を投入することは重要である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	・経営基盤の脆弱な小規模事業場の労働者の健康確保のためには、国としての支援が必要である。 ・労働安全衛生法第19条3に基づき、産業医の選任義務のない小規模事業場の労働者の健康の確保に資するため、必要な援助として、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	・第11次労働災害防止計画において、「産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策」が盛り込まれていた。また、第12次労働災害防止計画においても、「健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減」が、講ずべき施策として掲げられており、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	・本事業は、労働者の作業関連疾患等の疾病労災を予防するために、産業保健サービスの事業者への支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	・保健指導等の産業保健活動の補助としての単位当たりコストは妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	・事業費は、事業場における産業保健活動に対する補助金のみであり、費目・使途は明確かつ必要最低限のものである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	・補助事業としては、全ての登録事業場が最大補助額の補助を受けられるよう予算を確保する必要があるが、実際には、産業医活動に対する費用を一時的な立て替えが小規模事業場にとって負担が大きい等の理由から、登録した全ての事業場から最大額の補助申請が行われないため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	・登録した事業場に対し、1事業場あたり最高年間4回補助という実質的な支援を行っており、実効性は高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	・本事業では、事業場で実施された産業保健サービスに対し、サービス実施後に助成を行っており、本事業の助成金は産業保健サービスの提供に活用されている。。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		○	・小規模事業場の労働者の健康管理については、地域産業保健事業においても、健康診断実施後の事後措置に対する支援を行っているため、本事業は22年度限りで廃止となっている。（平成24年度まで経過措置を実施。）		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	347	地域産業保健事業	厚生労働省・労働基準局安全衛生部・			
点検結果	平成22年度限りで本事業を廃止したため、平成23年度以降は成果目標及び活動指標を設定していない。 なお、小規模事業場産業医選任促進事業については、平成22年度以前から事業を利用している事業場に対し、経過措置として引き続き3か年を限度として助成を行った。事業場からの補助申請は予算額の4～5割であるものの、登録されている事業場からの補助申請回数は、平成24年度平均3回となっており、小規模事業場における産業保健活動の推進に貢献している。					
	外部有識者の所見					
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
—						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-60	平成23年	0971	平成24年	0817

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

小規模事業場産業保健活動支援促進事業

厚生労働省
11百万円

〔事業管理、受託者への指導〕



【小規模事業場産業保健活動支援促進事業費補助金】

A.. (独)労働者健康福祉機構
11百万円

〔小規模事業場の事業者が、他の事業者と
共同して産業医を選任・契約し、保健指導、
面接指導等の産業保健活動を実施した〕



【補助】

B. 事業者(85回)
5百万円(平成24年度精算額)

〔産業医の選任・契約、産業保健活動の実施〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.独立行政法人労働者健康福祉機構			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	小規模事業場産業医選任促進事業費	11			
計		11	計		0
B.事業者			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	産業保健活動に対する補助	0.1			
計		0.1	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人労働者健康福祉機構	平成24年度小規模事業場産業医選任促進事業費補助金	11		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
2	B社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
3	C社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
4	D社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
5	E社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
6	F社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
7	G社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
8	H社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
9	I社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
10	J社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	労働安全衛生融資資金利子補給金	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和47年度開始	担当課室	労働衛生課	泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行っており、その利息補助及び貸倒償却の補填を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	資金的な問題により労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤、環境を整備する努力を側面から援助するため、資金を長期かつ低利で事業者に融資してきたが、平成13年12月19日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、当該融資制度を廃止した。 現在残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの償還業務を行っている。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度 95	23年度 185	24年度 206	25年度 233	26年度要求 210	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	95	185	206	233	210	
	執行額		95	185	206			
	執行率(%)		100	100	100			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額145百万円を回収する。(平成24年度)		成果実績	百万円	—	227	205	133
	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額133百万円を回収する。(平成25年度)		達成度	%	—	120	141	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	【平成24年度まで】 求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。		活動実績 (当初見込み)		—	—	—	
				—	(—)	(—)		
	【平成25年度から】 正常債権の確実な回収に向けて、回収月の1ヶ月前までに取扱金融機関と連携して弁済督促を行う。 (平成25年度 22件)		活動実績 (当初見込み)					— (22)
単位当たりコスト	・民間借入補助分 490,661(円/件) ・貸倒償却分 35,709,400(円/件)		算出根拠	・民間借入補助分 27,477千円/56件(24年度末時点での残債権数)＝490,661円 ・貸倒償却分 178,547千円/5件(24年度補助金での貸倒償却債権件数) ＝35,709,400円				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	補助金	233	210	貸倒引当金、銀行借入利息の減				
	計	233	210					

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	資金的な問題により労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤、環境を整備する努力を側面から援助を行っていた事業の債権管理を行うものであることから、国民のニーズがあり、債権管理に必要な経費について、国費を投入する必要がある事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第71条及び106条に基づいて行っていた融資事業の債権管理を行う事業であることから、本事業は国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	独立行政法人の事業として年度計画に組み込まれており、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行っており、その利息補助及び貸倒償却の補填を行うものであり妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は中小企業の事業者に対する労働災害防止の基盤、環境整備のための融資事業の債権管理を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	残債権について借入金利息と貸倒引当金にかかる経費であり、妥当な水準である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	補助金は貸倒引当金補助及び民間金融機関借入利補助融資事業で構成されており、債権管理に必要な使途に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	融資事業の債権回収を行うものであり、他の有効な手段はない。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	24年度においては、引き続き厳しい経済状況の中にあっても、貸付金の回収が当初見込みよりも大きく、確実な債権回収を行ったところであるが、不良債権化し、貸倒引当金として補助金措置することが必要となる債権が今後増加することが見込まれるところである。 また、本事業は残債権の回収が平成33年度まで続く予定であることから、引き続き継続して債権回収及び不良債権化した債権の貸倒引当処理を実施する必要がある。 なお、成果目標及び活動指標を達成しているため、引き続き確実な債権管理・回収に努める。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努める。（長崎、井手）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	（独）労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行うための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-61	平成23年	0972	平成24年	0818

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(206百万円)

(補助事業者への指導)



A.(独)労働者健康福祉機構
(206百万円)

(労働災害防止措置を果たせない中小企業に対して援助するため、資金を融資してきたが、平成13年12月19日において、当該融資制度を廃止したことを受けて、現存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの償還業務を実施。)



B.金融機関
(27百万円)

(労働災害防止措置を果たせない中小企業に対して援助するため、資金を融資してきたが、平成13年12月19日において、当該融資制度を廃止したことを受けて、現存する貸付債権の金融機関からの償還業務を実施。)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.労働者健康福祉機構			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	民間金融機関借入利息補助	30			
補助金	貸倒債権償却補助	176			
計		206	計		0
B.A銀行			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	民間金融機関借入利息補助	0.1			
計		0.1	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	貸付金債権の管理・回収	206		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A銀行	貸付金債権の管理・回収	0.1		

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	「労災かくし」の排除のための対策の推進		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成13年度		担当課室	労災管理課		木原 亜紀生		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ－２－１ 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	平成20年10月1日付け基発第1001003号				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働災害発生事実の隠蔽等を行う労災かくしが多発する状況が続くと、労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねないことから、被災労働者の適正な保護を一層推進する観点から、労災かくしの排除についてさらなる対策の強化を図ることとするもの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1) 全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨 (2) パンフレット等による被災労働者本人等への労災保険制度の周知等 (3) 建設業者に対する集団指導 (4) 事業場及び医療機関に対する調査							
実施方法	■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	56	48	47	46	46	
	執行額		40	39	39			
	執行率(%)		71.4%	81.3%	83.0%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員に労災保険の請求勧奨を行う。		成果実績	件	—	2865件 実施率100%	3,033件 実施率100%	実施率100%
			達成度	%	—	100%	100%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	労災かくしの防止を周知する印刷物を作成し、都道府県労働局、労働基準監督署に配布する。		活動実績 (当初見込み)	部	— —	パンフレット 47,100部 (パンフレット 47,000部)	ポスター30,500部 (ポスター30,000 部)	— (パンフレット 47,000部)
単位当たりコスト	—		算出根拠	本経費は労災保険給付請求の勧奨等に必要な事務的経費であり、単位当たりコストを算出することはなじまない。				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	謝金		37	38	地域加算の増による相談員謝金単価の増 所要経費の必要見込みの減			
	旅費		6	6				
	庁費		3	2				
	計		46	46				

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	労災保険は雇用形態に関わらず全ての労働者が対象となっており、労災かくしの防止は被災労働者への適正な保険給付のために必要なものであり広く国民のニーズがあり、国費を投入すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	労災保険給付事業を行っている国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	労災かくしが多発すれば、労働基準行政の的確な推進を揺るがしかねないため、被災労働者が安全で、健康に働ける職場を確保するため、労災かくしを防止することが必要であり、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—	—	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	被災労働者の適正な保護目的とする事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	労災保険給付請求の勧奨等に必要な相談員経費・周知経費等に限定されている。	
	不用率が大い場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			○	経費の節減及び旅費の執行が当初想定を下回ったことによるもの。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	労災保険給付請求を勧奨するポスターの作成部数を活動指標に設定し、作成、配布した。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	作成したポスターを都道府県労働局、労働基準監督署、事業主団体、労働組合等に配布することで、労災隠しの排除に対する取り組みの周知に活用している。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本事業は、被災労働者への適正な保険給付のために、引き続き対策の強化を図ることが必須であり、平成24年度においては成果目標および活動指標を達成しており、国費投入の必要性、事業の効率性、および事業の有効性の各観点からも適切に実施しているところである。また、平成24年において132事業場を労災かくしを行ったとして送検しているところであり、今後も執行実績を踏まえて必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	被災労働者の適正な保護を一層推進する観点から、労災かくしの排除をするための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-62	平成23年	0973	平成24年	0819

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
39百万円(平成24年度執行額)

労災保険給付請求の勧奨等に必要な経費



A.都道府県労働局
39百万円

労災請求適正化相談員謝金、活動旅費、
消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.東京労働局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	労災請求適正化相談員の謝金	3.4			
計		3.4	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

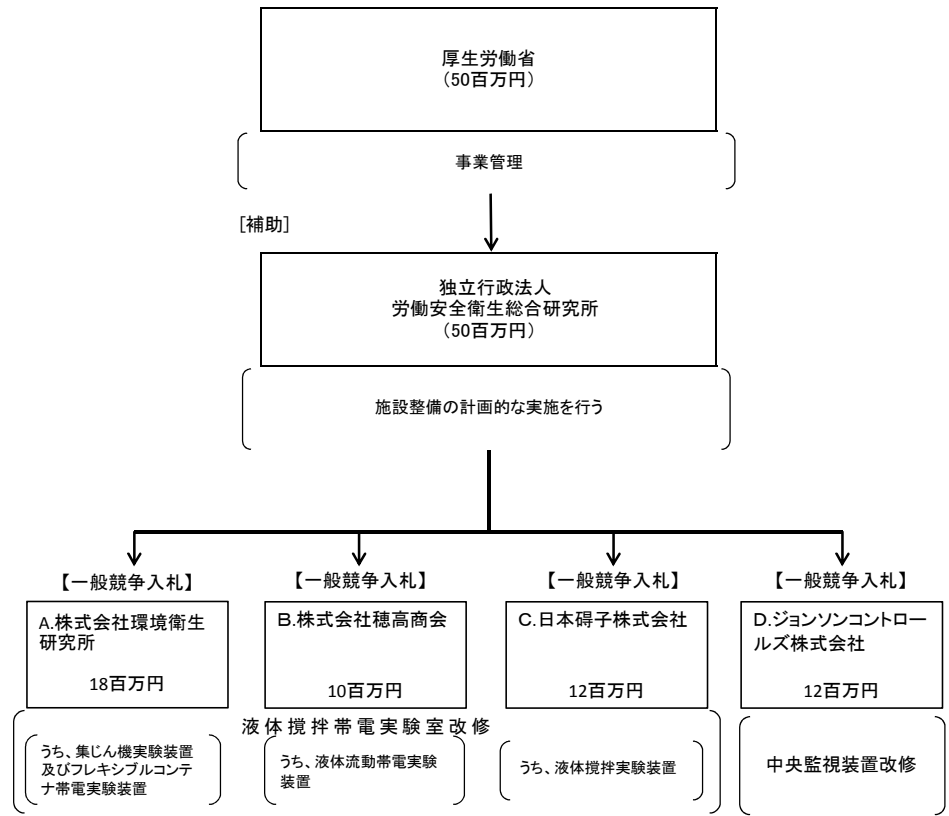
A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	労災請求適正化相談員の配置等	3.4		
2	愛知労働局	労災請求適正化相談員の配置等	2.8		
3	大阪労働局	労災請求適正化相談員の配置等	2.7		
4	神奈川労働局	労災請求適正化相談員の配置等	1.9		
5	北海道労働局	労災請求適正化相談員の配置等	1.8		
6	埼玉労働局	労災請求適正化相談員の配置等	1.2		
7	茨城労働局	労災請求適正化相談員の配置等	0.9		
8	大分労働局	労災請求適正化相談員の配置等	0.9		
9	広島労働局	労災請求適正化相談員の配置等	0.9		
10	岐阜労働局	労災請求適正化相談員の配置等	0.9		

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費 必要投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	我が国は依然として安全衛生上の様々な課題を有している中で、安全衛生に関する行政等のニーズに対応した研究に必要な施設整備である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	労働安全衛生に関する総合的な研究、労働災害の調査及びその社会への還元を目的とした労働安全衛生総合研究所で行っている事業については、民間企業における実施は本質的にはなじまない。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			—	—	
事業の 効率性の	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	何れも一般競争入札により施設整備を行っており、上記欄に記載の目的に限定されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	安全衛生に関する行政等のニーズに対応した研究に必要な施設の整備であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	一般競争入札によりコスト削減に努めており妥当な水準になっている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	研究計画段階でヒアリング・評価するなど精査しており、事業目的に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—	—	
事業の有効性の	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	一般競争入札によりコスト削減に努めている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	施設整備に関する計画に基づき、着実に整備がなされている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	計画対象の施設は、利用目的を精査して計画しており、整備後は十分に活用している。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	法人の中期計画に沿った予算執行がなされていること、また、成果目標及び活動指標を達成できていることから、必要な施設整備を計画的に実施していると考える。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	安全衛生分野の調査研究を行う、（独）労働安全衛生総合研究所の設備を修繕するための事業であり、国の実施状況を把握し、事業推進を実行するなど、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	906	平成23年	1004	平成24年	845

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.株式会社環境衛生研究所			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
施設費	液体攪拌帯電実験室改修(うち、集じん機実験装置)	7			
施設費	液体攪拌帯電実験室改修(うち、フレキシブルコンテナ帯電実験装置)	11			
計		18	計		0
B.株式会社穂高商会			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
施設費	液体攪拌帯電実験室改修(うち、液体流動帯電実験装置)	10			
計		10	計		0
C.日本碍子株式会社			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
施設費	液体攪拌帯電実験室改修(うち、液体攪拌実験装置)	12			
計		12	計		0
D.ジョンソンコントロールズ株式会社			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
施設費	中央監視装置改修	12			
計		12	計		0

支出先上位10者リスト

A.株式会社環境衛生研究所

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)環境衛生研究所	液体攪拌帯電実験室改修(うち、集じん機実験装置)	7	2	98.7%
2	同上	液体攪拌帯電実験室改修(うち、フレキシブルコンテナ帯電実験装置)	11	2	98.1%

B.株式会社穂高商会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)穂高商会	液体攪拌帯電実験室改修(うち、液体流動帯電実験装置)	10	2	98.4%

C.日本碍子株式会社

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本碍子(株)	液体攪拌帯電実験室改修(うち、液体攪拌実験装置)	12	2	99.6%

D.ジョンソンコントロールズ株式会社

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ジョンソンコントロールズ(株)	中央監視装置改修	12	5	73.0%

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	技能講習修了者のデータ一元管理			担当部局庁	労働基準局安全衛生部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度			担当課室	安全課			奈良 篤	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第106条第1項			関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	建設機械の運転業務等に就く際に求められる、労働者の技能講習修了証のデータを一元管理し、技能講習制度を円滑に運用する。 ※1 建設機械の運転業務等に就くには、労働安全衛生法に基づき、労働者は、あらかじめ、民間の登録教習機関で技能講習を修了することが義務づけられている。 ※2 登録教習機関が業務を廃止した場合でも、修了者が、業務に必要な証明を受けられるよう技能講習修了者のデータを一元管理する必要がある。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	厚生労働大臣が指定する指定機関が、登録教習機関から引き受けた技能講習修了者の帳簿を管理するとともに、技能講習修了証の交付を申請する労働者に対して、交付する。 ※ 指定機関は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条3の2により、定められている。								
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算		147	103	96	96		
		繰越し等							
		計		147	103	96	96		
	執行額			90	102				
	執行率 (%)			61%	99%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
	(平成24年度まで) 技能講習修了者のデータを100万件(電子・紙)以上引き受ける。		成果実績	—	—	1,282,788	889,756	平成22年度の受講者の85% (80,1753)	
	(平成25年度) 技能講習の帳票データの受付数を平成22年度の受講者数の85%とする。		達成度	%	—	128.3%	89.0%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	(平成24年度まで) 技能講習修了者のデータを80万件以上入力する。		活動実績 (当初見込み)	件	—	819,989	800,309	廃止又は講習修了3年経過した全ての登録教習機関	
	(平成25年度) 都道府県労働局を通じて、帳票データの引き渡し漏れの無いよう、廃止又は講習修了3年経過した全ての登録教習機関に周知を図り、引き渡しのない場合には、個別に要請する。				—	(800,000)	(800,000)		
単位当たりコスト	127.3円(1件の入力に係るコスト)			算出根拠	101,850,000円(24年度委託事業支出額)÷800,309件(24年度アウトプット実績)により算出				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	事業費		89	89					
	管理諸経費		2	2					
	消費税		5	5					
計		96	96						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	修了書の携帯が容易になり、有資格者の利便性が向上するだけでなく、資格者の確認が容易になるため、業務の効率性が向上することから、ニーズは高い。また、労働安全衛生法106条1項において、労働災害の防止に資するため国の援助が努力義務として定められていることから、本事業は国が実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	無資格者による労働災害の防止につなげる事ができ、政策目的を達成する手段として位置付けており、優先度は高い。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	一般競争入札を採用しており、4社の応募があったことから、競争性は確保され、支出先も妥当であると考えている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は、技能講習修了者に支援を行うことで労働災害を予防するものであり、労働災害の予防は、労働者ひいては事業者の利益になることから、事業者から徴収した労災保険料からの支出が適当であり、受益者との負担関係は妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	入力内容の分量から単価は妥当なものとする。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	委託費のほとんどは、事業実施のための人件費やサーバー料金となっている。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	—		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	発行機関を一元化して、効率的に実施している。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	見込みを上回っている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	入力されたデータを基に、技能講習修了証（成果物）が労働現場で活用されている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	成果目標は達成されなかったことから、都道府県労働局あて新たに通達を发出し、注意喚起を行うことを通じて、帳票データの引渡し数の向上を図る。また、活動指標は当初の目標を達成しており、引き続き、事業を適切に実施する。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。（長崎）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	技能講習制度を適切に運用するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	889

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(102百万円)

事業管理、管理者への指導



一般競争入札

A. 富士通株式会社
(102百万円)

厚生労働大臣が指定する指定機関が、登録教
習機関から引き受けた技能講習修了者の帳簿を
管理するとともに、技能講習修了証の交付を申
請する労働者に対して、交付する。

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位: 百万
円)

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A. 富士通株式会社			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	事業費	帳票管理、データベース登録、カード発行業務に係る費用、データベースの運用保守、構築業務に係る費用	94			
	管理諸経費	施設利用料、運営費	3			
	消費税		5			
	計		102	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士通株式会社	厚生労働大臣が指定する指定機関が、登録教習機関から引き受けた技能講習修了者の帳簿を管理するとともに、技能講習修了証の交付を申請する労働者に対して、交付する。	102	4	98.5%

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	安全衛生啓発指導等経費	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度	担当課室	計画課	井内 雅明				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。 また、労働災害防止についての指導啓蒙を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施するものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・建設業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、安全衛生管理指導を行う。 ・安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間を実施する。 ・災害率の高い零細企業の労働安全衛生担当者に対して安全衛生教育を実施する。 ・優良な安全成績を上げた職長を表彰し、安全管理に対するインセンティブを高める。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	55	82	119	117	119	
		繰越し等						
		計	55	82	119	117	119	
	執行額		39	58	101			
	執行率(%)		71%	71%	85%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	(平成24年度まで) 都道府県労働局安全衛生労使専門家会議で聴取した意見を地方労働局の安全衛生施策に反映させる。 (平成25年度) 労働災害の対前年比減		成果実績		—	—	—	119,576以下
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	(平成24年度まで) 労働衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。また、安全衛生施策に反映させるため、全都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催する。 (平成25年度) 労働災害防止活動を効果的に促進するため、年間計画にしたがい、全国安全週間・全国労働衛生週間等の期間中に、集団指導(平成25年度:1,916件)を実施する。		活動実績 (当初見込み)		—	—	—	(1,916件)
					—	—	—	
単位当たりコスト	—		算出根拠	—				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	7	7	パンフレット作成経費を見直したことによる減				
	褒賞品費	1	1					
	職員旅費	10	10					
	委員等旅費	3	3					
	庁費	95	97					
	計	117	119					

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、事業者や労働者に対する安全衛生啓蒙指導等を実施しており、その実施・運営のために必要な経費である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生対策を実施するために国が自ら実施すべき事業である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、事業者や労働者に対する安全衛生啓蒙指導等を実施しており、その実施・運営のために必要な経費である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	事業者や労働者に対する安全衛生啓蒙指導等を実施するための経費であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労働安全衛生対策を実施するために必要な消耗品等に限定して購入している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
	—	—	—			
点検結果	年間計画どおり、47都道府県全ての労働局において、安全衛生労使専門家会議を開催し、行政施策の運営に当たり、専門的な見地から有益な意見が得られ、各労働局における地方労働行政運営方針や第12次労働災害防止計画に反映された。また、年間計画どおり、全ての都道府県において、全国安全週間・全国労働衛生週間等の期間中に、集団指導等を実施したことにより、成果目標、活動指標は達成されたものと思料されることから、引き続き、適切に事業を継続する。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	パンフレット作成経費を見直したことによる減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	889

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

安全衛生啓発指導等経費

厚生労働省、都道府県労働局
、労働基準監督署
(101百万円)

労働安全衛生対策を推進す
るために必要な消耗品等の



【行政経費】

A. 事務費
(101百万円)

庁費等

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位：百万
円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

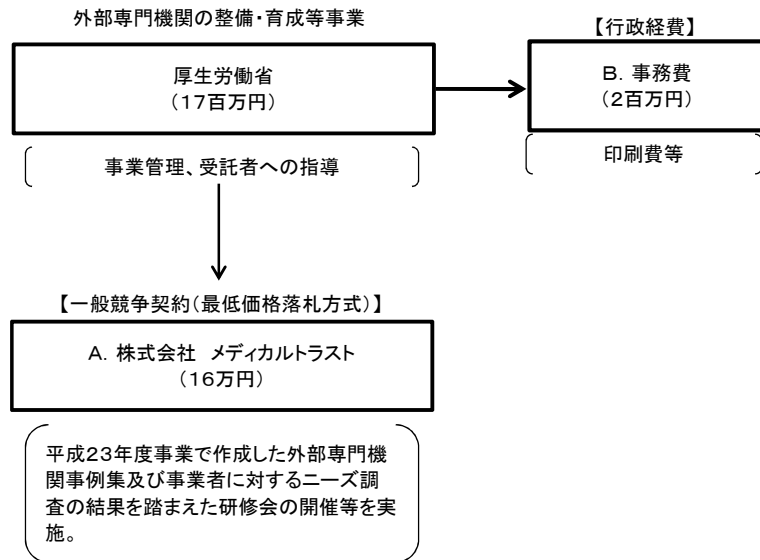
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	外部専門機関の整備・育成等事業	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度開始	担当課室	労働衛生課	泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	メンタルヘルスの問題等、産業医の扱う分野が多様化してきた中においては、産業医の個人的な知識や能力に依存した従来の産業保健活動から、多様な分野の専門職で構成される事業場外組織(外部専門機関)による産業保健活動に転換していく必要がある。 そこで、本事業では、事業場外組織(外部専門機関)の実態に関する調査及び事業場外組織(外部専門機関)の運営・活動のあり方に関する手引きを作成することにより、事業場外組織(外部専門機関)の育成のための支援を行うことを目的とするもの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	外部専門創設に向けた支援として、調査事業及び研修事業を実施。研修事業においては、必要な人員等、医療機関等が外部専門機関として業務を開始する際及び運営に当たり必要な事項についてのマニュアル作成を含む。							
実施方法	☒ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算		9	19	15		
		補正予算						
		繰越し等						
	計			9	19	15		
	執行額			2	17			
執行率(%)			27%	89%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	研修事業の参加者に対し、研修内容等についてアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した研修であった旨の回答を得る。		成果実績	%	—	81	95	7割以上
			達成度	%	—	116	136	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	(平成23年度) 外部専門機関の養成のための研修会を仕様書に定める回数以上行う。		活動実績 (当初見込み)	回		1 (1)		
	(平成24年度) 外部専門機関の養成のための研修会を、全国の外部専門機関の開設を検討している医療機関等に対して7回以上行う。		活動実績 (当初見込み)	回			47 (7)	
	(平成25年度) 外部専門機関の養成のための研修会を、全国の外部専門機関の開設を検討している医療機関等に対して1回以上行う。		活動実績 (当初見込み)	回				— (1)
単位当たりコスト	19,871(円/人)		算出根拠	単位当たりコスト＝支出額／研修会参加者人数 支出額 15,578,997円 研修会参加者人数 784名				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	庁費	1		平成25年度限りの事業				
	委託費	14						
計	15							

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	・労働環境や労働者の健康問題の多様化、複雑化に対応するためには、多様な専門職による産業保健活動支援を整備することの必要性が高まっており、国費によりこうした産業保健サービスを提供できる外部専門機関を整備することは重要である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	・労働安全衛生法第71条に基づき、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るための必要な援助として、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	・平成25年4月～平成30年3月までの5年間を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」において、「安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用」が位置づけられており、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	・一般競争入札（最低価格落札方式）としており、競争性は確保されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	・本事業は、労働者の作業関連疾患等の疾病を予防するために、産業保健サービスの提供体制の整備・育成を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	・研修会を近隣地域で連続して開催することにより、講師等の東京からの地方への出張旅費の削減を図っている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	・主に、外部専門機関による産業保健サービスの活用に関する事業場に対するヒアリング及び研修会等の開催のための旅費や謝金であり、適切な費目に対する支出である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			－	－	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	・産業保健サービスの活用について事業者へのニーズ調査を実施し、その結果を踏まえて研修会を開催し関係者に広く周知しており、本事業の実施方法は、調査を実施しないで研修会を開催することに比較して、効果的である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	・活動実績は、見込みを達成している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	・産業保健サービスの活用についての事業者へのニーズ調査の結果は、研修会での講義内容に活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	労働者の健康障害を予防するために、外部専門機関による産業保健活動の推進は有効であるが、外部専門機関として産業保健活動を行うにあたり、一定の準備期間を必要とする場合も多いことから、短期的に事業効果を把握することは困難である。 そこで、平成23年度の本事業実績については、医療機関等に対するヒアリングを踏まえて事例集を作成し、また平成24年度は事業者に対するニーズ調査を実施し、それらの結果を踏まえ、外部専門機関として事業を行う可能性のある医療機関等に対し全国で研修を行うことにより、これまでの本事業における成果の周知も図っており、事業は適切に実施されている。 なお、成果目標及び活動指標を達成しているため、引き続き本事業を実施するか検証する。 支出先は、一般競争（最低価格落札方式）により選定しており、事業の競争性は確保されているものの、短い契約期間で全国47カ所で研修を実施することとしたことが一者応札となった原因の一つと考えられる。なお、25年度は全国で1回としているので、複数者からの応札が見込まれる。					
外部有識者の所見						
事業目的の達成状況を十分検証の上、事業の継続について判断すること。（長崎、井手）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	当初の目標が一度達成された事業について、さらに高い目標を設定して実施を継続する必要があるかという観点から、事業目的の達成状況を十分検証のうえ、事業の継続について判断すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	－	平成23年	0044	平成24年	0890

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位: 百万
円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.株式会社メディカルトラスト			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	実施委員会、研修会開催	8			
管理費諸費	人件費	7			
消費税		1			
計		16	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社メディカルトラスト	事業者に対する調査及び全国における研修会の開催等を実施。	16	1	99%

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	職場における受動喫煙防止対策事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	事業開始年度：平成23年度		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画 がん対策推進基本計画(平成24年6月8日) 労働政策審議会建議(平成22年12月)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成22年12月の労働政策審議会建議では、労働者の健康の保護の観点から全面禁煙又は空間禁煙を事業者の義務とすることが適当とされている。受動喫煙防止対策について、事業者における効果的な対策の実施を支援するため、喫煙室の設置の方法等の技術的な内容について専門的な見地から相談・助言(実地含む)を行い、職場の受動喫煙防止対策の取組を促進することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	新たに受動喫煙対策を行うにあたって、既存の喫煙室の改善方法等、受動喫煙防止対策を行う上での技術的な内容に関する事業者からの問い合わせについて、電話による無料相談窓口を開設し、労働衛生コンサルタント等の専門家が各事業者の個別の状況に応じた助言を行う。また、電話による対応のみでは不十分と判断される場合は、事業者の希望を確認した上で、実地指導についても無料で実施するほか、事業者団体等から希望がある場合には当該団体の会合等に赴き、集団説明を行う。							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位：百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算		12	25	77	75	
		繰越し等						
		計		12	25	77	75	
	執行額			12	17			
	執行率(%)			100	68			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	【平成23年度まで】 実地指導を行った事業場から有用であった旨の回答を受けた割合		成果実績	%		100		
			達成度	%		125		
	【平成24年度から】 平成24年度中に実施するアンケートによる実態調査で、「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を、70%以上とする。		成果実績	%			集計中	70
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	【平成23年度まで】 事業場からの電話相談受付件数		活動実績 (当初見込み)	件		222 (605)		
	【平成23年度まで】 事業場への実地指導件数		活動実績 (当初見込み)	件		29 (66)		
	【平成24年度から】 専門家による電話相談受付件数の1か月当たりの平均実績件数を平成23年度実績に対し2割以上増加させる。		活動実績 (当初見込み)	件			18.9 (44.4)	(44.4)
	【平成24年度から】 実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を平成23年度実績に対し2割以上増加させる。		活動実績 (当初見込み)	件			2.67 (5.80)	(5.80)
単位当たりコスト	63,885(円/件)		算出根拠	本事業に係る委託費：16,546,257円 電話相談受付件数＋実地指導件数：259件 16,546,257÷259＝63,885(円)				
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費	77	75	実地指導回数及び受動喫煙防止対策に関する手引き作成委員会の開催数を見直したことによる減				
	計	77	75					

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	受動喫煙による健康への影響は明らかとなっている中、全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成23年の時点で48%であり、特に規模の小さい事業場や顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供する業種では対応が遅れている。また、がん対策推進基本計画において2020年までの目標として「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられている。 なお、平成23年の労働災害防止対策等重点調査では、34.4%の事業場が「職場の受動喫煙防止対策の取り組みに当たり問題がある」と回答していることから、本事業については、一定のニーズがあり、国費を投入してそれに応えるものである。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	平成22年12月の労働政策審議会建議において、国は事業者を支援するため、喫煙室の設置の問い合わせに対する専門家の派遣等の技術的支援を行うべきであるとされ、これに基づいて国が行っている事業であり、優先度は高い。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成23年の時点で48%であり、受動喫煙防止対策を行おうとする中小事業主を直接支援している事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は、一般競争入札（最低価格落札方式）により調達を実施している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は労働者の健康を保護する観点から、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		△	現状の委託費では専門家の旅費・謝金やそれにかかる人件費等必要な経費に限定しているものの、単位あたりコストの削減を目指し、業務の効率化等さらなる改善が望まれるところ。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費のほとんどが事業場からの相談、実地指導及び説明会に対応する専門家への謝金及び旅費に使用されており、事業の運営に必要なもののみに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	本事業は、事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化（関係法令改正）に対応する事業者を支援することを目的として開始されたものであるが、改正法案が平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となり、受動喫煙防止措置が未だ事業場の義務となっていないことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。 加えて、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点等も関係していると推測される。		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		△	本事業は、受動喫煙防止対策に取り組む事業場からの具体的な相談に対し、専門家が個別に対応するものであり、かつ、電話のみの相談では対応が十分に行えない場合は実地指導を行うことにより、実効性の高いものとしている。 平成25年度から、事業者における受動喫煙対策の意識を醸成するため、全国で集団指導を実施することとしている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		×	「事業の効率性」の項「不用率が大きい場合、その理由は妥当か。」欄を参照。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業における電話対応や実地指導により得られた意見や改善すべき点等については、関係者間で共有し、以後の対応に反映するとともに、事業の改善に活用することとしている。また、本アンケートによれば、本事業で相談したほとんどの事業者は満足している。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	成果目標は集計中、活動指標は未達成であるが、労働安全衛生法の一部改正法案の成立により、事業場において受動喫煙防止対策への対応が必要となれば、これまで以上に中小企業を中心とした事業の周知に努め、制度の活用を促すことにより、その推進を図る必要がある。 これまでの活動実績を踏まえ、より適切な事業の実施に向けて、平成25年度開始分から全国で実地指導を実施するなど内容を見直したところであり、今後もその実績を踏まえ所要の見直しを行う必要があると考えられる。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	活動実績を踏まえ、実地指導回数及び受動喫煙防止対策に関する手引き作成委員会の開催数を見直したことによる減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	0045	平成24年	0891

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(17百万円)

事業管理、受託者への指導



A.東京海上日動リスクコンサルティング(株)
(17百万円)

職場の受動喫煙防止対策に関する専門家による
電話相談の受付・対応、実地指導の実施等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.東京海上日動リスクコンサルティング(株)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	専門家・事務局の謝金・旅費、事務局の人件費、通信・運送費等	14			
周知広報経費	HP作成・更新費用、パンフレット作成・配布等	1			
管理諸経費	光熱水道費、家賃、減価償却費等	1			
消費税	消費税	1			
計		17	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	職場の受動喫煙防止対策に関する専門家による電話相談の受付・対応、実地指導の実施、周知啓発業務等	17	1	79

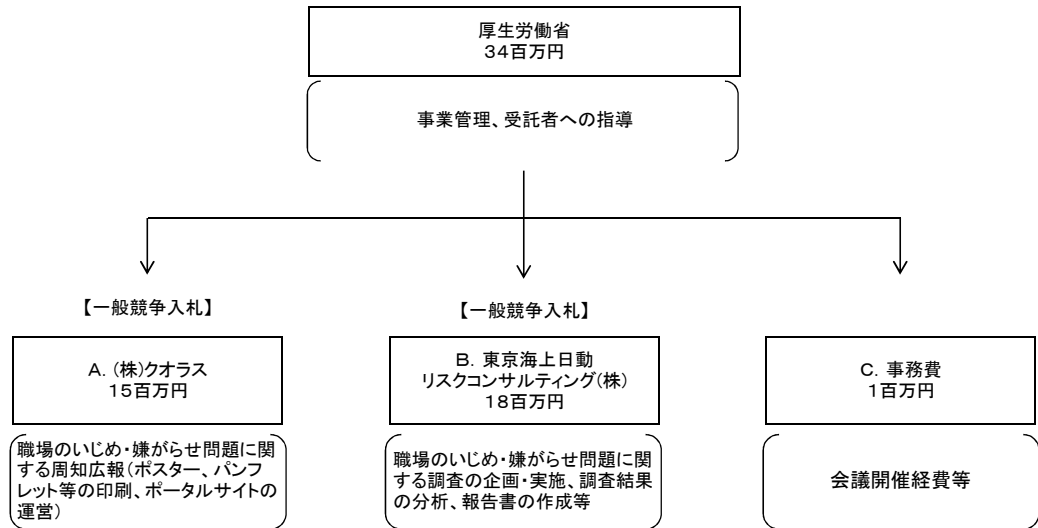
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	働きやすい職場環境形成事業	担当部局庁	労働基準局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度	担当課室	労働条件政策課賃金時間室	里見 隆治				
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	職場のパワーハラスメントについては、近年、都道府県労働局や労働基準監督署等への相談が増加を続けるなど、社会的な問題として顕在化してきている。このため、平成24年3月の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」や平成24年度に実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」の結果等を踏まえ、この問題に取り組む社会的気運の醸成を図るとともに、労使の取組を支援することにより、問題の予防・解決に向けた取組を推進する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」や「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」の結果等を踏まえ、 ①国民及び労使に向けた周知・広報(ポータルサイトの改修・運営など)を行うとともに、 ②労使の取組の支援(具体的な取組を推進していく際に参考となる資料の作成・周知、参加者の実務に生かすことのできるセミナーの開催)を実施する。							
実施方法	☒ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算		53	72	90	154	
		補正予算						
		繰越し等						
		計		53	72	90	154	
	執行額			1	34			
	執行率(%)			1.9%	47.2%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	(平成23年度) 会議の出席委員全員から、当該会議が有用であった旨の回答をいただく。 (平成24年度) ①充実した情報提供等により、ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均15,000件以上とする。 ②職場のパワーハラスメントの実態について、企業内の発生状況、予防・解決のための取組状況等を把握し、解決に向けた課題、行政への要望について把握する。 (平成25年度) ①コンテンツの充実等により、ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均16,000件以上とする。 ②セミナーの参加者の80%から、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の重要性を理解した旨の回答をいただく。		成果実績	—	—	100	① 16,386件 ② 実施	①16,000件 ②80%
			達成度	%	—	100	① 109.24 ② 100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	(平成23年度) 会議において議論の取りまとめを行う。 (平成24年度) ①ポータルサイトのコンテンツについて、職場のパワーハラスメントに関する基礎資料の提供のほか、労使団体等が実施する対策の情報や重要な判例の紹介など、閲覧者にとって有用な情報を掲載する。 ②職場のパワーハラスメントの実態について、企業アンケートを約1万5千箇所(予定)、労働者Web調査を約1万人(予定)実施する。 (平成25年度) ①ポータルサイトのコンテンツとして、パワーハラスメント対策に取り組んでいる企業の紹介や裁判例の解説等を引き続き行うとともに、新たなコンテンツを掲載するなど、閲覧者にとって有用な情報を掲載する。 ②セミナーについて、1会場あたり平均50名以上の参加を目標とする。		活動実績	—	—	「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめ (平成24年3月15日)	①ポータルサイトのコンテンツとして、職場のパワーハラスメント問題に関する基礎資料を掲載したほか、労使団体等が実施する対策の情報や重要な判例を紹介した。 ②実態調査において、企業アンケート調査を17,000箇所に対し実施し、労働者Web調査を10,000名に対し実施した。	—
			当初見込み	—	(—)	(—)	① 10月1日開設 ② 企業:1万5千箇所、労働者:1万人)	① — ②参加者:1会場あたり平均50名以上)

単位当たりコスト		682.5(円/件)		算出根拠	分子(X)=事業委託費(調査後の報告書作成経費含む) 18,427,500円 分母(Y)=パワハラ調査実施数 27,000件	
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由		
	事務費	3	2	会議開催経費の減等		
	委託費	87	152	委託事業(周知広報事業)の拡充等		
	計	90	154			
事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	職場のパワーハラスメントについては、近年、都道府県労働局等への相談が増加を続けるなど、社会問題として顕在化しており、その予防・解決に向けて取り組む必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	職場のパワーハラスメントについては、業務上の指導との線引きが難しいなどの理由から、問題の当事者である労使が対応に困難を感じており、国による支援が必要である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	上記のとおり、近年、職場のパワーハラスメントは社会問題として顕在化しており、その予防・解決に向けて取り組む優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業の委託業者については、一般競争入札(総合評価落札方式)により選定している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、精神障害による労災認定の原因ともなる職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて、労使の取組を支援するものであり、事業者より徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の実施にあたり真に必要な経費を支出している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	本事業の委託業者については、一般競争入札(総合評価落札方式)により選定しているため、結果として不用が生じている。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	国内の事業場数や、職場のパワーハラスメントが社会問題として顕在化してきている状況等を踏まえると、インターネットを通じ、より多くの国民や事業者等に対し情報提供を行うことは、実効性が高いものと考えられる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	平成24年度の活動実績は見込みを上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	調査の成果物については、都道府県労働局等を通じて配布したほか、ポータルサイトについても目標を上回る一定のアクセスがあった。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	各項目ごとの評価はおおむね妥当であり、成果目標等についても達成していることから、引き続き事業の効率化に努めつつ、所要の予算要求を行う。					
外部有識者の所見						
執行率を勘案し予算額への反映が必要。(長崎、井手)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	日本再興戦略等で若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応の必要性が宣言されているため、一部新規施策分が増となっている。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	新23-046	平成24年	0892

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.(株)クオラス			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	サイト構築・運営費、印刷費等	12.8			
管理費	人件費等	1.2			
消費税		0.7			
計		14.7	計		0
B.東京海上日動リスクコンサルティング(株)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	調査費、印刷費、通信運搬費等	7.0			
管理費	人件費、交通費等	10.5			
消費税		0.9			
計		18.4	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. (株)クオラス

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)クオラス	職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する周知広報(ポスター、パンフレット等の印刷、ポータルサイトの運営等)	15	6	31.2%

B. 東京海上日動リスクコンサルティング(株)

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京海上日動リスクコンサルティング(株)	職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する調査の企画・実施、調査結果の分析、報告書の作成	18	1	92.7%

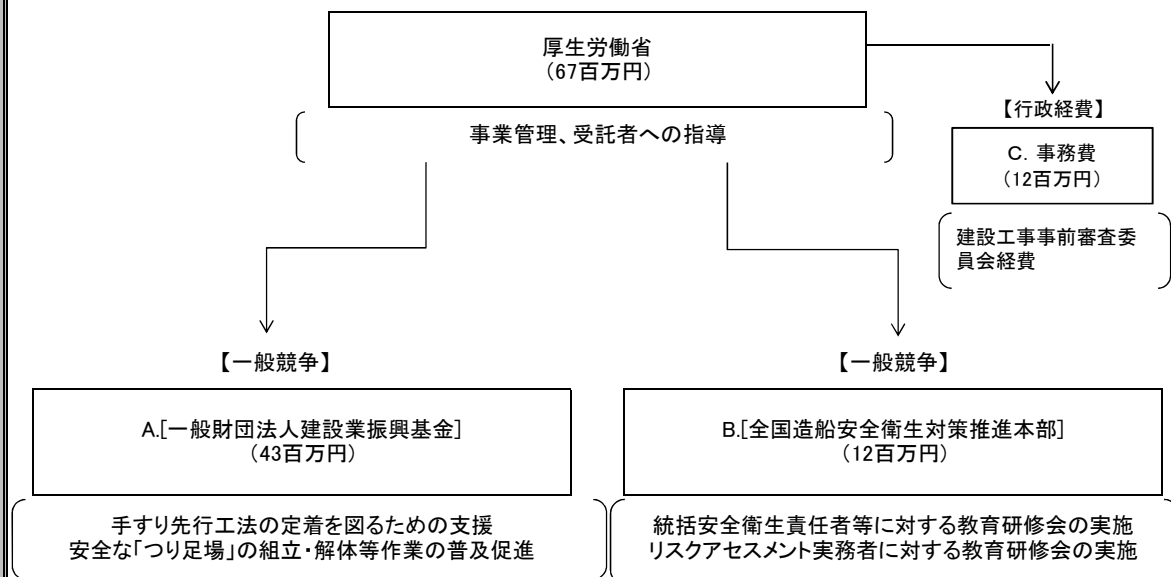
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	墜落・転落災害等防止対策推進事業			担当部局庁	労働基準局安全衛生部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度			担当課室	安全課			奈良 篤	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第106条第1項			関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	墜落・転落災害については、死亡災害の3割、死傷災害の2割を占め、年間の被災者数は2万人にも達しており、災害の重篤度、被災者数の多さから、安全対策が強く求められている。建設業においては墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占める状況が続いており、建設業と並び特定業種と位置付けられている造船業についても休業災害に占める墜落・転落による災害の割合が増加傾向にある。このため、業種ごとに墜落・転落災害等の防止対策推進事業を実施することで、墜落・転落による労働災害の減少を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	墜落・転落災害等防止対策推進事業(建設業)について、① 手すり先行工法等の普及・定着のための現場指導業務の実施、② 安全な「つり足場」の組立・解体等作業の普及促進 を実施する。②については、平成24年度限り。 墜落・転落災害等防止対策推進事業(造船業)について、① 統括安全衛生責任者に対する教育研修会の実施、② リスクアセスメント実務者に対する教育研修会の実施、③ 造船業における作業別労働災害防止対策事例集の作成 を実施する。 足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業について、① 足場の設置が困難な屋根上での作業標準マニュアルの作成、② 足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会の開催 を実施する。								
実施方法	□直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算		89	77	71			
		補正予算							
		繰越し等							
		計		89	77	71	60		
	執行額			55	67				
執行率(%)			62%	87%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	手すり先行工法等に係る指導・支援を実施した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法等を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。			成果実績	%	-	95	99	80
				達成度	%	-	119	124	
	統括安全衛生責任者等に対する研修会実施事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場割合を80%以上とする。			成果実績	%	-	90	93	80
				達成度	%	-	113	116	
	(平成25年度) 足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会の実施の結果、参加者の事業場においてハーネス型安全帯を導入し、又は導入を計画している割合を60%以上とする。			成果実績	%	-	-	-	60
達成度				%	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	(平成25年度) 年間で205現場以上で、建設業における手すり先行工法等の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う(平成24年度からの減少分は、平成24年度限りで実施したつり足場の現場数)。			活動実績 (当初見込み)	現場	- (-)	208 (325)	269 (250)	- (205)
単位当たりコスト	160,726(円/現場)			算出根拠	43,235,247(平成24年度支出額)÷269件(平成24年度アウトプット実績)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	委託費	58	47	墜落・転落災害等防止対策推進事業(造船業)を平成25年度限りで廃止することによる減					
	諸謝金	5	5						
	職員・委員等旅費	4	4						
	庁費	4	4						
計	71	60							

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	建設業における死亡災害の約4割を墜落・転落災害が占め、造船業においても死亡災害につながる墜落・転落災害を防止する優先度は高く、国費を投入すべきである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	労働安全衛生法第106条第1項に、労働災害防止に資するため、事業者が行う活動について技術上の助言その他必要な援助を行うことが努力義務とされているとおり、本事業は国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	平成25年度から開始された第12次労働災害防止計画において重点業種と位置付けられている建設業における死亡災害の約4割を占め、造船業においても死亡災害につながる墜落・転落災害を防止する優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	平成24年度から一般競争入札(総合評価方式)による調達により競争性を確保した。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は、労働災害の防止のため、事業場において支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	単位あたりのコストは、技術相談員などの専門家が指導、支援を行うものとして妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	本事業の遂行に要した推進本部管理者、技術相談員、支部管理者等に対する人件費、謝金及び旅費、報告書等の印刷費に使用されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-	-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	墜落・転落災害等防止対策推進事業(建設業)の現場に対する指導・支援及び、墜落・転落災害等防止対策推進事業(造船業)における安全衛生教育支援の活動実績は見込みに見合ったものである。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	事業において指導・支援を受けた事業場の99%が今後手すり先行工法等の採用の意向を持ち、教育研修会を受けた事業場の93%が改善措置を講じており、事業が十分に活用されていると言える。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	事業の目標を達成するとともに、各項目ごとの評価はおおむね妥当であり、引き続き事業の効率化に努めつつ、必要な予算要求を行う。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。(長崎)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	活動実績が見込みに合ったものであるかという観点から、活動実績、事業効果を検証し、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	一部事業見直しによる減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	-	平成23年	新23-047	平成24年	893

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A. 一般財団法人建設業振興基金			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	技術相談員等謝金、旅費等	26			
管理諸経費	推進本部人件費、借料等	17			
計		43	計		0
B. 全国造船安全衛生対策推進本部			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	印刷製本費等	5			
旅費	講師旅費、事務局旅費、委員旅費等	4			
諸謝金	講師謝金、委員会出席謝金	2			
管理費	人件費	1			
計		12	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人建設業振興基金	事業概要の墜落・転落災害等防止対策推進事業(建設業)に同じ	43	2	98%

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国造船安全衛生対策推進本部	事業概要の墜落・転落災害等防止対策推進事業(造船業)に同じ	12	1	98%

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	雇用類似の関係にある請負自営業者の労働者性に関する調査研究		担当部局庁	労働基準局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度(開始)・平成24年度(終了)		担当課室	監督課		美濃 芳郎			
会計区分	労働保険特別会計 労働勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	業務委託契約や請負契約に基づいて自営業者として就業する請負自営業者が、勤務実態は労働者と類似しているにもかかわらず、契約上は委託契約や請負契約であることを理由に、労働基準関係法令の適用を受けず、安全管理等の面で保護に欠けるおそれがあることが懸念される。このため、請負自営業者の契約内容や就労実態について調査し、労働者性に関する実態等を把握する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態を把握するため、アンケート調査・ヒアリング調査を実施し、調査結果を取りまとめる。なお、平成24年度は、「情報処理技術」及び「講師・インストラクター」の職種を対象とする。								
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算		8	8				
		繰越し等							
		計		8	8				
	執行額			7	7				
	執行率(%)			88%	88%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業は、アンケート及びヒアリング調査を実施し、調査結果を取りまとめるものであり、定量的な成果目標にはなじまない。(平成24年度限り)			成果実績	—	—	—	—	—
				達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	アンケート調査 2,500事業場、2,500請負事業者 (平成24年度限り)			活動実績 (当初見込み)			5,894 (5,000)	5,800 (5,000)	
	ヒアリング調査 15事業場、15請負自営業者 (平成24年度限り)			活動実績 (当初見込み)			25 (30)	32 (30)	
単位当たりコスト	(1,169円/調査実施件数)			算出根拠	本事業で5,832の対象(2,500の事業場、3,300の請負事業者)にアンケート調査、15の事業場、17の個人にヒアリング調査)に対して、契約内容や就業実態について調査を行った。 よって、単位当たりのコストは、6,815千円/5,832=1,169円となる。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	計								

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	近年、請負自営業者の就労実態が問題となっていることから、国で実態把握を行う必要がある。このため、国費により調査研究を実施したものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	本事業の調査研究対象は、請負自営業者の労働者性に関するものであり、国が独自に調査し、把握すべき事項である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	請負自営業者の就労実態が問題となっていることから、緊急に行う必要がある業務であり、請負自営労働者の就労実態を把握するためには、事業場や請負自営業者を対象とした調査研究が不可欠である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	本事業の調達に当たっては、総合評価落札方式による一般競争入札を適用しており、競争性が確保されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は、雇用類似の関係にある請負自営業者の労働者性に関する調査研究を行うものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出している。請負事業者の労働者性の判断を的確に行うことは、労働保険料の徴収および労働保険給付の適正化につながることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	一般競争入札によりコストの削減に努めており、単位当たりのコストの水準は妥当なものとなっている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	費目・使途は請負自営業者の実態把握に必要な最低限のものとしている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			○	競争入札の結果、効率化されたと考えられ、妥当である。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	当初の見込みを上回る活動実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	本事業の成果物は各労働局等に配布し、業務に十分に活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本事業は、一般競争入札（総合評価落札方式）で実施するなど、経費の削減に努め、また、活動指標は達成し、成果物も十分活用されており、適正に実施されたものである。（24年度限りの事業）					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
—						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年		平成23年	85	平成24年	927

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
7百万円

〔 ・進捗管理 〕



【一般競争入札(総合評価落札方式)】

株式会社インテージリサーチ
7百万円

〔 雇用類似の関係にある請負自営業者の労働者性に関する調査研究 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.株式会社インテージリサーチ			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
調査研究費	雇用類似の関係にある請負自営業者の労働者性に関する調査研究	7			
計		7	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

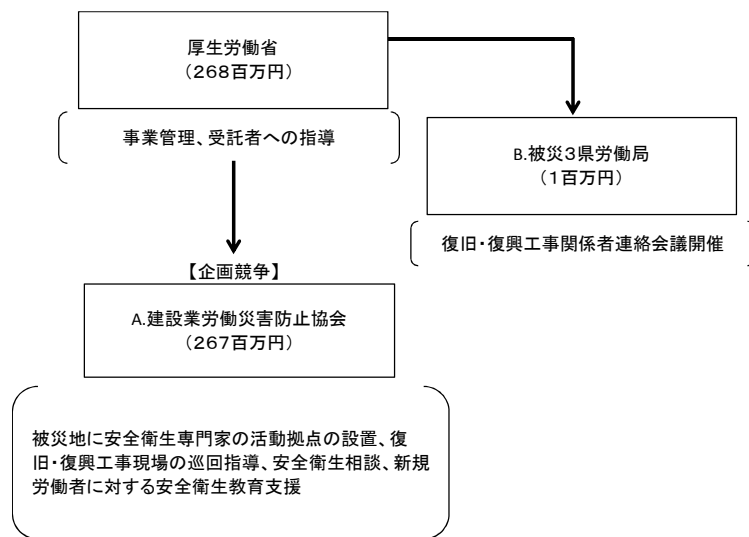
A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社インテージリサーチ	雇用類似の関係にある請負自営業者の労働者性に関する調査研究	7	1	84.6%

平成25年行政事業レビューシート										(厚生労働省)	
事業名		東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業			担当部局庁		労働基準局安全衛生部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度		平成23年度			担当課室		安全課			奈良 篤	
会計区分		労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名		Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第106条第1項			関係する計画、通知等		第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		東日本大震災に係る復旧・復興工事について、異業種からの新規参入する労働者の増加、大量の工事が隣接したエリアで輻輳して行われることが想定されることから、労働災害の発生が危惧される。このため、安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となるプラットフォームを被災地3県に開設し、専門家による技術的な支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧工事の推進に寄与する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)		1 安全衛生専門家が、 ① 復旧・復興工事現場を巡回し、より安全な作業方法等について助言を行う。 ② 安全な作業計画の作成等、安全衛生に関する各種助言を行う。 ③ 建設工事に不慣れな未熟練労働者等に対する安全衛生教育を充実させるための支援を行う。 2 安全衛生に関する諸問題に対応するための拠点を設置する。									
実施方法		■直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		予算の状況	当初予算			301	252	222			
			補正予算		228						
			繰越し等								
			計		228	301	252	222			
		執行額			146	268					
		執行率 (%)			63.9%	89.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標					単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
		岩手県、宮城県、福島県の全建設現場に対する休業4日以上労働災害発生率が平成22年の値(2.7%)を下回る。 ※達成度は、平成22年の値をその年の実績で除した値とする。				成果実績	%	2.7	3.6	2.8	2.7
						達成度	%		75	96	
		建設業への新規参入者に対しての安全衛生教育支援の実施の結果、役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。				成果実績	%	-	96.1	97.6	80
						達成度	%	-	120	122	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標					単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		平成24年度の実績(年間1,648事業場)以上に対し、安全衛生専門家による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。				活動実績 (当初見込み)	事業場	- (-)	1,049 (1,080)	1,648 (1,150)	- (1,648)
		(平成25年度) 年間で1,440事業場以上、2,880人以上に対して、安全衛生専門家による建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育のための支援を実施する(平成25年度から管理監督者等に対する教育支援を追加したため、活動見込を増加)。				活動実績 (当初見込み)	①事業場 ②人	- (-)	①521 ②2,691 (①360) (② -)	①1,805 ②4,772 (①860) (② -)	- (①1,440) (②2,880)
単位当たりコスト		巡回指導 98,780(円/事業場) 教育支援 21,810(円/人)				算出根拠		巡回指導 266,868,789(平成24年度支出額)×0.61(推計巡回指導経費割合)÷1,648事業場(平成24年度アウトプット実績) 教育支援 266,868,789(平成24年度支出額)×0.39(推計教育経費割合)÷4,772人(平成24年度アウトプット実績)			
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	事業費		194	165	公開プロセスによる評価結果を踏まえた見直しを行い、次のとおり増減を図る。 ・間接経費の削減、安全衛生相談の廃止並びに新聞広告、ラジオ広告及び事業場が本来用意すべき個人用保護具への支出をしないことを仕様書に明記(▲69百万円) ・福島県などの被災地の状況に応じ、巡回指導の対象現場数を1,440現場から2,160現場に強化(+39百万円) 併せて、以下の見直しを行う。 ・調達方式を随意契約(企画競争)から一般競争入札へ変更し、平成26年度の落札額を平成27年度概算要求に反映						
	運営費		23	26							
	管理費		22	19							
	消費税		12	11							
	行政経費		1	1							
計		252	222								

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	東日本大震災に係る復旧・復興工事での労働災害は多発しており、かつ、復旧・復興工事の進捗状況が被災地により異なることから、安全衛生拠点を被災地3県に開設し、専門家による技術的な支援を行う優先度は高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第106条第1項に、国は労働災害防止に資するため、事業者が行う活動について技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとされており、本事業は国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	平成25年度から開始された第12次労働災害防止計画の目標達成のため、同計画の重点施策として東日本大震災の復旧・復興工事対策が位置付けられており、当該事業の優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	事業実施に高度な専門性を要し、被災地の状況が刻々と変化することから、事業内容に関して、応募者において価格競争のための入札価格の見積もりを行えるに足る具体的なものを提示することが困難であることから企画競争による調達を行ったものであるが、今後は、予算の効率的な執行の観点から一般競争入札による調達を行うこととする。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働災害の防止のため、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	経験のある安全衛生指導員による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導等の費用として妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	事務所等管理費は、本事業を担当する職員の人件費や職員等が占有する面積割で支出された借料等であり、合理的なものとなっている。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		△	本事業の遂行に要した指導員、業務管理者等に対する謝金等、保護具購入費等、被災地の活動拠点のための事務所、車両等借料等の真に必要なものに使用されている。一方、新聞・ラジオ広報及び事業者が用意すべき防じんマスク等は、震災直後にはその必要性があったものであるが、今後はこのような支出を行わないように見直すこととする。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用率約11%の原因は、平成24年前半は復興工事の遅れから本事業の支援対象が少なかったが、平成24年度後半は復興工事が本格化し、支援対象も増加し、事業の目標を達成した。一方で、1日に2箇所を巡回指導を行うなどにより指導員の謝金等を削減できたものであ		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		△	本事業は、被災地の復興等工事の急増に伴い、行政だけでは対応できない現場指導の補完等を図ることを目的として委託事業として実施し、行政が行う現場指導と同等の効果을上げている。他の方法として行政が巡回指導等を行う専門家を直接雇用することも考えられるが、この場合でも同様の間接経費等が必要であること、行政職員による管理運営が必要であり、行政が行う現場指導等の件数の減少につながるから直接雇用は困難である。また、本事業の遂行に要した経費は概ね合理的なものとなっているが、効果の測定が難しい新聞・ラジオ広報及び事業者が用意すべき防じんマスク等へ支出については、今後これを支出しないように見直すことにより、コストの削減を行うこととする。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は、当初の見込みに対し、巡回指導事業場数で約1.4倍、新規参入者教育支援事業場数で約2.1倍であり、大きく上回った。当初見込みを大幅に上回っていることから、平成25年度からは前年の活動実績等を踏まえて当初見込みを設定することとする。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	被災地に3拠点(岩手、宮城、福島)を設置し、工事現場の巡回指導、安全衛生相談、安全衛生教育、広報啓発活動も効率良く実施できている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
点検結果	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	東日本大震災に伴う緊急の対応が必要となり、平成23年度補正予算により実施することとなった事業であり、平成24年度以降も復興工事の本格化とともに、人材不足が顕在化しており、労働災害の発生も懸念される状況にある。また、平成26年度以降も、工事量が高水準で推移することが見込まれ、労働災害の発生が懸念され、本事業を継続する必要性が認められる。平成24年度の成果実績は、成果目標をわずかに下回っているものの、事業の効果が認められており、活動実績も当初見込みを上回っていることから、平成26年度も本事業を継続する妥当性が認められる。また、事業の実施に当たっては、予算の効率的な執行の観点から一般競争入札による調達を行うとともに、費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されるよう仕様書を見直すことが適当である。					
外部有識者の所見						
事業全体の抜本的改善(予算の適切な使用や効果の分析、労働災害防止の強化の観点から事業内容・実施方法の抜本的見直しを念頭に更なる見直しを行い、概算要求へ適切に反映させることが必要)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
縮減	公開プロセスでの評価結果を踏まえ、中間段階の間接経費に過大な支出がされていないか、効果の分析がされているか、という観点から、活動実績、事業効果を検証し、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	公開プロセスによる評価結果を踏まえて、以下の見直しを行う。 ・間接経費の削減、安全衛生相談の廃止並びに新聞広告、ラジオ広告及び事業場が本来用意すべき個人用保護具への支出をしないことを仕様書に明記(▲69百万円) ・福島県などの被災地の状況に応じ、巡回指導の対象現場数を1,440現場から2,160現場に強化(+39百万円) ・調達方式を随意契約(企画競争)から一般競争入札へ変更し、平成26年度の落札額を平成27年度概算要求に反映					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	新23-086	平成24年	0928

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.建設業労働災害防止協会			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	事業費	保護具購入費、労働災害防止啓発及び事業周知広報費、事務所、車両等	193			
	謝金	指導員謝金、業務管理者謝金等	43			
	管理費	人件費	26			
	旅費	指導員交通費、業務管理者旅費等	5			
	計		267	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	建設業労働災害防止協会	事業概要の記載のとおり	267	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城労働局	復旧・復興工事関係者連絡会議開催	0.4		
2	岩手労働局	復旧・復興工事関係者連絡会議開催	0.4		
3	福島労働局	復旧・復興工事関係者連絡会議開催	0.4		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	じん肺症例に関する調査	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度開始・平成24年度終了	担当課室	労働衛生課	泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	じん肺健康診断やじん肺管理区分決定における診断精度の更なる向上を目的として、医学知見の収集のための調査を行うもの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	平成22年に開催した「じん肺法におけるじん肺健康診断等に関する検討会」の報告において、今後知見の収集が必要とされた事項について、調査研究を行う。							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算		2	2			
		繰越し等						
		計		2	2			
	執行額			2	2			
	執行率(%)			100	100			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	調査研究を目標とした事業であるため、定量的成果目標はなじまない。(平成24年度限り)		成果実績		-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	調査研究を目標とした事業であるため、定量的活動指標はなじまない。(平成24年度限り)		活動実績 (当初見込み)		-	-	-	
					(-)	(-)		
単位当たりコスト	2,019千円		算出根拠	調査研究を行う事業であり、事業実施結果一式が成果物となるため、委託費の額が単位当たりコストとなる。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
				平成24年度限りの事業				
	計	0	0					

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費 必要投入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	じん肺に関する知見の蓄積は、今後も国民の要望が高く、国費により国が実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	じん肺法は国が直接所管しているものであるから、国が実施すべきである。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	じん肺に関する知見の蓄積は、今後も優先度の高い事業である。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	一部につき、一つの研究テーマの額が少額であることから、随意契約で実施した。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	職業病疾病であるじん肺の予防的健康管理について調査研究を行う事業であり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	研究のための経費であり単価当たりコストは妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	研究のための経費以外に支出されていない。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—	—	
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	今後の政策決定の際の判断材料の一つとする。	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	じん肺診断の精度向上及び粉じん障害防止対策の適正化について、今後の政策決定の際の判断材料となる成果物が得られたため、事業の目的は達成できたと考えられることから、平成24年度をもって廃止した。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
—		—				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止		—				
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	0088	平成24年	0930

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

じん肺症例に関する調査事業

厚生労働省
2百万円

事業管理・受託者への指導



A 屋外での研磨等作業者における
粉じんばく露の評価

【一般競争(最低価格)】

A 学校法人早稲田大学
1. 3百万円

調査事業全般

B じん肺患者における自己免疫
に関する文献調査

【少額随契】

B 独立行政法人労働者健康福祉機構
0. 7百万円

調査事業全般

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.学校法人早稲田大学			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
資材調達費	資材代	0.5			
旅費	講師旅費、スタッフ旅費	0.1			
消耗品	スタッフ人件費	0.4			
管理所経費		0.2			
消費税		0.1			
計		1.3	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学校法人早稲田大学	屋外での研磨等作業者における粉じんばく露の評価	1.3	2	62%

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	じん肺患者における自己免疫に関する文献調査	0.7	随意契約	—

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	事業開始年度：平成23年度	担当課室	労働衛生課	泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画 がん対策推進基本計画(平成24年6月8日) 労働政策審議会建議(平成22年12月)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成22年12月の労働政策審議会建議では、労働者の健康の保護の観点から全面禁煙又は空間分煙を事業者の義務とすることが適当とされている。受動喫煙防止対策を効果的に取り組むにあたり、事業場におけるたばこ煙の濃度及び喫煙室における換気の状態を確認し、対策後に適切な措置が講じられているかその効果を確認することが必要である。そこで、受動喫煙防止対策を行う上での現状把握及び対策後の効果測定を支援し、事業場における受動喫煙対策の取組を促進することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	事業場におけるたばこ煙の濃度及び喫煙室付近の気流の測定に必要な粉じん計及び風速計を無料で貸し出す。貸し出しの際は、推奨する測定方法及び機器の使用方法についてマニュアルを作成し測定機器に添付する。また、必要に応じて機器の測定方法について電話相談及び実地指導を行う。							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位：百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算		91	108	49	28	
		繰越し等						
		計		91	108	49	28	
	執行額			46	73			
	執行率(%)			51	68			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	平成24年度中に実施するアンケートによる実態調査で、「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を、70%以上とする。		成果実績	%			集計中	70
			達成度	%			集計中	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	【平成23年度まで】 測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出件数		活動実績 (当初見込み)	回		77 (1410)		
	【平成24年度から】 デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸し出し件数をそれぞれ平成23年度実績に対し2割以上増加させる。		活動実績 (当初見込み)	件			17.8 (15.4)	(15.4)
単位当たりコスト	246,857(円/件)		算出根拠	本事業に係る委託費のうち、機器の貸出に係る費用：52,827,400円 機器貸出件数：214件 $52,827,400 \div 214 = 246,857$ (円)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費	49	28	測定方法の指導回数、準備する機器の台数を見直したことによる減				
	計	49	28					

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	受動喫煙による健康への影響は明らかとなっている中、全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成23年の時点で48%であり、特に規模の小さい事業場や顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供する業種では対応が遅れている。また、がん対策推進基本計画において2020年までの目標として「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられている。 また、国費を投入し、効果的な受動喫煙防止対策を行う上で、測定機器による現状把握が、まず必要であるため。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	平成22年12月の労働政策審議会建議において、国は事業者を支援するため、デジタル粉じん計の貸与等の技術的支援を行うべきであるとされ、これに基づいて国が行っている事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成23年の時点で48%であり、受動喫煙防止対策を行うとする中小事業主を直接支援している事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	本事業は、一般競争入札（最低価格落札方式）により調達を実施している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は労働者の健康を保護する観点から、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	単位あたりコストの削減を目指し、機器の準備費用等を除いた機器の貸出に係る部分については、貸出実績に応じて支払うことになっている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	委託費のほとんどは、測定機器の準備及び貸出しに係る費用、受付担当者及び技術対応を行う者の費用に充当されており、事業の実施に必要なもののみに限定されている。 但し、準備する測定機器の数量については、平成25年度開始分から見直したところであり、実績を踏まえさらなる見直しについて検討する必要があると考えられる。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			○	本事業は、事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化（関係法令改正）に対応する事業者を支援することを目的として開始されたものであるが、改正法案が平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となり、受動喫煙防止措置が未だ事業場の義務となっていないことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。 加えて、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点等も関係していると推測される。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			×	本事業は、事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化（関係法令改正）に対応する事業者を支援することを目的として開始されたものであるが、改正法案が平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となり、受動喫煙防止措置が未だ事業場の義務となっていないことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。 加えて、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点等も関係していると推測される。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	本事業では測定機器を貸し出した事業者にアンケート調査を実施しており、本事業に関して寄せられた意見については、関係者間で共有し、改善等のために活用している。また、本アンケートによれば、機器の貸し出しを受けたほとんどの事業者は満足している。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	成果目標は集計中、活動指標は達成しているところ、労働安全衛生法の一部改正法案の成立により、事業場において受動喫煙防止対策への対応が必要となれば、これまで以上に中小企業を中心とした事業の周知に努め、制度の活用を促すことにより、その推進を図る必要がある。 なお、測定機器の台数の多さが一者応札の原因の一つと考えられるところであるところ、平成25年度から準備する測定機器の数量を見直すなど、改善を図った。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。（長崎）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	活動実績を踏まえ、測定方法の指導回数、準備する機器の台数を見直したことによる減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	0089	平成24年	0931

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(73百万円)

〔 事業管理、受託者への指導 〕



【一般競争入札(最低価格落札方式)】

A.柴田化学(株)
(73百万円)

〔 測定機器の貸出し及びメンテナンス、機器の使用
方法の相談受付、簡易マニュアルの作成、
事業内容の周知啓発等 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.柴田科学株式会社			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	事業費	測定機器貸出費用、測定機器準備費用(減価償却費)、機器校正費用	53			
	周知広報経費	HP作成・更新費用、簡易マニュアル作成費等	1			
	管理諸経費	受付担当者及び技術対応者費用、運搬通信費、保管スペース費用等	16			
	消費税	消費税	3			
	計		73	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

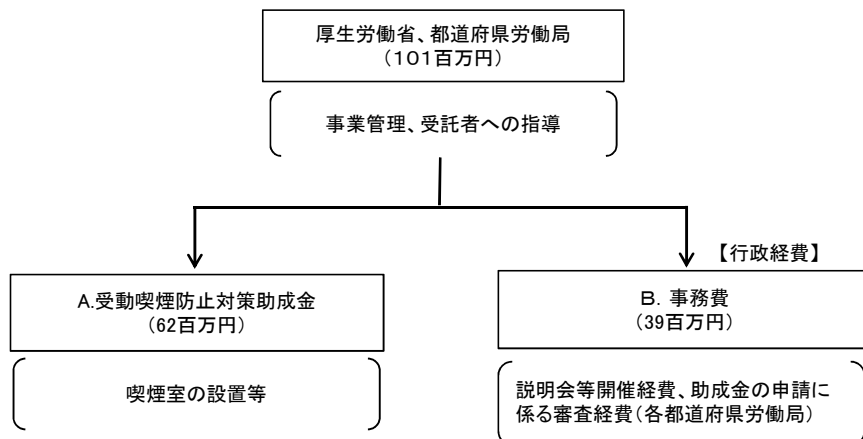
A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	柴田化学株式会社	測定機器の貸出し及びメンテナンス、機器の使用方法的相談受付、簡易マニュアルの作成、事業内容の周知啓発等	73	1	78

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)										
事業名		受動喫煙防止対策助成金等		担当部局庁		労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度		事業開始年度：平成23年度		担当課室		労働衛生課		泉 陽子		
会計区分		労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等		第12次労働災害防止計画 がん対策推進基本計画(平成24年6月8日) 労働政策審議会建議(平成22年12月)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		本事業では、平成22年12月の労働政策審議会建議に基づき、事業場における受動喫煙防止対策が遅れがちな中小事業場における喫煙室の設置の取組に助成し、対策の円滑な促進を図ることを目的とする。 また、職場の受動喫煙防止対策の取組を推進するため、都道府県労働局から事業場に対する説明・指導を併せて行う。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		全ての業種(平成24年度までは旅館、料理店又は飲食店を営む事業主が対象)中小企業事業主が受動喫煙防止対策として行う喫煙室の設置等を実施するために必要な経費について、助成率1/2(平成24年度までは1/4)、上限200万円を助成する。また、事業者から提出される助成金計画認定等の審査や実地調査等の関連業務を行う。 また、職場の受動喫煙防止対策について、制度の内容に関する周知徹底を図るための説明会等を実施する(平成24年度まで)。								
実施方法		☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算		329	608	785	787		
			補正予算							
			繰越し等							
			計		329	608	785	787		
		執行額			36	101				
執行率(%)			11	17						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
		【平成23年度まで】 受動喫煙防止対策(全面禁煙又は空間分煙)を講じている事業場の割合			成果実績	%		48		
					達成度	%		(48)		
		【平成24年度】 平成24年度中に実施するアンケートによる実態調査で、「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を、70%以上とする。			成果実績	%			集計中	70
					達成度	%			集計中	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		各都道府県で1回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(集団指導)を行う。			活動実績 (当初見込み)	都道府県		44 (47)	47 (47)	(47)
		【平成23年度まで】 受動喫煙防止対策助成金の支給に係る予算の執行率			活動実績 (当初見込み)	%		4.2 (90)		
		【平成24年度】 助成金の1か月当たりの平均申請件数について、平成23年度実績に対し5割以上増加させる。			活動実績 (当初見込み)	件			6.9 (4.5)	
		【平成25年度】 助成金の1か月当たりの平均申請件数を14件(平成24年度実績比約2倍)以上とする。			活動実績 (当初見込み)	件				(14)
単位当たりコスト		756,663(円/件)			算出根拠	助成金の支給額:62,803,000円 助成金支給実績:83件 $62,803,000 \div 83 = 756,663$ (円)				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	諸謝金		0	1	検討会の開催による増					
	職員旅費		3	3						
	委員等旅費		0	1						
	庁費		22	22						
	事業費(補助金)		760	760						
	計		785	787						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	受動喫煙による健康への影響は明らかとなっている中、全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成23年の時点で48％であり、特に規模の小さい事業場や顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供する業種では対応が遅れている。また、がん対策推進基本計画において2020年までの目標として「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられている。以上により、国民のニーズは高く、国費を投入する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	平成22年12月の労働政策審議会建議において、国は事業者を支援するため、顧客が喫煙する飲食店、ホテル・旅館に対して、喫煙室設置に係る財政的支援を行うべきであるとされ、これに基づいて国が行っている事業である。全国的にまんべんなく支援が必要なため、国が主導で行うべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成23年の時点で48％であり、空間分煙を行おうとする中小事業主を直接支援している事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			－	－	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は労働者の健康を保護する観点から、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	申請の審査を実施する都道府県労働局において、厚生労働省の通達等に基づいた厳格な審査を実施している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	受動喫煙防止対策に取り組む事業者（一定業種の中小企業事業者に限定）への支援のための助成金のほか、助成金支給に係る審査業務のための経費、受動喫煙防止対策の周知・徹底を図るための説明会など、事業の目的の達成に必要な用途のみに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			○	本事業は、事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化（関係法令改正）に対応する事業者を支援することを目的として開始されたものであるが、改正法案が平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となり、受動喫煙防止措置が未だ事業場の義務となっていないことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。 加えて、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点等も関係していると推測される。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	本事業は、顧客が喫煙することにより労働者の受動喫煙対策が遅れがちな飲食店、旅館等を経営する中小企業事業主に限定して助成を行うものであり、助成金の支給までに、有効な措置のみに助成していることから、実効性としては高いと考えている。 また、喫煙室を設置し、そのほかを完全禁煙とすることは、受動喫煙防止対策として実効性の高い手段であると考えられる。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			×	本事業は、事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化（関係法令改正）に対応する事業者を支援することを目的として開始されたものであるが、改正法案が平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となり、受動喫煙防止措置が未だ事業場の義務となっていないことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。 加えて、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点等も関係してい	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	本事業では、受動喫煙防止措置について要件を設け、審査によりそれに合致した措置のみを助成対象としていることから、助成した事業場における受動喫煙防止措置として十分活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	成果目標は集計中、活動指標は達成しており、第12次労働災害防止計画においても重点施策とされていることから、引き続き事業を実施する。 なお、助成金制度について、これまでの活動実績を踏まえ、より効果的に受動喫煙防止対策を推進するため、平成25年5月16日より助成率を1/2に引き上げ、助成対象を全業種に拡大したところである。					
外部有識者の所見						
執行率を勘案し予算額への反映が必要。（長崎、井手）						
事業内容の改善 執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	平成25年2月策定の第12次労働災害防止計画で「平成29年度までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15％以下にする」という目標が設定されたため、一部新規施策分が増となっている。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	－	平成23年	0090	平成24年	0932

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.A社			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
受動喫煙防止 対策助成金	助成金支給	2			
計		2	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	喫煙室の設置等	2		
2	B社	喫煙室の設置等	2		
3	C社	喫煙室の設置等	2		
4	D社	喫煙室の設置等	2		
5	E社	喫煙室の設置等	2		
6	F社	喫煙室の設置等	1.9		
7	G社	喫煙室の設置等	1.9		
8	H社	喫煙室の設置等	1.5		
9	I社	喫煙室の設置等	1.4		
10	J社	喫煙室の設置等	1.4		

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	最新の知見を踏まえた分析方法の検討及び対策徹底のための周知			担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度開始・平成24年度終了			担当課室	化学物質対策課		森戸 和美		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	石綿含有建築物の解体作業は、今後も増加が見込まれ、ピークは平成40～50年度頃になると予想されている。このため、事業者が講じる石綿粉じんのばく露防止対策のより効果的な実施を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	石綿障害予防規則に基づく作業実態の確認のため、作業現場の気中の石綿濃度測定等を実施し、その結果を踏まえ、より効果的な石綿粉じんのばく露防止対策について検討する。また、石綿が漏洩した事案について、その原因及び再発防止対策を検討する。併せて、それらの結果を元に、石綿ばく露防止対策の留意事項について周知を図る。(24年度限りの事業)								
実施方法	☒ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算		208	168				
		補正予算							
		繰越し等							
				208	168				
	執行額			172	133				
執行率(%)			83%	79%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	調査対象事業場から「役に立った」、「作業環境が改善した」等の有用であった旨の回答を得られる割合を75%以上にする。			成果実績	%		90.0%	87.5%	
	※平成24年度については、任意の事業場を対象に平成24年5月に公示した「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」等に関し有用であった旨の調査を行った			達成度	%		120%	117%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	(H23年度)20カ所程度の作業場において、石綿障害予防規則等の遵守状況及び石綿粉じん濃度の測定の調査を行う。 (H24年度)平成24年5月に公示した「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の具体的実施のためのマニュアルを1種類作成する。			活動実績 (当初見込み)		24箇所 で調査 を実施 (20箇所)	1 (1種)		
	※平成24年度は委託事業における検討会において平成24年度測定は不要とされ、同検討会において平成23年度の測定結果等を用いて石綿ばく露防止対策の留意事項の周知のために上述のマニュアル作成を行った。								
単位当たりコスト	2,242,825 (円/現場)			算出根拠	委託事業の分のみ計算 2,242,825円/1種マニュアル = 2,242,825 円 マニュアル1種類あたりの費用を算出				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
				平成24年度限りの事業					
	計								

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	労働者の健康障害防止のため、石綿による健康障害を防止するための本事業はニーズがある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	石綿障害予防規則の適切な履行確保のため、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	労働者の石綿ばく露防止対策は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられていた。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	一般競争入札（総合評価落札方式）による競争の結果である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は、労働者が石綿ばく露防止対策のための検討、現場測定を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることは妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	本事業は現場でのアスベスト濃度測定とその結果を踏まえた検討を行うものであるため、単価あたりのコストとして、検討の成果としてのマニュアルの種類で計算することは妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	検討会の運営費等である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—	—	
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	本事業は、一定能力のある受託者が実施するものであり、実効性の高い手段と言える。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	見込みに見合っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	本事業で作成したマニュアルは、平成25年度以降、事業場での指導等に活用している。	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—	類似する事業はない。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	本件事業では、無駄のない執行を行うとともに、成果についても今後の対策の基礎となる平成24年5月に公示した「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の具体的実施のためのマニュアルが作成されるなど、事業の実施実績は、目的に十分即したものとなった。（24年度限りの事業）					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
—						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止 平成24年度限りの事業						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	91	平成24年	933

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

最新の知見を踏まえた分析方法の検討
及び対策徹底のための周知

厚生労働省
(132.8百万円)

〔 事業管理、受託者への指導 〕

【行政経費】

B. 事務費
(130.6百万円)

〔 石綿含有建築物等の解体等の現場での指導、
業者への集団指導 等 〕

【一般競争入札(総合評価落札方式)】

A. 社団法人日本作業環境測定協会
(2.2百万円)

〔 石綿含有建築物等の解体等の現場でのばく露防
止のためのマニュアルの作成 等 〕

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位: 百万
円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.一般社団法人日本作業環境測定協会			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	諸謝金	検討委員会、マニュアル執筆等	0.6			
	委託業務従事者経費	委託業務従事者経費	1.0			
	旅費	旅費	0.2			
	庁費	消耗品費、印刷費等	0.1			
	一般管理費	光熱水費等	0.2			
	消費税	消費税	0.1			
	計		2.2	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

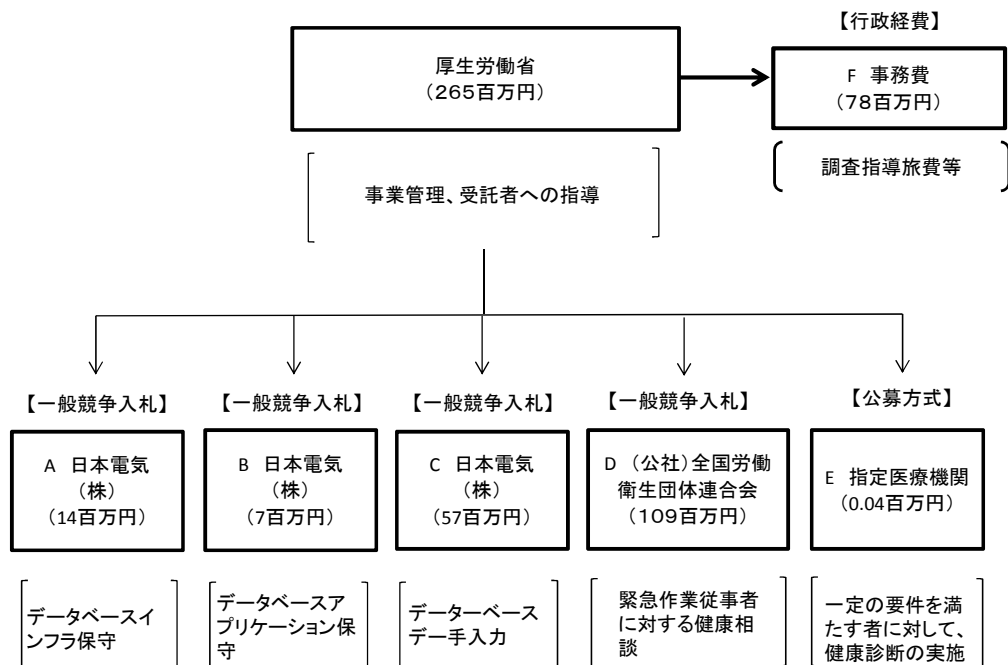
A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般社団法人日本作業環境測定協会	石綿含有建築物等の解体等の現場でのばく露防止のためのマニュアルの作成 等	2.2	4	41%

平成25年行政事業レビューシート										(厚生労働省)	
事業名		東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策			担当部局庁		労働基準局安全衛生部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度		平成23年度			担当課室		労働衛生課			泉 陽子	
会計区分		労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名		Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等		原子力被災者への対応に関する当面の取組方針 (平成23年5月17日 原子力災害対策本部決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		東電福島第一原子力発電所においては、これまで緊急作業に従事している労働者が被ばくする事故も発生しており、また作業期間の長期化に伴い、被ばく線量の増加による健康への影響が懸念されていることから、第一原発における労働者の健康管理の強化に政府として全力を挙げて取り組む必要がある。本事業は、健康診断結果等の長期的管理、該当者への検診の実施等により、緊急作業従事者の健康確保が図られることを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)		第一原発において緊急作業に従事した労働者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム」を構築するもの。また、緊急作業時の被ばく線量が一定以上の労働者を対象にがん検診等を実施する。									
実施方法		■直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算			598	483	428			
			補正予算		261						
			繰越し等								
		計			598	483	428				
		執行額			32	265					
執行率 (%)			12	44							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
		【平成24年度まで】 緊急作業に従事した労働者について、被ばく線量、健康診断結果をデータベースに入力し、当該労働者の長期的健康管理に資する。			成果実績			－	－		
					達成度	%		－	－		
		【平成25年度から】 緊急作業に従事した労働者について、がん検診等を受けることにより、疾病の早期発見を期する。			成果実績					－	
					達成度	%					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
		【平成24年度】 緊急作業に従事した労働者の被ばく線量、健康診断結果をデータベースに入力し、当該者約2万人に対しデータベースに登録された旨を証する書面を送付する。			活動実績 (当初見込み)	人			19,346		
							(ー)				
		【平成25年度から】 一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員に対し、直接又は事業者を通じてがん検診等の受診勧奨を行う。			活動実績 (当初見込み)	人				－ (手帳所持者数)	
単位当たりコスト		30,909 (円/人)			算出根拠	597,971千円÷19,346人分=30,909円					
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	職員旅費		7	7	システム運用経費、データ入力等経費、システム改修経費の増						
	社会復帰促進等旅費		1	1							
	庁費		29	29							
	情報処理業務庁費		225	255							
	土地建物借料		5	5							
	委託費		216	131	相談回数を見直したことによる減						
計		483	428								

事業所管部局による点検					
	項 目		評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	原発事故収束のために緊急作業に従事した作業員の長期的な健康管理は、適切に実施する必要があり優先度は高いことから、国民のニーズがあり、国費により事業を実施する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」において国が行う必要な援助が定められている。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	原発事故収束のために緊急作業に従事した作業員の長期的な健康管理は、優先度が高いものであり、実施する優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	ほぼ一般競争入札により調達しており、競争性、妥当性は確保されているが、一部において公募としている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」（平成23年5月17日原子力災害対策本部決定）において、「被ばく線量の管理、臨時の健康診断の徹底」、「作業届の提出による労働者の被ばく管理等の確認」及び「データベースの構築による健康管理」を掲げ、第一原発における労働者の健康管理の強化に政府として全力を挙げて取り組むこととなったところであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	妥当な水準であると考えられる。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費等は、真に必要な機器の購入や役務費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	受託者が既に都道府県支部を持っており、当初想定した借料を抑えることができた。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初予定していたデータベース作成、初期データの入力については適切に実施できている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	データベースは、今後蓄積される被ばく線量の入力業務や緊急作業従事者からの線量照会業務に活用される。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	緊急作業従事者の長期的健康管理を適切に行っていくため、当該データ入力、データベースの運用について今後も適切に対応する必要がある。 なお、成果目標及び活動指標を達成していることから、引き続き本事業を実施する。				
外部有識者の所見					
執行率を勘案し予算額への反映が必要。（長崎、井手）					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の改善	コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	活動実績を踏まえ、相談回数を見直したことによる減				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年	—	平成23年	0094、52	平成24年 0936

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位: 百万
円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.日本電気(株)			E.指定医療機関		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るインフラ運用・保守業務	14		※百万円未満のため記載せず。	
計		14	計		0
B.日本電気(株)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るアプリケーション保守業務	7			
計		7	計		0
C.日本電気(株)			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るデータ入力業務	57			
計		57	計		0
D.(公社)全国労働衛生団体連合会			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	相談謝金、支部事務所借料等	100			
管理諸経費	本部事務所借料等	4			
消費税		5			
計		109	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電気(株)	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るインフラ運用・保守業務	14	2	92%

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電気(株)	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るアプリケーション保守業務	7	2	74%

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電気(株)	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るデータ入力業務	57	1	99%

D.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公社)全国労働衛生団体連合会	東電福島第一原発作業員のうち、離職者等に対し、健康相談等を実施	109	1	44%

E.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福島労災病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん検診等を実施	0.2	随意契約	
2	新潟労災病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん検診等を実施	0.07	随意契約	
3	全国労働福祉協会茨城県支部	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん検診等を実施	0.03	随意契約	
4	刈野辺総合病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん検診等を実施	0.03	随意契約	
5	東北労災病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん検診等を実施	0.02	随意契約	
6	ちば県民予防財団	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん検診等を実施	0.02	随意契約	
7	日立総合病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん検診等を実施	0.01	随意契約	
8	岩手県立大船渡病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん検診等を実施	0.007	随意契約	
9	宇治武田病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん検診等を実施	0.005	随意契約	
10	公益財団法人北海道結核予防会 札幌複十字総合健診センター、 (財)岐阜県産業保健センター	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん検診等を実施	0.004	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労働安全衛生等事務費	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	本省設立時	担当課室	計画課	井内 雅明				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働基準行政においては、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、労働者の安全と健康の確保のための各種安全衛生対策を実施しており、その実施・運営のために必要な経費である。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働者の安全衛生を確保するためには、適切な労働安全衛生対策を推進する必要があり、労働安全衛生対策を実施するに当たって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入するものである。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度 227	23年度 261	24年度 227	25年度 216	26年度要求 222	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	227	261	227	216	222	
	執行額		187	217	195			
	執行率(%)		82%	83%	86%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、節約を図った前年度の執行額を踏まえた予算要求を行う。		成果実績		—	—	—	—
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。		活動実績 (当初見込み)		—	—	—	—
					—	—	—	—
単位当たりコスト	—		算出根拠	—				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	1	2	施設管理業務経費の増				
	庁費	206	210					
	各署修繕	9	10					
	計	216	222					

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費 必要投入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	労働安全衛生対策を実施するために必要な消耗品等を購入する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	労働安全衛生対策を実施するために国が自ら実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	労働安全衛生対策を実施するために必要な消耗品等を購入する必要がある。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			－	－	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	労働安全衛生対策を実施するために必要な経費であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			－	－	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	労働安全衛生対策を実施するために必要な消耗品等に限定して購入している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			－	－	
事業の有 効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			－	－	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			－	－	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			－	－	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－	－	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	－	－	－			
	－	－	－			
点検 結果	消耗品の購入等に当たっては、節約を図っており、成果目標及び成果指標を達成しているものとする。今後も労働安全衛生対策を実施するため、引き続き適切な予算措置を行う。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	労働安全衛生対策を実施するための事業であり、国の実施状況を把握し、事業推進を実行するなど、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	－	平成23年	－	平成24年	1017

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

労働安全衛生等事務費

厚生労働省、都道府県労働局
、労働基準監督署
(195百万円)

労働安全衛生対策を推進するた
めに必要な消耗品等の経費



【行政経費】

A. 事務費
(195百万円)

庁費、各所修繕等

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位：百万
円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

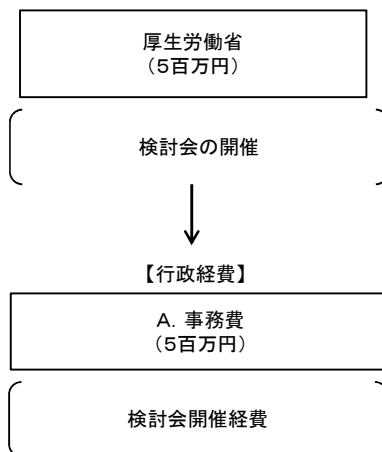
A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	職業病予防対策の推進		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	調査中		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため、適正な職業病予防対策の推進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	7	7	6	6	7	
		繰越し等						
		計	7	7	6	6	7	
	執行額		6	6	5			
	執行率(%)		82.4	86	83			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	検討会で得られた結果を政策に反映する。		成果実績		—	—	—	—
			達成度		—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	【平成23年度まで】 新しい職業病の発生等に対処するため検討会を開催し、職業病予防対策の推進を図る		活動実績 (当初見込み)		— (—)	— (—)		
	【平成24年度から】 新しい職業病の発生等に対処するため、必要な検討会を開催する。なお、右の実績は検討会の開催回数。		活動実績 (当初見込み)	回			6 (—)	— (—)
単位当たりコスト			算出根拠	本経費は検討会の開催費必要な経費以外の経費を含むため、単位当たりコストの算出は不可能。				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	諸謝金		0.7	0.8				
	職員旅費		0.5	0.5				
	委員等旅費		0.7	0.7				
	庁費		4.1	4.8				
計		6.0	6.9					

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	国の施策として新たな職業病の発生等に対処し、適切な職業病予防対策の推進を図るものであるから、国民のニーズは高く、国費を投入する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	職業病予防対策の推進は国の責務であり、国が直接実施する必要がある。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	新たな職業病の発生等に対処し、適切な職業病予防対策の推進を図るものであるから、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—	—	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	新たな職業病の発生等に対処し、適切な職業病予防対策の推進を図るものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	検討会の開催等に必要な経費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	検討会の開催等に必要な経費であり、他の手段・方法がない。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—	—	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	24年度は、除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止や廃棄物処分施設等で従事する労働者の放射線障害防止に関する検討会等を開催し、その結果を踏まえて、電離放射線障害防止規則を改正することができたので、目標を達成したと考えられる。 引き続き、職業病予防対策に係る検討会を必要に応じて実施し、同対策の推進に努める必要がある。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	新たな職業病の発生等に対処し、適切な職業病予防策を行うための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状どおり	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	1018

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

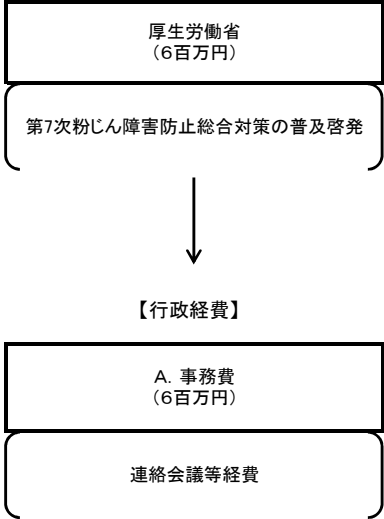
費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
a					
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	第7次粉じん障害防止総合対策費			担当部局庁	労働基準局安全衛生部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年度開始			担当課室	労働衛生課			泉 陽子	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等	第7次粉じん障害防止総合対策				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成20年から平成24年までの5年間の中期計画として策定された第7次粉じん障害防止総合対策の普及啓発を行うことを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	第7次粉じん障害防止総合対策の普及啓発の為、事業場に対する集団指導や関係団体との連絡会議等を実施する。								
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算							
		繰越し等							
		計	8	8	7	7	7		
	執行額		7	6	6				
	執行率(%)		87	75	86				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	(平成24年度まで) 第7次粉じん障害防止総合対策の普及を図る。			成果実績		-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	
	(平成25年度) じん肺症等の労災補償新規支給決定数を平成24年度と比較して2%以上削減させる。 (平成24年度の支給決定件数は集計中)			成果実績	件				対平成24年度 比2%減
				達成度	%				
	活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度
粉じん障害防止対策にかかる集団指導を、各監督署毎に1回ずつ、計325回開催する。			活動実績 (当初見込み)	回	360	329	404	325	
					(325)	(325)	(325)		
単位当たりコスト	18,270(円/回)			算出根拠	7,381千円(平成24年度予算額)/404回(平成24年度実施回数) =18,270円/回				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金		2.7	3.0	謝金単価の増				
	職員旅費		1.0	1.0					
	委員等旅費		0.1	0.1					
	庁費		3.2	3.2					
計		7	7.3						

事業所管部局による点検					
	項 目		評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	第7次粉じん障害防止総合対策は、平成19年6月18日に結ばれた全国トンネルじん肺訴訟の和解に関する合意書に定められた事項を含むものであり、国が実施すべきものとされていることから、ニーズはあり、国費により実施するものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	上記合意書に定められたのは、国が実施すべきとされたものであることから、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	上記のとおり、平成19年6月18日に結ばれた全国トンネルじん肺訴訟の和解に関する合意書に定められた事項を含むものであることから、優先的に実施すべきである。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	粉じん障害防止総合対策を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	粉じん総合防止総合対策の普及啓発のための活動以外には支出されていない。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	広く周知するためには、集団指導が効果的である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	粉じん作業従事労働者の健康管理に活用される。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	じん肺管理区分決定件数が平成24年度に4,750件と依然として高水準であることから、粉じん障害防止総合対策の普及啓発をし、事業場等での粉じん障害防止対策を促進する必要があること、また成果目標及び活動指標を達成しているため、引き続き本事業を実施する。 なお、第7次粉じん障害防止総合対策については、昨年度が最終年度であり、今年度からは第8次粉じん障害防止総合対策として推進している。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	労働者の健康を確保するべく、第7次粉じん障害防止総合対策の普及啓発のための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状どおり	-				
備考					
新施策名：粉じん障害防止総合対策費（平成26年度～）					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年	-	平成23年	-	平成24年 1019

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	屋外アーク溶接作業時に係る粉じんばく露防止対策の周知		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年度開始		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第7次粉じん障害防止総合対策				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	屋外アーク溶接作業時の粉じんばく露防止対策について、周知徹底を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	屋外アーク溶接作業時の粉じんばく露防止対策に係る集団指導を実施するとともに、そのポイントを示した資料を作成・配布する。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	1	1	1	1	1	
	執行額		1	1	1			
	執行率(%)		92	85	95			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	(平成24年度まで) 屋外アーク溶接作業時の粉じんばく露防止対策の普及を図る。		成果実績		-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	
	(平成25年度) じん肺症等の労災補償新規支給決定数を平成24年度と比較して2%以上削減させる。 (平成24年度支給決定件数は集計中)		成果実績	件				対平成24年度 比2%減
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	各労働局で1回ずつ、集団指導を実施する。		活動実績 (当初見込み)	局	-	0	47	-
					-	(47)	(47)	(47)
単位当たりコスト	24,894円/局		算出根拠	1,170,000円(平成24年度予算額)/47局=24,894円				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	職員旅費	0.1	0.1	-				
	庁費	1.1	1.1					
計	1.2	1.2						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費 必要投入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	屋外アーク溶接作業については、平成24年に新たにばく露防止対策が義務化されたため、その内容の周知は優先的に行う必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	上記のとおり、新たに義務化された事項であるため、国が自主的に実施すべきである。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	上記のとおり、新たに義務化された事項であるため、優先度は高い。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	新たな粉じん暴露防止対策を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	屋外アーク溶接作業時の粉じん暴露防止対策に係る周知に必要な経費として単位当たりコストは妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	屋外アーク溶接作業時の粉じん暴露防止対策に係る周知に必要な経費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			-	-	
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	広く周知するためには、集団指導が効果的である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	前年度において、各労働局で1回ずつ、集団指導を実施した。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	粉じん作業従事労働者の健康管理に活用される。	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	省令改正に伴う内容の周知については、国が積極的に実施する事項であり、幅広く多くの事業者に周知するためには、集団指導等の活動が必要である。 なお、成果目標及び活動指標を達成しているため、引き続き本事業を実施する。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	労働者の健康を確保するべく、屋外アーク溶接作業時の粉じんばく露防止対策を行うための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	-	平成23年	-	平成24年	1020

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(1百万円)

屋外アーク溶接作業時の粉じんばく露防止対策の普及啓発



【行政経費】

A. 事務費
(1百万円)

集団指導等経費

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）									
事業名	有害物質安全対策費			担当部局庁	労働基準局安全衛生部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和54年開始			担当課室	化学物質対策課			森戸 和美	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第57条の3			関係する計画、通知等	－				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働安全衛生法第57条の3に基づき、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ有害性の調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、厚生労働省においては、当該届出を審査し、労働者の健康障害の防止のために指導等を行っている。 新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、通常、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その調査結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているが、有害性調査機関が優良試験所基準（GLP）に基づき適正に有害性調査を行うことを担保するため、査察を実施し、優良試験所基準への適合を確認する。								
実施方法	■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算	117	114	111	101	100		
		繰越し等		182					
		計	117	297	111	101	100		
	執行額		96	243	96				
	執行率（％）		82.4%	82%	86%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	新規化学物質の官報による名称公表回数(年4回)			成果実績	回	4	4	4	4
				達成度	％	100.0%	100.0%	100.0%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請があった有害性調査機関に対して、100%査察を実施する。			活動実績 (当初見込み)		申請に対して 100%査察を実施した (申請数5件)	申請に対して 100%査察を実施した (申請数6件)	申請に対して 100%査察を実施した (申請数1件)	(申請数は4件の見込み)
単位当たりコスト	－			算出根拠	本事業の経費は行政経費であり、単位当たりのコストを算出するためには、本事業の経費のほか、職員の人件費や間接経費も含めて計算をする必要があるが、この人件費や間接経費と本事業に要する額を切り分けることが出来ないため算出は困難。				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金		2.0	2.2	謝金は単価の増によるもの。旅費は平成25年度限りの実施内容に係る部分の減。				
	職員旅費		5.8	5.4					
	委員等旅費		1.1	0.6					
	庁費		92.2	92.2					
計		101.2	100.4						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	新規化学物質は毎年約1200種類の届出があり、今後も増加する傾向にあることから、その審査等に関するニーズは高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	新規化学物質の届出は、国が労働安全衛生法により規定しているものであるところ、その審査等を行う本事業は、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	新規化学物質は毎年約1200種類の届出があり、今後も増加する傾向にあることから、その審査等については優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出は、労働者の保護の観点から国が義務づけているものであるが、届出内容の審査を通じて、新規化学物質による労働者の健康障害防止を図っているものであり、審査等の適正な実施は事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、有害性調査機関の査察に係る査察委員への謝金や旅費、審査事務に係る経費等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	毎年度、目標を達成しており、活動実績は見込みに見合ったものとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	届出のあった新規化学物質は毎年公表しており、広く国民に周知している。また、有害性調査機関に対して査察を実施し、その業務の適切な履行を徹底させることにより、各機関による調査の質を担保している。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		○	安衛法の他に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）及び薬事法のそれぞれにおいて、対象目的等の異なるGLP制度があるところ、労働者の健康障害防止を目的とする安衛法に対して、化審法は国民一般・生態系への影響防止を目的とし、又、薬事法は医薬品の安全性確保を目的としている。各法に基づき、各所管省庁・部局がそれぞれ試験機関のGLP査察を行っているが、上記の所掌の範囲に応じて、適切に役割分担を行っている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
		「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）に基づく化学物質GLP制度	厚生労働省医薬食品局、経済産業省、環境省			
		薬事法に基づく医薬品GLP制度	厚生労働省医薬食品局			
点検結果	毎年度、活動指標・成果指標を順調に達成し、届出の審査の適切な実施を通じて対象とした化学物質の有害性の有無等を明らかにしてきており、事業は有効に運営できているものと評価できる。 引き続き有効な事業の運営に努めてまいりたい。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	職場における新規化学物質の審査等により、労働者の健康障害を防止するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	1021

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

有害物質安全対策費

厚生労働省
(95.5百万円)

事業管理



【行政経費】

A. 事務費
(95.5百万円)

届出の審査、有害性調査機関の査察 等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		(精査中)	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）									
事業名	有害性試験結果評価等のための専門家会議の設置			担当部局庁	労働基準局安全衛生部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和54年開始			担当課室	化学物質対策課化学物質評価室			角田 伸二	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第57条の5			関係する計画、通知等	－				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	新規に届出がなされた化学物質について、健康障害防止措置の要否等を判断するため、当該物質の有害性試験結果に関して専門家に意見聴取を行う。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	新規化学物質の届出の際に事業者から提出される有害性試験結果について、専門家による評価を行う。								
実施方法	■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算	1.1	1.0	0.8	0.8	0.8		
		繰越し等							
		計	1.1	1.0	0.8	0.8	0.8		
	執行額		0.9	0.8	0.7				
	執行率 (%)		82.4%	80%	86%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	専門家への意見聴取の結果、強い変異原性を有すると評価された物質について、健康障害防止のための指針(通達)の対象とする。			成果実績	指針の 発出の 実績	6月及び11月 に指針を発出	11月に指針を 発出	12月に指針を 発出	必要に応じて 指針を発出する。
				達成度	%	100%	100%	100%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	届出があった新規化学物質について、専門家による有害性の評価を100%実施する。			活動実績 (当初見込み)	有害性 評価の 実施率	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	(100%)
単位当たりコスト	－			算出根拠	本事業の経費は行政経費であり、単位当たりのコストを算出するためには、本事業の経費のほか、職員の人件費や間接経費も含めて計算をする必要があるが、この人件費や間接経費と本事業に要する額を切り分けることが出来ないため算出は困難。				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金		0.4	0.4	－				
	委員等旅費		0.2	0.2					
	庁費		0.2	0.2					
計		0.8	0.8						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	新規化学物質は毎年約1200種類の届出があり、今後も増加する傾向にあることから、その評価等に関するニーズは高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	新規化学物質の届出は、国が労働安全衛生法により規定しているものであるところ、その評価等を行う本事業は、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	新規化学物質は毎年約1200種類の届出があり、今後も増加する傾向にあることから、その評価等についても優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出は、労働者の保護の観点から国が義務づけているものであるが、届出内容の審査を通じて、新規化学物質による労働者の健康障害防止を図っているものであり、届出内容の適正な評価は事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、届出内容の評価を行う専門家への謝金や旅費等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	毎年度、目標を達成しており、活動実績は見込みに見合ったものとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	届出のあった新規化学物質は毎年公表しており、広く国民に周知している。また、届出内容の評価した結果、強い変異原性を有すると認められたものについては、健康障害防止のための指針（通達）を発出しており、評価結果は活用している。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		○	安衛法の他に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）において、対象目的等の異なる届出制度があるところ、労働者の健康障害防止を目的とする安衛法に対して、化審法は国民一般・生態系への影響防止を目的としている。 各法に基づき、各所管省庁・部局がそれぞれ届出内容の評価を行っているが、上記の法の目的に応じて、適切に役割分担を行っている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
		「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）に基づく新規化学物質製造・輸入届出制度	厚生労働省医薬食品局、経済産業省、環境省			
点検結果	毎年度、活動指標・成果指標を順調に達成し、有害性調査結果の適切な評価を通じて、対象とした化学物質の有害性の有無等を明らかにしておき、事業は有効に運営できているものと評価できる。 引き続き有効な事業の運営に努めてまいりたい。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	職場における新規化学物質の有害性調査試験結果を専門家に評価してもらうための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	1022

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

有害性試験結果評価等のための専門
家会議の設置

厚生労働省
(0.7百万円)

(事業管理)



【行政経費】

A. 事務費
(0.7百万円)

(届出の審査、有害性調査機関の査察 等)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		(精査中)	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	石綿障害防止総合相談員等設置経費			担当部局庁	労働基準局安全衛生部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成21年度開始			担当課室	化学物質対策課			森戸 和美	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出情報の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化することにより、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。								
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算	198	244	247	248	246		
		繰越し等		28					
		計	198	272	247	248	246		
	執行額		—	—	212				
	執行率(%)		—	—	86%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	(平成24年度まで) アウトカム指標となり得るのは、石綿による健康障害の発生件数の減少であるが、ばく露から発症まで数十年というタイムラグがあるため、年度単位の評価のためのアウトカム指標の設定は困難である。			成果実績	%	—	—	—	—
	(平成25年度) 届出・申請等に対して、例えば計画届の審査であれば届出の内容を適切に審査し、計画内容に不備があれば修正を指導するなど、適正な処理を実施する。			達成度	%	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。(本事業に係るレビューシートは平成24年度に新規に作成したものであるため、平成22年度以前は指標の設定がない。)			活動実績 (当初見込み)			90%以上 (90%以上)	90%以上 (90%以上)	(90%以上)
単位当たりコスト	1,859 千円／人 902 千円／人			算出根拠	・石綿障害防止総合相談員(配置数54人) 100,406÷54人 ≒ 1,859 千円／人 ・石綿届出等点検指導員(配置数163人) 147,105÷163人 ≒ 902 千円／人				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金		243	242	活動実績を踏まえ、謝金単価のうち地域手当相当分の精査を行ったことによる減。				
	委員等旅費		3	3					
	庁費		2	2					
	計		248	246					

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	石綿による健康障害防止対策は国民が高い関心を有しているものであり、又、石綿含有建築物等の解体等の作業が今後も全国的に増加していくことが見込まれる中、労働者の石綿ばく露防止のための取組は広く求められているものであり、広く国民のニーズが存在する。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	石綿障害予防規則に基づく届出等の審査を行うものであるため、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働者の石綿ばく露防止対策は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		－	－		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働現場における石綿ばく露防止方法等に関する照会等に対応するとともに、健康管理手帳制度に係る相談対応・交付申請の受付等を行う本事業は、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	石綿障害防止総合相談員等を適正に配置しており、単位当たりコストの水準も妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		－	－		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、相談員等の謝金や旅費等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		－	－		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	局及び監督署に配置し、国民からの相談等に直接対応できるようにしており、実効性が高いものである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みに見合った活動実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		－	－		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		－	類似する事業はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	石綿に関しては、国民の関心、ニーズが高い。また、国が実施すべき事項であるとともに、相談員・指導員ともに目標を上回る十分な活動実績を示しており、かつ届出・申請等の処理を適正に実施していることから、目標も達成していると言える。 引き続き適切な事業の運営に努めてまいりたい。					
	外部有識者の所見					
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の確認コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減活動実績を踏まえ、謝金単価のうち地域手当相当分の精査を行ったことによる削減。						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	－	平成23年	－	平成24年	1023

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(212百万円)



【行政経費】

A. 事務費
(212百万円)

〔 相談員、指導員への謝金、旅費など 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		(精査中)	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

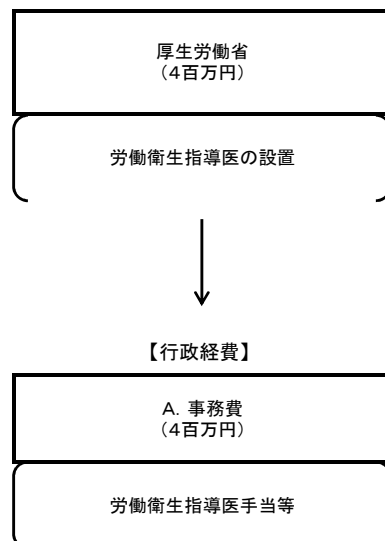
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労働衛生指導医設置経費	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年度開始	担当課室	労働衛生課	泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第95条	関係する計画、通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置し、都道府県労働局長に対し意見を述べさせることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働安全衛生法第95条に基づく、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。平成25年4月1日現在、都道府県労働局に計58名設置している。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	5	5	5	3	4	
		繰越し等						
		計	5	5	5	3	4	
	執行額		4	4	4			
	執行率(%)		80	80	80			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	全47労働局において労働衛生指導医を設置する。		成果実績	局	47	47	47	47
			達成度	%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	【平成23年度まで】 全47労働局において労働衛生指導医の選任手続きを適切に行う。		活動実績 (当初見込み)	局	47	47		
	【平成24年度から】 労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合には、機を逸しないよう速やかに意見を求める。		活動実績 (当初見込み)	—			—	—
							(—)	(—)
単位当たりコスト	59,741(円/労働衛生指導医一人あたり)		算出根拠	平成24年度予算額÷労働衛生指導医設置人数 =3,465,000円÷58人≒59,741円				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	非常勤職員手当	2.1	2.3	—				
	職員旅費	0.6	0.6					
	委員等旅費	0.6	0.6					
	庁費	0.1	0.1					
	計	3.4	3.6					

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	社会的に注目を浴びる事業において活動を行うことがおおいことから、国民のニーズがある。また、国が指導医を任命するものであることから、国費を投入する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	都道府県労働局長の権限の発動に伴うものであるから、国で実施すべきである。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	東電福島第一原発の作業員に対する健診命令を行なうなど、社会的に注目を浴びる事業において活動を行なうことが、多いため、優先的に実施すべきものである。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	労働者の職業病予防を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	労働衛生指導医一人あたりのコストとして妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	労働衛生指導医の活動に必要な経費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-	-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	労働局長が健康診断等の指示を行うにあたり、助言を求めるべき専門医を予め任命しておくことは、速やかかつ適切な実施において必要なことである。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	見込みのとおりに労働衛生指導医を設置した。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	労働衛生指導医の意見に基づき、健診指示等を行っている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	労働衛生指導医の活動が必要となる事案の発生に備え、その職務が確実に履行されるよう、適切な予算措置と任期の管理を行うことが必要である。 また、有機溶剤や放射線対策など、労働衛生管理について労働衛生指導医の意見が必要となる事案が今後も見込まれること、成果目標及び活動指標を達成していることから、引き続き本事業を実施する。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	労働者の職業病を未然に防止するべく、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	-	平成23年	-	平成24年	1024

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

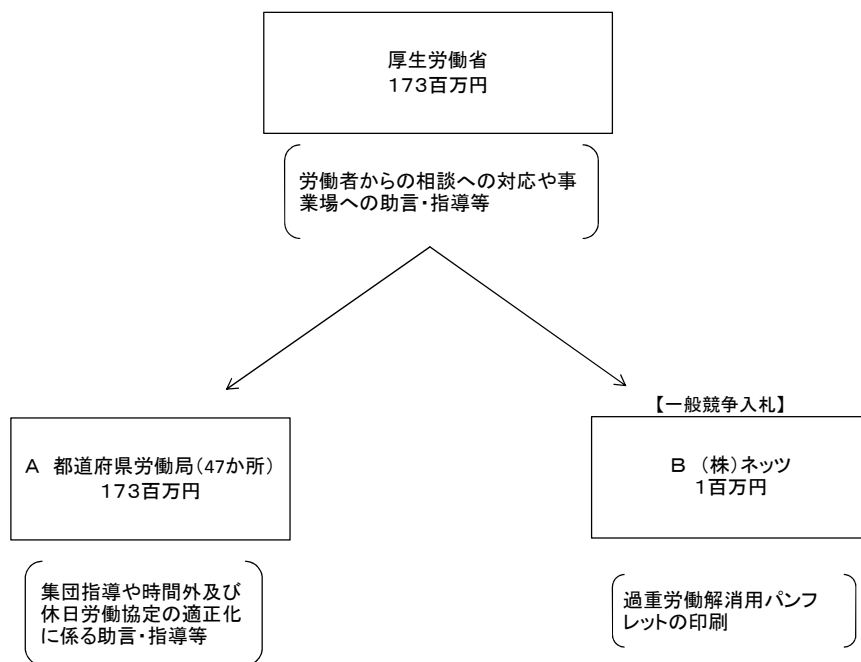
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費	担当部局庁	労働基準局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始：平成23年度	担当課室	監督課	美濃 芳郎			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働時間が週60時間以上の労働者の割合が高い水準で推移し、また脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移する中、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより健康障害防止を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	時間外及び休日労働協定の適正化について、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図るとともに、過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検を実施することにより、長時間労働・過重労働の解消・抑制等対策を推進する。						
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他						
予算額・執行額 (単位：百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	265	210	226	246	
		補正予算					
		繰越し等					
	計		265	210	226	246	
	執行額		226	173			
	執行率(%)		85.3	82.4			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	平成23年度 ①全国の、運送業、旅館業、飲食業、印刷業及び食料品製造業の5業種の事業主を中心として、作成した好事例集(13万部を予定)をすべて配布する。 平成24年度 ②非農林業雇用者全体に対する週60時間以上の就業時間の者の割合について減少傾向を維持する。 平成25年度 ③時間外及び休日労働協定の点検件数を400,000件以上とする。	①成果実績	部	—	13万部	—	—
		①達成度	%	—	100%	—	—
		②成果実績	%	—	—	9.2%	—
		②達成度	%	—	—	低減傾向を維持している(前年度9.3%)	—
		③成果実績	件数	—	—	—	(400,000件)
		③達成度	%	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	平成23年度 ①アンケート調査の有効回答率を前年度以上とする。 ②過重労働解消用パンフレットを160,000部作成・配布する。 平成24年度 ②過重労働解消用パンフレットを80,000部作成・配布する。 平成25年度 ②過重労働解消用パンフレットを80,000部作成・配布する。	①活動実績	%	—	29.7	—	—
		(当初見込み)		—	(27.6)	—	—
		②活動実績	部	—	160,000	120,000	
		(当初見込み)		—	(160,000)	(80,000)	(80,000)
単位当たりコスト	10.5 (円/部)		算出根拠	A.過重労働解消用パンフレット印刷経費 1,258,513円 B. 印刷部数 120,000部 以上より、単位当たりコスト(A/B) 10.5円			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	171	176	過重労働解消に向けた周知啓発のためのセミナーの開催、過重労働解消に向けての取組事例集の作成等を行うための委託事業を実施することによる増。			
	職員旅費	8	8				
	委員等旅費	1	1				
	庁費	46	46				
	労働災害防止対策事業委託費		16				
	計	226	246				

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	労働時間が週60時間以上の労働者の割合が高いとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移する中で、長時間にわたる時間外労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を図るものであることから、広く国民のニーズがある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	長時間労働・過重労働の解消・抑制に向けた各種指導や時間外及び休日労働協定の適正化の窓口指導は、都道府県労働局と労働基準監督署が行う業務である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	労働時間が週60時間以上の労働者の割合が高いとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移する中で、長時間にわたる時間外労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を図るものであることから、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	パンフレットの作成については、一般競争入札を行い、株式会社ネッツと契約したものであり、競争性が確保された選定であった。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は、長時間労働・過重労働の解消・抑制を図り、健康障害の防止を目的とするものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	パンフレットの作成について、一般競争入札を行うことで単位当たりコストの削減に努めており、その水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	届け出られた時間外及び休日労働協定に関して、助言指導を行う指導員の諸謝金や、過重労働による健康障害防止対策に資するパンフレットの印刷費用等であり、真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	関係パンフレットは必要部数印刷され、活動実績は見込みに見合っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	関係パンフレットは、関係機関や事業主へ幅広く提供しており、十分に活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	適正な事業運営に努めた結果、成果目標は達成され、活動実績は活動指標を上回る結果となった。 労働時間が週60時間以上の労働者の割合が高いとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移している現状を踏まえ、引き続き、本事業を実施していく必要があると考える。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	過重労働解消のための集団指導等を行う、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に設置するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年		平成23年		平成24年	1025

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。 ※金額は平成24年度執行額



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.都道府県労働局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	時間外及び休日労働協定点検指導員の謝金	151			
職員旅費	集団指導を実施するのに必要な旅費	3			
委員等旅費	時間外及び休日労働協定点検指導員の研修旅費	1			
庁費	集団指導を実施するにあたっての必要経費	18			
計		173	計		0
B.(株)ネッツ			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
印刷費	印刷費	1			
計		1	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	24		
2	大阪労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	13		
3	愛知労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	8		
4	神奈川労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	8		
5	福岡労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	7		
6	埼玉労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	7		
7	兵庫労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	6		
8	静岡労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	5		
9	北海道労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	4		
10	千葉労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	4		

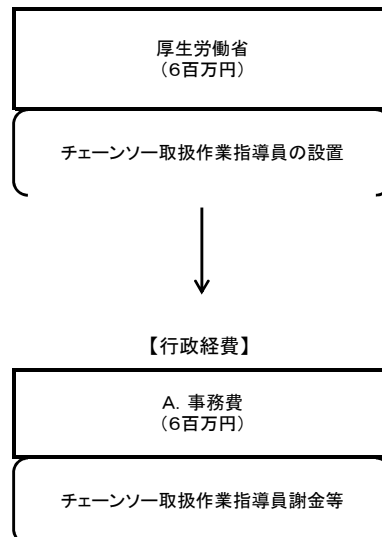
B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ネッツ	過重労働解消用パンフレットの印刷	1	7	55.7%

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	チェーンソー取扱作業指導員設置等経費			担当部局庁	労働基準局安全衛生部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	調査中			担当課室	労働衛生課			泉 陽子	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定			政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、通知等	H元.10.27基発第582号(改H22.3.12基発0312第1号)「チェーンソー取扱作業指導員について」、H21.7.10付け関連通達				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用いチェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	チェーンソー取扱作業指導員は、労働基準局長が指定する都道府県にて、社会的信望があり、林業における振動障害の防止に関する深い関心と理解を有する、自己の利益を図り、又は政治的に利用しようとし、指導員としての活動が不十分となるおそれのない者等の要件を具備した者のうちから都道府県労働局長が委嘱し、上述の事業の目的のため活動を行う。当該指導員の任期は2年である。								
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算							
		繰越し等							
		計	10	9	7	7	7		
	執行額		8	7	6				
	執行率(%)		80	78	86				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	【平成24年度まで】 チェーンソー取扱作業指導員によるチェーンソー取扱作業指針の周知、振動障害防止に係る知識の普及等の活動を適切に実施する。			成果実績	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	
	【平成25年度から】 チェーンソー取扱作業指導員による指導事業場件数を例年と同数程度とする。			成果実績	件				例年と同数程度 (平成24年度は197)
				達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	チェーンソー取扱作業指導員を23労働局に設置する。			活動実績 (当初見込み)	局	23	23	23	— (23)
単位当たりコスト	34,055円/事業場			算出根拠	6,709,000(平成24年度予算額)/197事業場=34,055円				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	諸謝金	4.7	4.7	—					
	職員旅費	0.4	0.4						
	委員等旅費	0.9	0.9						
	庁費	0.7	0.7						
計	6.7	6.7							

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	振動障害の防止を推進するため、優先度は高い。また、国が指導員を委嘱するものであることから、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	振動障害予防対策は国の責務であり、国が直接実施する必要がある。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	振動障害の防止を推進するため、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	振動障害予防対策を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	チェーンソー取扱作業指導員の活動に必要な経費の一人当たりのコストとして妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	チェーンソー取扱作業指導員の活動に必要な経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	集団指導や職員による指導と比較しても、専門の指導員が林業の作業現場を巡回する実効性は高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みどおりチェーンソー取扱作業指導員を設置した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	チェーンソー取扱作業従事労働者の振動障害予防対策に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	林業における振動障害防止を推進するために必要な労働局に設置しているものであり、専門の指導員による実効性が高い現場指導を実施しているところである。 なお、成果目標及び活動指標を達成しており、また、林業は安全衛生管理が脆弱な中小零細が多く、また一定の新規参入者もあることから、引き続きチェーンソー取扱作業指導員による指導により振動障害予防対策の推進を図る。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	労働者の健康を確保するべく、林業の作業現場等を巡回し、チェーンソー取扱い作業指針の周知徹底、振動障害防止に係る知識の普及を担う、チェーンソー取扱作業員を都道府県労働局に設置するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	1026

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）									
事業名	機械等の災害防止対策費			担当部局庁	労働基準局安全衛生部安全課			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	—			担当課室	安全課			奈良 篤	
会計区分	労働保険特別会計 労働勘定			政策・施策名	Ⅲ－２－１ 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第3条第2項			関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	危険性・有害性のある機械設備について、その設置時又は変更時に法令への適合確認を行うとともに、危険性・有害性の調査等(リスクアセスメント)を指導するため、機械設置等に係る審査及び実地調査を行い、もって機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図る。また、都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行い、その業務の適正化について指導を行う。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国(地方労働局、労働基準監督署)による下記の事業 ①機械等設置届等に係る審査及び実地調査 ②検査業者、登録教習機関等に対する監査指導								
実施方法	■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算							
		繰越し等							
		計	14	11	11	11	11		
	執行額		12	9	9				
	執行率(%)		86%	82%	86%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	機械設備による労働災害の対前年比減			成果実績	件	28,496	28,613	28,218	28,218以下
				達成度	%	98.5	99.6	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	機械設備の設置時又は変更時に必要な指導を行うとともに、実地調査の対象基準に該当するすべてのものについて実地調査(平成24年度実績:391件)を行う。また、都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教習機関等に対し、対象基準に該当するものについて監査指導を行う。			活動実績 (当初見込み)	件	321 (445以上 (3力年平均))	432 (395以上 (3力年平均))	391 (390以上 (3力年平均))	— (381以上 (3力年平均))
単位当たりコスト	5,354円／件			算出根拠	10,521,000(24年度予算)÷〔391(24年度実地調査数)+(1,420(教習機関)+3,301(検査業者))÷3年〕				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	謝金		0.1	0.1					
	職員旅費		7.2	7.2					
	委員等旅費		0.1	0.1					
	庁費		3.0	3.0					
計		11	11						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費 必要投入 性の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	労働安全衛生関係法令に基づき、国が設置届の審査検査業者・登録教習機関の監査等を行うこととされている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	機械災害は全労働災害の1/4を占めており、指が切断するような重篤災害も後を絶たないため、機械災害防止対策は喫緊の課題である。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			－	－	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	本事業は、労働災害防止のため、事業者に対して指導を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	1回の出張で複数の件数をこなすことができるように、指導計画を立てて、業務の効率化コスト削減に努めている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	事業に必要な旅費、計測器具、保護具等の購入費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			－	－	
事業の有 効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			－	－	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	実施基準を定め、着実に実施している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			－	－	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－	－	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	－		
点 検 結 果	平成24年度については、当初計画どおり、事務を適切に実施して、成果目標及び活動指標を達成している。引き続き、事業を実施することとしたい。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	機械等の労働災害防止のため、機械設備の設置時又は変更時に指導等を行うための事業であることから、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき（必要な予算措置に努めること）。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	－	平成23年	－	平成24年	1027

機械等の災害防止対策費

厚生労働省
(9百万円)

(局署への指導、進捗管理)



行政経費

A. 事務費
(9百万円)

(①機械設備の設置時又は変更時における審査
及び実地調査の実施
②検査業者監査指導、登録教習機関監査指導
等)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0